

経済産業省 御中

**令和元年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業
（グローバルサプライチェーンを背景とした輸入製
品事故の減少に資する海外制度に係る動向調査）
報告書**

2020 年 3 月 13 日

 **株式会社三菱総合研究所**

科学・安全事業本部

目次

1. はじめに	4
2. 他国における輸入製品事故に対応した制度等の動向調査	6
2.1 調査設計	6
2.1.1 調査対象	6
2.1.2 調査方法	6
2.2 調査結果	6
2.2.1 米国	7
2.2.2 欧州（ドイツ）	18
2.2.3 他国における輸入製品事故対策のまとめ	30
3. 我が国における輸入製品事故への対応策の検討	35
3.1 製品の生産国に関する情報収集	35
3.1.1 中国の国内制度	35
3.1.2 事故情報管理の状況	47
3.1.3 事故発生及び規制当局による対処の実態	59
3.1.4 民間基準や業界団体等の民間ベースの取組	66
3.1.5 その他	73
3.2 我が国における輸入製品事故に係る課題	77
3.2.1 事業者が直面している課題	77
3.2.2 背景にあるガバナンス上の課題	81
3.3 他国における輸入製品事故対策の我が国への適用可能性検討	82
3.3.1 米国における対策	82
3.3.2 欧州における対策	86
3.4 我が国における将来的な輸入製品事故対策（案）	95
3.4.1 主な対策の将来的な適用イメージおよび当面の取組・課題	95
3.4.2 輸入製品事故対策の体系	98
4. まとめと今後の課題	101

図目次

図 2-1	輸入製品の安全に向けた水際対策に係る執行・管理体制（米国）	10
図 2-2	輸入製品事故等の情報収集・共有制度に係る執行・管理体制（米国）	14
図 2-3	輸入製品の安全に向けた水際対策に係る執行・管理体制（ドイツ）	20
図 2-4	輸入製品事故等の情報収集・共有制度に係る執行・管理体制（ドイツ・欧州）	25
図 3-1	中国政府の製品品質の監督管理を所管する部署.....	43
図 3-2	消費者製品リコール管理暫定規定のリコール実施フロー.....	51
図 3-3	輸出入工業及び消費者製品リスク評価センターのウェブサイト.....	53
図 3-4	税関総署の SNS 向け情報サイト	60
図 3-5	欠陥製品リコール実施の対応の流れ	65
図 3-6	中国国内市場での消費者クレームの多い製品.....	67

表 目 次

表 2-1	米国・ドイツ（EU）現地ヒアリング調査の行程	6
表 2-2	戦略的フレームワークに基づくアクションプラン抜粋	11
表 2-3	CBP が収集する貨物情報	16
表 2-4	米国における e コマース関連の取組の方向性	17
表 2-5	EC 規則 2019/1020 における「税関連携」関連の記載内容	21
表 2-6	EU 域内で運用されている情報共有システム	22
表 2-7	「ドイツの危険な製品」データベースのデータセット（例）	24
表 2-8	EC 規則 2019/1020 における「ICSMS」関連の記載内容	26
表 2-9	税関との連携に係る法律上の記載内容の比較（米国・EU）	30
表 2-10	他国における輸入製品事故対策リスト	32
表 3-1	中国の輸出品の製品安全規制に係る主要な法令及び所管政府部門	36
表 3-2	品質安全リスク管理体系の整備方針	45
表 3-3	欠陥消費者製品リコール制度の対象製品（リコール対象製品管理目録：廃止済）	49
表 3-4	輸出入工業及び消費者製品リスク評価センターの公表リコール情報の例	54
表 3-5	国家標準化管理委員会の最近の国際交流の動向	55
表 3-6	中国検査検疫科学研究院の最近の国際交流の動向	57
表 3-7	中国品質認証センターの最近の国際交流の動向	58
表 3-8	2019 年の製品品質国家監督サンプル検査の対象（60 品目）	62
表 3-9	強制性標準の対象製品（21 製品群）	68
表 3-10	国内で追加的に実施した情報収集	77
表 3-11	国内事業者が直面している輸入製品事故に係る課題リスト	81
表 3-12	他国における輸入製品事故対策の我が国への適用可能性検討	91
表 3-13	輸入製品事故対策の体系	100

1. はじめに

本事業では、消費生活用製品安全法で定められるところの消費者生活用製品の安全性を確保する政策を検討する上で、対策が不可避となっている輸入製品による事故を減少させるために、同様の課題を抱えている諸外国の制度等を調査し、調査を通じて得られた情報に基づき、輸入製品事故対策を検討し、将来的に施策に反映させることにより国内で生じている輸入製品による事故の減少に資することを目的とする。

我が国では、製品安全関連法（電気用品安全法、消費生活用製品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等）を基本とし、重大製品事故の報告制度や長期使用製品安全点検・表示制度など、製品事故を減らすための制度を整備してきた。これらの取組が功を奏し、この10年間で、国内で発生する重大製品事故は減少傾向にある。しかしながら、国内で発生する重大製品事故のうち、国産製品の重大製品事故は減少傾向にある一方で、輸入製品の事故件数には変化の傾向は見られない。さらに輸入製品の事故原因は製品起因と判断されたものが多く、これには近年認識されているサイレントチェンジ¹も含まれている。

また、経済協力開発機構（OECD）の製品安全作業部会（WPCPS）では、加盟国等において実施された製品事故等をきっかけとしたリコール情報をとりまとめ、リコールポータルとして公開している。これによると、多くの国におけるリコール製品は、自国製のものを含むものの、輸入された製品が多いことが分かる。また、その輸入元は一部の国の割合が大きい。

この傾向は、OECD加盟国が共通した課題、すなわち海外から輸入した製品による事故が一定程度存在しているという問題を抱えていることを示している。この背景には、急激に増加しているインターネット市場における製品の商取引や国際化が進んだサプライチェーンがある。拡大・複雑化したサプライチェーンでは、大規模な事業者でなくてもインターネットを通じて他国で製造された製品を売買することが可能になっている。取引の規模の幅は広がり、事業の範囲も複雑化しているため、サイレントチェンジのような現象が見えづらくなっていることも、輸入製品の事故が存在し続ける要因になっている。

したがって、輸入製品による事故への対策は、喫緊の課題であるものの、我が国の現行制度は事後規制を中心としており、基本的には事業者の自主的な対応に基づく法令遵守を前提としている。そのため直接的に違法製品を見つけ出すことが難しい。一方で、米国においては税関と連携し、水際での対応を検討しているという情報もあり、各国で輸入製品に対する制度の検討がなされている。複雑化するグローバルサプライチェーンにおいては一国のみの対応だけでなく、他国との連携による取組による対応も有力であると考えられることから、各国の制度の状況を把握するとともに、今後の我が国で取るべき対策や、諸外国との連携の可能性について検討する必要がある。

上記を踏まえ、当該事業では、米国、EU等の我が国と状況が類似している諸外国において、自国以外で製造された輸入製品が引き起こす製品事故について取られている対応策や、

¹ 製造事業者自身が自社製品に関してですら拡大・複雑化が進むグローバルサプライチェーンにおける部品・素材等のトレーサビリティを確保できず、その結果、コスト削減等の事由により下請け会社が発注元の企業に知らずに製品の一部分の仕様が変更され、納品されてしまう事象。

効果を発揮している制度等について調査し、我が国における制度等との比較、適用可能性、諸外国との連携可能性等の検討を行い、将来的な施策への反映を検討する。

2. 他国における輸入製品事故に対応した制度等の動向調査

米国や EU 等、我が国と状況が類似していると考えられる先進国で取られている、輸入製品事故（国内企業が海外で製造し、輸入したものを含む）に対応した対応策、制度等（例えば、水際対策、事故報告制度、事故情報収集制度、違反時の罰則規定、域外適用についての考え方、等）及び執行・管理体制について調査する。その際、上記が機能する前提となっている制度や民間基準等が関係する場合には、これらについても整理する。

2.1 調査設計

2.1.1 調査対象

我が国と状況が類似していると考えられる先進国として、米国およびドイツ（EU）の2カ国を対象として調査を実施した。

2.1.2 調査方法

関連文献の収集および現地ヒアリングを通じて調査を行った。現地ヒアリングの対象および行程を表 2-1 に示す。

表 2-1 米国・ドイツ（EU）現地ヒアリング調査の行程

	日付	対象
米国	2020/1/15(水)	行政機関
	2020/1/16(木)	消費者関連機関
EU	2020/1/27(月)	行政機関
ドイツ	2020/1/28(火)	行政機関
	2020/1/30(木)	行政機関

2.2 調査結果

米国およびドイツ（EU）における輸入品の安全確保の取組状況に関する調査結果を次ページより示す。

2.2.1 米国

(1) 輸入製品の安全に向けた水際対策

1) 対策の内容

a. 安全確認書（General Certificate of Conformity : GCC）の義務付け²

消費者製品安全法（Consumer Product Safety Act : CPSA）³およびその改善法である消費者製品安全改善法（Consumer Product Safety Improvement Act : CPSIA）⁴に基づいて規制対象とされている製品、および自主的安全基準への準拠が求められる製品について、2008 年 11 月 12 日以降、安全確認書（General Certificate of Conformity : GCC）の提出が求められるようになった。GCC の提出は、CPSIA に基づく連邦規則集（Code of Federal Regulations : CFR）の第 16 条パート 1110 に基づき、国内で製造・販売される製品については製造事業者、輸入製品については輸入事業者に対して義務付けられている。GCC の具体的な項目を下記に示す。

<GCC の記載項目⁵>

- ① 証明書の対象となる製品の詳細
- ② 製品が認証を受けている米国消費者製品安全委員会（the U.S. Consumer Product Safety Commission : CPSC）製品安全規制の引用
- ③ 製品のコンプライアンスを証明する輸入業者または国内メーカーの所在
- ④ 試験結果の記録を管理する個人の連絡先
- ⑤ 製品が製造された日付と場所
- ⑥ 製品の試験が行われた日付と場所
- ⑦ 認証を行った第三者機関の所在

なお、2013 年より、この安全確認書に関する情報は電子入力による提出（e-Filling）が義務付けられた⁶。

b. 製品安全に関する輸入者自己審査（Importer Self-Assessment Product Safety: ISA-PS）プログラム⁷

米国税関・国境警備局（U.S. Customs and Border Protection : CBP）は、北米自由貿易協定

² CPSC, “Sample General Certificate of Conformity (GCC).”, <https://www.cpsc.gov/Business--Manufacturing/Testing-Certification/General-Certificate-of-Conformity-GCC/>（2020 年 2 月 19 日閲覧）

³ 1972 年 10 月発効。

⁴ 2008 年 8 月発効。

⁵ 16 CFR Part1110- CERTIFICATES OF COMPLIANCE.

⁶ CPSC e-Commerce Assessment Report. CPSC. 2019. , <https://www.cpsc.gov/s3fs-public/CPSC%20e-Commerce%20Assessment%20Report.pdf?B.5pu7oFYPRJsokNjHygmRyZVo0tpPmE>（2020 年 2 月 21 日閲覧）

⁷ 在日米国大使館・領事館, <https://jp.usembassy.gov/wp-content/uploads/sites/205/2016/09/wwwf-cbp-importer->

実施法（The North American Free Trade Agreement Implementation Act）に基づく関税業務の改革の一環として、輸入者自己審査（Importer Self-Assessment : ISA）プログラムを 2002 年から実施している。同プログラムは、輸入事業者が CBP に認定された仲介者（broker）が提供する審査を受け、自身のコンプライアンス管理能力を示すことができるものである。

製品安全に関する輸入者自己審査（Importer Self-Assessment Product Safety : ISA-PS）は、ISA プログラムの中でも製品安全に特化したパイロットプロジェクトとして 2008 年より試験運用が開始され、輸入事業者は所定の条件（下記参照）を満たすことで、CPSC による試験・検査の一部免除、検査における優先扱い等を受けることができる。

<ISA-PS への参加条件>

- ① ISA に現在参加しており、ISA のすべての要件や義務を遵守する。
- ② 所定の質問事項（ISA-PS/CPSC）に回答する。
- ③ CBP 及び CPSC の所管する全ての法令を遵守することに同意する。
- ④ 製品の安全性を確保するための社内管理体制を維持する。
- ⑤ 管理に影響するような組織上の変更があれば、CBP に通報する。

CBP の 2008 年時点の通知によると、試行から 2 年後に CBP と CPSC によりパイロットプロジェクトのレビューおよび評価を行い、正式なプロジェクトとしての運用開始を判断すると記載されている⁸。2019 年度の CPSC 運用計画⁹では、「継続中の ISA-PS への支援を行う」という記載があるものの、正式なプロジェクトとして運用が開始されているのかについては明記されていない。

c. 貨物データを用いた輸入製品監視

CBP では、関連省庁との連携の下に健康・安全・環境等に影響を及ぼす製品の輸出入を監視するための施設として、ワシントン DC に商業ターゲティング&分析センター（Commercial Targeting and Analysis Center : CTAC）を設置している。2009 年より、CPSC 職員が CTAC に常駐し、CBP が保有する貨物データへのアクセスを通じて、輸入製品に対する製品安全の観点からの監視に従事している¹⁰。なお、同センターへの CPSC 職員の常駐は、CPSIA 第 222 項（c）¹¹に準拠して実施されているものと推測される。

isa-j.pdf （2020 年 2 月 19 日閲覧）

日本関税協会, <https://www.kanzei.or.jp/topic/international/2008/for20081201.htm> （2020 年 2 月 19 日閲覧）

⁸ Importer Self-Assessment Product Safety Pilot. A Notice by CBP. 2008. , <https://www.federalregister.gov/documents/2008/10/29/E8-25551/importer-self-assessment-product-safety-pilot> （2020 年 3 月 5 日閲覧）

⁹Fiscal Year 2019 Operating Plan. CPSC. 2018. , https://www.cpsc.gov/s3fs-public/Fiscal%20Year%202019%20Operating%20Plan%20-%20September%202018.pdf?0xhrveG_XwZe7p16RPQa.Fz86KluTv5g

¹⁰ 行政機関へのヒアリングに基づく。

¹¹ CPSIA 第 222 項（c）「本法律の制定から 1 年以内に、CPSC は CBP との情報共有・連携に係る下記の計画を策定する。・・・（3）（A）National Targeting Center（またはそれと同等の施設）や通関港に配置されている CPSC 職員と CBP との連携内容・・・」

また、2011 年からは、CPSIA 第 222 項 (b) (1) ¹²に基づき、CBP が輸入事業者に対して提出を要求する貨物情報（エントリーデータ）¹³が集約されているシステムである「国際貿易データシステム/リスクアセスメント手法（International Trade Data System/Risk Assessment Methodology : ITDS/RAM）」を用いて、製品の特徴などに基づく独自のアルゴリズムを用いてターゲットを絞った上で、より効果的な監視を行う体制をとっている。

d. 主要港における現地スクリーニング検査

CPSC は、貿易量の多い主要な港湾・空港にコンプライアンス調査員を派遣し、前述の CTAC や ITDS/RAM を用いた監視の結果、詳細の確認が必要と判断された輸入製品のスクリーニングを実施している。CPSIA 第 222 項 (c) ¹⁴に基づき、CPSC のコンプライアンス調査員は、CBP 職員の同行の下、X 線機器等を用いて現地で製品の検査を行う¹⁵。

安全基準を満たしていない製品を発見した場合、CBP は製品の留置を実施し、CPSC は輸入事業者に対する留置通知を発行する。通知を受領した企業は、5 日以内に回答し、30 日以内に対応（当該製品の販売中止、製品の改善、製品が既に流通している場合は自主的リコール等）を実施する¹⁶。

e. オンライン販売に関する規制等¹⁷

e コマースで米国市民向けに製品を販売・宣伝する場合、販売事業者は国内法人であるか海外法人であるかによらず、関連する連邦法（例：商務省国際貿易局が定めるもの等）および OECD の定める e コマースガイドライン¹⁸に準拠する必要がある。

2) 執行・管理体制

米国における輸入製品の安全確保に向けた水際対策に係る執行・管理体制を図 2-1 に示す。

¹² CPSIA 第 222 項 (b) (1) 「ITDS を利用し、米国の関税区域内に輸入される消費者製品の貨物情報の評価・アセスメントを行う。」

¹³ CBP では、2009 年 1 月より導入した輸入者セキュリティ・ファイリング（Importer Security Filing: ISF、通称「10+2 ルール」）という制度に基づき、輸入事業者に対して 10 項目、船会社には従来から提出を義務付けていた積荷データ（manifest data）に加えて 2 項目の追加情報の提出を求めている。

¹⁴ CPSIA 第 222 項 (c) 「本法律の制定から 1 年以内に、CPSC は CBP との情報共有・連携に係る下記の計画を策定する。・・・(3) (A) National Targeting Center（またはそれと同等の施設）や通関港に配置されている CPSC 職員と CBP との連携内容・・・」

¹⁵ 行政機関へのヒアリングに基づく。

¹⁶ CPSC Detention of Products at Import FAQ, CPSC., <https://www.cpsc.gov/Business--Manufacturing/Import-Safety/CPSC-Detention-of-Products-at-Import-FAQ>（2020 年 3 月 13 日閲覧）

¹⁷ 行政機関へのヒアリングに基づく。

¹⁸ Consumer Protection in E-commerce, OECD Recommendation, 2016, OECD., <https://www.oecd.org/sti/consumer/ECommerce-Recommendation-2016.pdf>（2020 年 3 月 10 日閲覧）

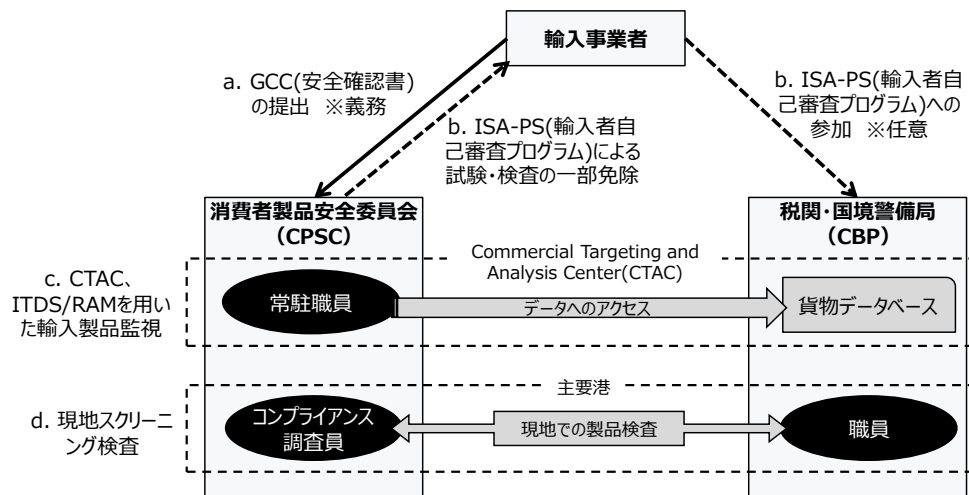


図 2-1 輸入製品の安全に向けた水際対策に係る執行・管理体制（米国）

出所）三菱総合研究所作成

3) 対策の策定経緯

2008 年以前、市場監視においては国内で流通している製品全般を対象とした検査がメインとなっており、輸入監視を専門とする部署はなく、輸入監視関連業務も非常に限られた内容であった。

2007 年に製品のリコールが複数件発生し、議会において製品安全関連法の改定の必要性が認識されるようになった¹⁹。特に子ども向け玩具のリコールについては、2005 年には 171 件、2006 年には 152 件だったのに対し、2007 年には 276 件に急増しており、また 2007 年にリコールされた玩具のうち 95%が中国で製造されたものであったという²⁰。こうした状況がメディアからの注目も集め、結果として、子ども向け製品の安全確保や輸入製品の安全確保を主軸とした法令の改正につながったものと推測される。

2007 年 7 月、大統領令 13439 に基づき、輸入安全に関するワーキンググループが組成された。このワーキンググループには CBP と CPSC の議長が含まれ、両者の連携の下に輸入製品の安全確保に資する施策の検討が行われた。

2007 年 9 月、ワーキンググループは「あらゆる手段を通じた米国国民保護：輸入安全の持続的な改善に向けた戦略的フレームワーク」を提出した。また、同年 11 月、ワーキンググループはこの戦略的フレームワークに基づく 14 の推奨事項と 50 の具体的なアクションプランを策定した。このアクションプランにおいては、後の ISA-PS（詳細は 1) b を参照）の開始につながる内容も記載されている²¹。

¹⁹ 行政機関へのヒアリングに基づく。

²⁰ PRODUCT RECALLS, IMPERFECT INFORMATION, AND SPILLOVER EFFECTS: LESSONS FROM THE CONSUMER RESPONSE TO THE 2007 TOY RECALLS. National Bureau of Economic Research. 2009. , <https://www.nber.org/papers/w15183.pdf> （2020 年 3 月 10 日閲覧）

²¹ Importer Self-Assessment Product Safety Pilot. A Notice by CBP. 2008. , <https://www.federalregister.gov/documents/2008/10/29/E8-25551/importer-self-assessment-product-safety-pilot> （2020 年 3 月 5 日閲覧）

表 2-2 戦略的フレームワークに基づくアクションプラン抜粋

項目	内容
推奨事項 2 : 海外の製造事業者が米国の安全基準に準拠していることを確認するための認証の実施	2.2 海外の製造事業者が生産し、米国に輸出される特定の製品のリスクに基づいた自主認証プログラムを開発する。連邦政府は、リスクに基づいた自主認証プログラムの開発に向けて、輸入コミュニティおよび他の一般メンバーと連携する。その際、 <u>必要に応じて、既存の信頼性の高い貿易パートナーシッププログラム（CBP による ISA プログラムを含む）</u> やその他のセキュリティに関連するプログラムとの連携や拡大を検討する。 主体：CPSC、保健福祉省/食品医薬局、国土安全保障省/CBP 期間：長期

出所) 下記を基に三菱総合研究所作成

Importer Self-Assessment Product Safety Pilot. A Notice by CBP. 2008. ,

<https://www.federalregister.gov/documents/2008/10/29/E8-25551/importer-self-assessment-product-safety-pilot> (2020 年 3 月 5 日閲覧)

そして、2008 年に発効された CPSIA において、輸入監視における製品安全の確保に向けた取組の策定が宣言された。これをきっかけに、米国において製品安全の視点を考慮した輸入監視の具体的な取組が開始された。

また、2008 年の改善法をきっかけに、CPSC 内に輸入監視専門部署である輸入監視部（Office of import surveillance）が設立され、下記に示す業務項目への従事を開始した。

<CPSC 輸入監視部の主な業務役割>

- ① リスクアセスメント手法の開発
- ② 既存の貨物管理システム（Automated Commercial Environment/International Trade Data System : ACE/ITDS）²²を活用した輸入製品の監視
- ③ CBP との連携

(2) 輸入製品事故等の情報収集・共有制度

1) 対策の内容

CPSC に設置されている法令遵守・現地調査部（Office of Compliance and Field operation）は、国内における製品安全関連法の遵守に関する情報収集・監視を行っている。なお、国内製造品と輸入品を明確に分けて異なる対応を行っている様子はなく、いずれも「国内市場で流通する製品」「米国市民が購入可能な製品」という共通の枠組みの下に、製品事故等の情報収集・監視を行っているものと思われる。

具体的な取組内容を以降に示す。

²² その後、2011 年からは ITDS/RAM を用いた監視を実施（詳細は 2.2.1(1)1)c 参照）。

a. 市場監視を通じた情報収集

CPSC では、「①販売店監視」「②オンライン監視」「③主要港・空港での検査」の3つの方法に基づく市場監視を通じて、国内市場で流通する危険な国内製造製品および輸入製品について、情報収集を行っている。これらの監視業務には、CPSC 本部に勤務する職員のほか、米国内各地に配置されている現地調査員（field investigator）が従事している。

以下、「①販売店監視」「②オンライン監視」の内容を示す。なお、「③主要港・空港での検査」の詳細については前段の 2.2.1(1)1d を参照されたい。

ア) 販売店監視

特定の製品（玩具等）について、店舗でスクリーニング検査を実施する。店舗でのスクリーニング検査結果を踏まえ、より詳細な調査が必要と判断された場合、正式にサンプリングを実施の上、国家製品試験評価センター（National Product Testing and Evaluation Center : NPTEC）で検査を実施する。

イ) オンライン監視

オンライン監視の重要性は近年高まりつつあり、CPSC の 2020 年度の運用計画をとりまとめた「Fiscal Year 2020 Operating Plan」では、今年度取り組むプロジェクトの1つとして「オンライン監視支援プログラム（Internet Surveillance Program Support）」が含まれている。

CPSC は同プログラムを通じて、オンライン市場で消費者向けに販売される製品のうち、リコール対象となった製品や規則に違反する製品を秘密裡に監視するためのリソース（オンライン調査に関する特別なトレーニングを受講した調査員等）の提供等を実施している²³。

b. 危険な製品に関する報告制度

製造・流通・販売事業者は、所定の要件に該当する危険な製品の情報を入手した場合、CPSA 第 15 条に基づき直ちに CPSC への報告を行う義務を有する。

<CPSA 第 15 条で定められている報告要件²⁴>

- CPSC 第 9 条で定められている消費者製品の安全に関する規則（CPSC が準拠する自主規格を含む）に違反している。
- CPSC が定めるその他の法令で定められている規則・基準、禁止事項に違反している。
- 製品が潜在的な危険性を有している。
- 製品が不当な傷害や死を招くリスクを有している。

²³ Fiscal Year 2020 Operating Plan. CPSC. 2019. , <https://www.cpsc.gov/s3fs-public/FY-2020-Op-Plan.pdf?rWcNsxRYLVDeWWsCZX2FeGdh56A7MwHv> （2020 年 3 月 2 日閲覧）および行政機関へのヒアリングに基づく。

²⁴ Consumer Product Safety Act. CPSC. 2011. , https://www.cpsc.gov/s3fs-public/pdfs/blk_pdf_cpsa.pdf （2020 年 3 月 4 日閲覧）

報告内容を基に、CPSC は当該製品が「欠陥のパターン、市場で既に出回っている欠陥製品の数、リスクの重大性（傷害の深刻度、傷害の発生可能性、乳幼児・高齢者等の脆弱な人々への影響）の観点より、傷害を引き起こす潜在性があると判断される製品²⁵」であるか否かの予備的な判断（preliminary determination）を行う。

c. 是正措置、リコール

予備的な判断に基づき、CPSC は事業者に対して是正措置やリコールの実施に関する正式な決定を下す。是正措置としては、下記のような対応が求められる。

＜是正措置に係る対応²⁶＞

- 製品が法令・規則に準拠するよう修理する。
- 法令・規則に準拠する類似製品と交換する。
- 返金を行う。

また、リコールの場合は下記の対応が求められる。

＜リコールに係る対応²⁷＞

- 製造を停止し、製品の仕様変更、修理、あるいは廃棄を行う。
- 流通の差し止めを行い、製品の交換、修理、あるいは廃棄を行う。
- 販売を停止し、製品の交換、修理、あるいは廃棄を行う。
- 交換、修理、返金や補償、廃棄に関する消費者への通知を行う。

なお、上記のプロセスには一定の時間を要することを踏まえ、手続きをより短縮した「Fast Track Recall Program」がある。このプログラムにおいて、事業者は製品の潜在的な欠陥に関する情報を報告の上、報告から 20 営業日以内にリコール対応に係る計画を提出し、CPSC から承認を受けることで、前述の予備的な判断のプロセスを省略することが可能となる²⁸。

以上のプロセスを経て是正措置・リコールが決定された製品については、CPSC の Web サイト²⁹に「リコールリスト」として掲載され、一般消費者に向けても情報公開されている。

d. 罰則

CPSA で定められている違反事項を意図的に行った場合（意図的に報告の義務を怠った場合等）は、民事上の罰金が科される。

²⁵ Consumer Product Safety Act. CPSC. 2011. , https://www.cpsc.gov/s3fs-public/pdfs/blk_pdf_cpsa.pdf （2020 年 3 月 4 日閲覧）

²⁶ 同上

²⁷ 同上

²⁸ Recall Handbook. CPSC. 2012. , <https://www.cpsc.gov/s3fs-public/8002.pdf> （2020 年 3 月 4 日）

²⁹ Recall List. CPSC. , <https://www.cpsc.gov/Recalls> （2020 年 3 月 4 日閲覧）

2) 執行・管理体制

米国における輸入製品の安全確保に向けた事故等の情報収集・共有制度に係る執行・管理体制を図 2-2 に示す。

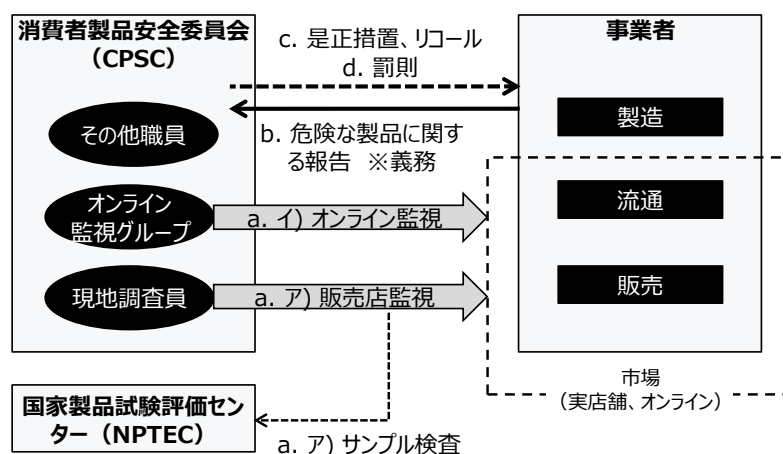


図 2-2 輸入製品事故等の情報収集・共有制度に係る執行・管理体制（米国）

出所) 三菱総合研究所作成

3) 対策の策定経緯

市場監視および報告制度を通じた情報収集と、是正措置・リコールの判断は、1972 年発効の CPSA に基づき、CPSC に付与された権限である。政府説明責任局（Government Accountability Office）のとりまとめたレポートによると、CPSC は CPSA の制定と共に米国国内で製造または輸入される製品に起因する傷害・死亡を防ぐことを目的に設立された機関であるが、元々「市場に入った後の製品に対する規制」を主なミッションとして位置づけていたという³⁰。

前述の水際対策は「市場に入る前の製品に対する規制」であることから、改善法 (CPSIA) の発効をもって着手する必要があったが、本節でとりまとめた「輸入製品事故等の情報収集・共有」については、CPSC 設立当初からのミッションに準拠するものとして比較的長く運用されてきたものと推測される。

(3) その他の取組

1) CPSC 中国現地事務所の設置

CPSC は 2011 年 1 月より、中国・北京の米国大使館内に現地事務所を設置している。北

³⁰ Consumer Product Safety Commission. Challenges and Options for Responding to New and Emerging Risks. Government Accountability Office, 2014. , <https://www.gao.gov/assets/670/666488.pdf> （2020 年 3 月 10 日閲覧）

京事務所には地域製品安全担当者および現地採用の専門スタッフの 2 名の職員が配置されており、中国国内および周辺アジア諸国において、米国基準の製品安全の考え方等に関する教育や情報共有等のアウトリーチ活動を行っている。

CPSC の Web サイトによると、米国の輸入する子ども関連製品の大部分が中国で製造されていること等に鑑み、近年の活動の約 3 分の 2 は中国に関連した内容となっているという³¹。

2) 北米消費者製品安全サミット共同声明³²

2011 年より、米国（CPSC）・カナダ（保健省）・メキシコ（消費者保護連邦機関）は、北米協同組合連携フレームワーク（North America Cooperative Engagement Framework : CEF）の一環として「北米消費者製品安全サミット（North America Consumer Product Safety Summit）」を開催し、3 者間での消費者製品安全に関する協力の強化に向けた議論を行っている。

2013 年に開催された第 2 回サミットでは、3 国間の連携のさらなる強化に向けて「①消費者へのアウトリーチ」「②業界へのアウトリーチ」「③研究機関との連携」「④税関との連携」の 4 つの共同プロジェクトチームを設立した。このプロジェクトチームの活動の一環として、税関との共同演習や子ども向け製品等に関するアウトリーチ活動、3 者間でのリコール情報の共有・同時発表（2013～2015 年の間に計 7 件実施）等が実施された。

また、2015 年に開催された第 3 回サミットでは、今後連携を強化すべき追加分野として下記 4 項目を挙げている。

<今後連携を強化すべき追加分野>

- 北米内の危険な製品の取引を防ぐために、国境を越えた製品の安全と税関の協力を従事する各国の規制当局の共同能力をさらに開発する。
- 事業者から北米の 2 つ以上の国で販売されている製品に関連する危険性の報告があった場合に、関連する北米の複数の国の規制当局は、自国の業界に対して迅速な通知を行う。
- 北米の消費者の安全に共通の脅威をもたらす可能性のある e コマースベンダーおよびサプライヤに関する情報を共有するための手順を制定する。
- 北米の消費者製品の安全性に関する持続的かつ強化された連携のためのプラットフォームとして、三国間覚書を作成する。

³¹ CPSC Regional Product Safety Office, Beijing. CPSC. , <https://www.cpsc.gov/Business--Manufacturing/International/CPSC-Regional-Product-Safety-Office-Beijing> （2020 年 3 月 10 日閲覧）

³² The Third North America Consumer Product Safety Summit Joint Statement. 2015. CPSC. , https://www.cpsc.gov/Business--Manufacturing/International/International-Activities/The-Third-America-Consumer-Product-Safety-Summit-Joint-Statement/?utm_source=rss&utm_medium=rss&utm_campaign=International+Activities （2020 年 3 月 10 日閲覧）

(4) 対策上の課題

1) 国内法規制・制度の適用に関する課題³³

国内法規制の域外適用に関する方針が明確化できておらず、現状ではサプライチェーン上の海外の事業者への実効的な取締りが困難となっている。

また、サプライチェーンの多様化・グローバル化が進む中で、「サプライチェーン上の主体（製造/流通/販売/消費）の定義」が困難となりつつある。これにより、今後は従来の法規制・制度をそのまま適用できないケースが増加していく可能性がある。

2) 水際対策に関する課題³⁴

CBP は米国に運搬される貨物に対して、表 2-3 に示す 2 種類の情報を収集している。

表 2-3 CBP が収集する貨物情報

エントリーデータ (entry data)	✓ 800 ドルを超える貨物に対して紐づけられる。 ✓ 10 桁の HTS コード（関税システムとして国際的に用いられている HS コード（6 桁）を米国に適用するために作られたもの）が含まれる。 ✓ 正式な輸入通関番号が含まれる。 ✓ 輸入者または代理責任者の情報が含まれる。
積荷データ (manifest data)	✓ 全ての輸入貨物に対して紐づけられる。 ✓ 運搬事業者が製品情報を簡潔に記入する。 ✓ 最終荷受人の名前と住所が含まれる。

出所) 下記を基に三菱総合研究所作成

CPSC e-Commerce Assessment Report. CPSC. 2019. , <https://www.cpsc.gov/s3fs-public/CPSC%20e-Commerce%20Assessment%20Report.pdf?B.5pu7oFYPRJsokNjHygmRyZVo0tpPmE> （2020 年 2 月 21 日閲覧）

前段で記載した CBP-CPSC 連携による水際対策では、上記のうち「エントリーデータ」を活用しているため、小口貨物（800 ドル以下）は分析・対応実施の対象外となっている。近年の e コマースの拡大により、こうした小口貨物の輸入量が増加していることから、対策の検討が必要となっている。

3) 製品事故等の情報収集・共有制度に関する課題

現状の制度下では、製品事故等のトラブルがあった場合、政府-事業者間での綿密な交渉・調整が行われた上でリコールを実施する流れとなっている。こうしたプロセスについて、消費者への公表が遅延する可能性があることから、公平性に欠けるのではないかという意見

³³ 行政機関へのヒアリングに基づく。

³⁴ CPSC e-Commerce Assessment Report. CPSC. 2019. , <https://www.cpsc.gov/s3fs-public/CPSC%20e-Commerce%20Assessment%20Report.pdf?B.5pu7oFYPRJsokNjHygmRyZVo0tpPmE> （2020 年 2 月 21 日閲覧）

もある³⁵。

(5) 今後の対策の方向性

CPSC は、e コマース拡大への対応を念頭に、現行の輸入品の安全確保に関する対策について、主に表 2-4 に示す 7 つの観点で取組を進める方針を公表している。

表 2-4 米国における e コマース関連の取組の方向性

#	トピック	CPSC における取組の方向性
1	人員配置の見直し	✓ 小口貨物の取り扱いが特に多い主要港に、CPSC 職員を追加配置する。 ✓ 港での小口貨物の取り扱いプロセスを確認の上、CPSC としてのオペレーションを検討する。その際、大口貨物とは異なる点（速達便・宅配便など、スピードが求められる貨物が多い等）に留意する。 ✓ 将来的に e コマースが更に拡大することを念頭に、港での運用を検討する。
2	小口貨物に関するデータの収集	✓ 安全確認書（GCC）の電子申請時に要求する情報項目の追加を検討する。 ✓ CBP によるパイロットプロジェクト「Entry Type 86³⁶」に参加し、小口貨物に関する追加情報を収集できる体制を構築する。
3	積荷データの活用	✓ 積荷データを活用した水際対策の実施を検討する。 ✓ 特に小口貨物の流通の多い主要港での監視の強化に向けて、積荷データを活用したリスクアセスメントシステムに係る技術的なルールを検討する。
4	国際郵便に関するデータの収集	✓ 国際郵便の情報に関する関係機関間の共有に向けた方策を検討する。 ✓ 国際郵便の情報が現在の体制等にどのような影響をもつか評価する。
5	法的権限の見直し	✓ e コマースにおけるサプライチェーンを踏まえた現行の法規制の見直しを行う。 ✓ 事例等を整備し、危険な製品が輸入された場合のサプライチェーン上の責任主体の規定の明確化に向けて、現行の法規制の変更要否の判断を判断する。
6	知的財産権の担保	✓ 知的財産権違反と製品安全関連法違反の製品には共

³⁵ 消費者関連機関へのヒアリングに基づく。

³⁶ 健康・安全分野の機関に対し、輸入事業者が CBP に対して政府の求める報告要件を満たしていることを申告するために入力する情報のデータセット（PGA Message Set）へのアクセスを可能にするもの。小口貨物に関する情報の入手を可能にするプログラムであり、このデータセットには小口貨物に関する情報も含まれている。

#	トピック	CPSC における取組の方向性
		通点が見受けられることを鑑み、CBP と連携の上、現在の水際対策における知的財産権違反情報の活用を進める。
7	海外政府との連携	✓ e コマースプラットフォームとの連携を拡大する。

出所) 下記を基に三菱総合研究所作成

CPSC e-Commerce Assessment Report. CPSC. 2019. , <https://www.cpsc.gov/s3fs-public/CPSC%20e-Commerce%20Assessment%20Report.pdf?B.5pu7oFYPRJsokNjHygmRyZVo0tpPmE> (2020 年 2 月 21 日閲覧)

2.2.2 欧州（ドイツ）

(1) 輸入製品の安全に向けた水際対策

1) 対策の内容

a. 税関との連携に基づく輸入品監視

各加盟国の税関では、2008 年 7 月 9 日発効の EC 規則 765/2008 の第 27 条（3）に従い、次の条件のいずれかが確立された場合、輸入製品を一時差し止めなければならない。

<EC 規則 765/2008 第 27 条（3）における輸入製品差し止めの判断基準³⁷⁾>

- 製品を適切に設置、保守、使用した場合でも、健康、安全、環境、または職場での健康と安全、消費者保護など、その他の公共の利益に重大なリスクをもたらす可能性がある。
- 製品に EU 整合規格（ハーモナイズド・スタンダード）で求められている書類または電子文書が添付されていない。あるいは、同規格で求められているラベルが表示されていない。
- CE マーキング³⁸⁾が不誠実または誤解を招く方法で製品に貼付されている。

上記のいずれかに該当する製品を検知した場合、税関は管轄市場監視当局に通知しなければならない。また、製品安全関連規制に従い、商品の再流通、再輸出、廃棄等の対応を判断する。

欧州委員会（European Commission : EC）は、加盟国がこれらの輸入規制を実施することを支援し、税関と市場監視当局との協力をさらに促進するために、製品の安全性と要件への

³⁷⁾ REGULATION (EC) No 765/2008. The European Parliament and the Council. 2008.

³⁸⁾ 製品が各種規格の要求を満たしていることを製造者自身が宣言し、製品に貼付するマーク（IDEC Japan EC 指令、ニューアプローチ指令、CE マーキングの概略. IDEC Japan. , <http://jp.idec.com/ja/solution/msafety/law/wo/eu.html> (2019 年 11 月 11 日閲覧))。

準拠に関する輸入規制に関するガイドラインを公開している³⁹。また、「消費者プログラム（Consumer Programme）」として毎年確保している予算に基づき、「エンフォースメント・アカデミー（Enforcement academy）」という加盟国向けのトレーニングプログラムを実施しており、その中で市場監視に関連する助言等を行っている⁴⁰。

なお、2020 年 1 月に決定した Brexit の影響を踏まえ、欧州におけるイギリスの今後の動向については注視していく必要がある。

ドイツでは、上述の EC 規則 765/2008 の内容を国内製品安全法の第 7 条（CE マーキング関連の内容を規定）⁴¹および第 24 条（税関との連携を規定）⁴²で読み込んだ上で、フランクフルト、ハンブルクといった主要な港で税関と連携した輸入品の検査を実施している。検査の具体的な手順を下記に示す。

＜ドイツにおける輸入品検査の流れ⁴³>

1. 税関担当者は、州の安全委員会から渡される「リスクプロフィール（検査を行うべき製品分野等について記載）」⁴⁴に基づき、輸入品に対して抜取検査を行う。
2. 抜取検査の結果、安全でない製品を発見した場合は 3 日間の差し止めを実施する。また、当該製品に関する情報を所定の様式に記入し、州の安全委員会に提出する。
3. 安全委員会は、提出された様式に基づき、3 日間の間に製品の流通開始可否を判断する。

b. オンライン市場監視

州の安全委員会において、フルフィルメント・サービスプロバイダー⁴⁵の監視を個別に行っている⁴⁶。

また、e コマースサイトにおける各製品のレビューから、製品のリスクを機械的に分析する仕組みを検討するパイロットプロジェクトが現在進行中である⁴⁷。

³⁹ EUROPÄISCHE KOMMISSION GENERALDIREKTION STEUERN UND ZOLLUNION（製品の安全性と要件への準拠のための輸入規制に関するガイダンス）. European Commission. , https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/docs/body/guidelines_de.pdf （2019 年 11 月 11 日閲覧）

⁴⁰ 行政機関へのヒアリングに基づく。

⁴¹ 製品安全法第 7 条（2）「…同封された製品、そのパッケージまたは文書に CE マーキングが表示されているが、CE マーキングが第 8 条（1）に基づく条例、他の法的条項またはパラグラフ 3～5 に基づく要件に適合していない場合…、製品を市場で流通させることを禁じる。」

⁴² 製品安全法第 24 条（2）「…市場監視当局は、EC 規則 765/2008 の第 3 章 第 3 条に従って、国境管理を担当する当局と協力しなければならない。このような協力の枠組みの中で、国境管理を担当する当局は、市場監視当局の要請に応じて、…入手した製品の情報を市場監視当局に送信する。」

⁴³ 行政機関へのヒアリングに基づく。

⁴⁴ 州ごとに作成しており、随時改訂される（行政機関へのヒアリングに基づく）。

⁴⁵ 受注～配送までの業務を担う事業者（例 アマゾン）。

⁴⁶ 行政機関へのヒアリングに基づく。

⁴⁷ 同上。

2) 執行・管理体制

ドイツにおける輸入製品の安全確保に向けた水際対策に係る執行・管理体制を図 2-3 に示す。

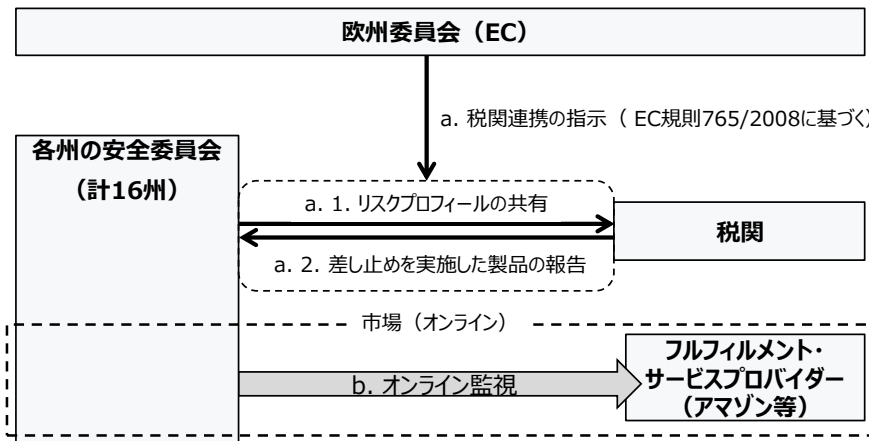


図 2-3 輸入製品の安全に向けた水際対策に係る執行・管理体制（ドイツ）

出所）三菱総合研究所作成

3) 対策の策定経緯

2008 年に発効された EC 規則 765/2008 において、税関がリスクの高い製品（CE マーキングが適切に貼付されていない等）を発見した場合、製品の差し止めを行い、管轄市場監視当局に通知することが明確に定められた。EU において、このように水際対策が明確化された背景の 1 つとしては、前述の米国と同様に、2007 年頃に中国から輸入される玩具のリコール増加があったものと考えられる。

2007 年、ある玩具の部品の磁石が外れやすく、誤飲の危険性が高いとの理由から、世界規模で 1800 万個以上のリコールが実施された。また、別の玩具についても、過剰な量の鉛を含んでいたことから、約 200 万個を対象にリコールが実施された。2007 年の Rapid Alert System for non-food consumer products（RAPEX）年次レポートには、これらの玩具が全て中国で製造された製品であったことから、この頃より欧州においても「Made in China」の製品への注目が高まったこと、また玩具をケーススタディとして、EU における製品安全に関連するシステムおよび体制の見直しが行われたことが記載されている⁴⁸。そしてこの見直しを踏まえて作成されたロードマップでは、「税関における安全確保の体制整備を進めることにより、新たなタイプの危険な製品が発見された場合でも、迅速な対応が可能となる」等の内容が言及されている⁴⁹。

その後 2019 年には、2008 年以降の e コマース市場の拡大等の社会情勢の変化を踏まえ

⁴⁸ Keeping European Consumers Safe, 2007 Annual Report on the operation of the Rapid Alert System for non-food consumer products, 2008, European Commission.

⁴⁹ 同上

て、EC 規則 765/2008 の改定版として EC 規則 2019/1020 が公布された。改訂の主なポイントは次のとおり。

＜EC 規則 2019/1020 における主な改訂のポイント⁵⁰＞

1. 本規則の実施による影響・効果の評価：効率性、有効性、関連性、一貫性、付加価値等の観点から規制の運用・実施状況を評価し、規制内容の更なる改善につなげる仕組みの整備。
2. オンラインで販売される製品に対する監視体制の整備：市場監視当局は、オフライン（実店舗等）で販売される製品と同等の効率性で、オンラインで販売される製品に対する監視も実施できるようにする。
3. 税関との連携促進：表 2-5 参照。

2 点目のオンライン監視については、行政機関へのヒアリングを通じて、「特に玩具、電子機器等の製品について、EU 全体として、今後 e コマース上でどのような手法に基づきリスクアセスメントを実施していくべきか、現在検討している。」との回答を得た。

また、3 点目の「税関との連携促進」については、規則原文において下記のとおり記載されている。

表 2-5 EC 規則 2019/1020 における「税関連携」関連の記載内容

項	記載内容（翻訳）
(52)	「・・・EU の <u>関税地域に入る製品の管理を担当する当局は、自由流通のための製品の放出とその結果が関連する場合、製品に関する連合調和法の施行のために、管理の結果をタイムリーに市場監視当局に通知する必要がある。・・・</u> 」
(54)	「 <u>税関による EU のシングルウィンドウ環境⁵¹の使用にあたり、税関と市場監視当局間のデータ転送にかかる負担を軽減し、最適化するには、自動でのデータ転送を可能にする電子インターフェースを設定する必要がある。税関と市場監視当局はデータの設定を進めていく必要がある。税関の過度な負担を軽減し、インターフェースを高度に自動化して使いやすくする必要がある。</u> 」
(57)	「・・・製品に関する EU 整合規格の施行に関する情報を収集するために、ICSMS ⁵² はアップグレードされ、委員会、単一の連絡事務所、税関および市場監視当局がアクセスできるようにする必要がある。さらに、 <u>税関の国家システムと市場監視当局との間で情報を効果的に交換できるように、電子インターフェースを開発する必要がある。・・・</u> 」

出所）下記を基に三菱総合研究所作成

REGULATION (EU) 2019/1020. The European Parliament and the Council. 2019.

EC 規則 2019/1020 は 2021 年の夏に発効される予定であり、現在 EU 各加盟国において国

⁵⁰ 行政機関へのヒアリングに基づく。

⁵¹ 税関および非関税法に基づき、輸出入に関わる各事業者等に提出が求められている様々な情報項目を 1 つの窓口（エントリポイント）で集約する仕組み。

⁵² 表 2-6 に記載

内法規制の整備が進められている。

(2) 輸入製品事故等の情報収集・共有制度

1) 対策の内容

a. EU 域内の情報共有制度

EU 域内では、表 2-6 に示す 3 つの情報共有システムが運用されている。

表 2-6 EU 域内で運用されている情報共有システム

システム名称	概要
Safety Gate（緊急警告システム、Rapid Alert System for Non-food Consumer Products : RAPEX）	✓ 主に EC 指令 2001/95 第 10 章で規定された目的⁵³に基づき運用されている。また、システムの運用に関する加盟国側の手続きの内容および通知に関するガイドラインは、同指令の附録 1 としてまとめられている。 ✓ 重大なリスクを有する製品の情報を加盟国間で迅速に共有し、各国の市場監視当局に通知を発信するためのシステムとして制定された。 ✓ ドイツでは、製品安全法第 30 条第 1 項に基づき、リコールや販売禁止となった製品について届出を出すことが求められている。なお、製品安全法第 30 条第 2 項により、製造者が自主的な措置を行った場合でも、同届出の提出が必要となっている。そして、これらの届出情報を労働安全衛生連邦研究所（Bundesanstalt für Arbeitsschutz und Arbeitsmedizin : BAuA）が窓口となって集約し、欧州委員会（EC）に提出している。

⁵³ EC 指令 2001/95 第 10 章 2. 「… (a) 管理活動に活用可能なリスクアセスメント、危険な製品、検査手法・結果、最新の科学技術やその他の関連情報の共有、 (b) 共同での監視および検査プロジェクトの確立と実行、 (c) 専門的知見およびベストプラクティスの共有および教育・研修活動における連携、 (d) 危険な製品の追跡、排除、リコールに係るコミュニティレベルでの連携の促進を主な目的とする。」

システム名称	概要
Product Safety Business Recall Alert Gateway (事業者向け製品リコール通知の窓口)	✓ 製造者が、提供した製品が人身の健康および安全に重大なリスクを及ぼすことを知った場合に、市場監視当局に届出を行うためのツール。 ✓ 市場監視当局は、このツールで提出された届出情報について、Safety Gate への共有を判断・実施する。 ✓ ドイツでは、製品安全法 (ProdSG) 第 6 条第 4 項により製造・輸入事業者による届出の義務を、第 5 条第 6 項により販売者への同内容の適用を定めている。製造者が複数の EU 加盟国で届出を行う義務を負っている場合、任意でこのシステムを使用の上、全当局に通知することができる⁵⁴。
Information and Communication System for Pan-European Market Supervision (汎欧州市場監視のための情報共有・コミュニケーションシステム、ICSMS)	✓ 市場監視当局、製品安全分野の監督官庁、税関、消費者、事業者等の複数の関係者間で製品情報を提供・交換することができる Web サービス。 ✓ 例えば、製品安全分野の監督官庁は製品の検査結果等の情報を提供している⁵⁵。また、消費者は自主的に収集した危険な製品の情報等を市場監視当局に転送することができる⁵⁶。 ✓ 元々はドイツで運用されていたシステムが、EU 域内にも展開され用いられるようになった。

出所) 三菱総合研究所作成

b. ドイツ国内の情報共有制度

BAuA は「ドイツの危険な製品 (Gefährliche Produkte in Deutschland)」というデータベースを運用している。このデータベースでは、ドイツの製品安全法に基づき、リコール情報や製品に関する警告、禁止命令等を公開している。特に禁止命令については、製品安全法の第 26 条 (2) および (4) に基づき行うものである。

このデータベースでは、毎週 Safety Gate (RAPEX) で通知される情報のうち、「ドイツ市場で発見された製品」「ドイツで製造された製品」「ドイツ市場で流通している可能性のある製品」のいずれかにあてはまるものを集約している⁵⁷。データセットの例を表 2-7 に示す。

⁵⁴ 平成 30 年度産業保安等技術基準策定研究開発等 (製品安全に係る海外制度及びグローバルサプライチェーンに係る動向調査事業)。経済産業省。2019。

⁵⁵ 行政機関へのヒアリングに基づく。

⁵⁶ Referat Produktsicherheit/ (製品安全ユニット) Marktüberwachungskonzept (市場監視コンセプト)。ハンブルク州。2019。、<https://www.hamburg.de/produktsicherheit/3887550/marktueberwachungskonzept-produktsicherheit/> (2020 年 3 月 4 日閲覧)

⁵⁷ “Dangerous Products in Germany” database. BAuA。、https://www.baua.de/EN/Topics/Safe-use-of-chemicals-and-products/Product-safety/Product-information/Dangerous-products_node.html (2020 年 3 月 5 日閲覧)

表 2-7 「ドイツの危険な製品」データベースのデータセット（例）

製品名	Stenzer クレヨン、12 パック
発表日	2019 年 10 月 4 日
製品カテゴリ	おもちゃ
製品説明	ステンザークレヨン、12 パック
メーカー名	不明
銘柄	Stenzer
モデル名	注文 205824/00 および 190923 / 00- / 07
ロット番号、EAN コード	EAN 2000005715846 および 2000004837440
製品の説明	表示窓付き段ボール箱に 12 色の鉛筆
原産国	中国

出所) 下記を基に三菱総合研究所作成

“Dangerous Products in Germany” database. BAuA. , https://www.baua.de/EN/Topics/Safe-use-of-chemicals-and-products/Product-safety/Product-information/Dangerous-products_node.html (2020 年 3 月 5 日閲覧)

c. EU 域外との情報共有制度

ア) RAPEX-China（中国との連携）

Safety Gate（RAPEX）を通じて検知された中国由来の危険な製品について、EU と中国間のデータの定期的かつ迅速な送信を促進するシステムとして、2006 年 9 月より「RAPEX-China」が運用されている。

中国の管轄当局は受け取った通知を基に製造・輸出事業者やその他の関係事業者を調査し、必要に応じて、当該製品の製造中止や欧州への輸出停止等の措置を講じる⁵⁸。

イ) RAPEX-RADAR（カナダとの連携）

2018 年 11 月に EC とカナダ保健省との間で締結された協定に基づき、それぞれが所有する製品事故情報共有システムへの相互のアクセスが可能となっている。この協定に基づき、カナダ政府は RAPEX 上で共有される情報の一部を取得することが、また EU はカナダにおける製品事故報告システム (Regulatory Action Depot/ Dépôt d'Actions Réglementaires : RADAR) による早期警告情報を受信することができる⁵⁹。

2) 執行・管理体制

ドイツおよび欧州における輸入製品の安全確保に向けた事故等の情報収集・共有制度に

⁵⁸ Rapid Alert System for Dangerous Products 2016 Annual Report. European Commission. 2016.

⁵⁹ Administrative Arrangement (AA) between the European Commission's Directorate-General for Justice and Consumers and the Department of Health of Canada on the exchange of information on the safety of non-food consumer products. 2018.

係る執行・管理体制を図 2-4 に示す。

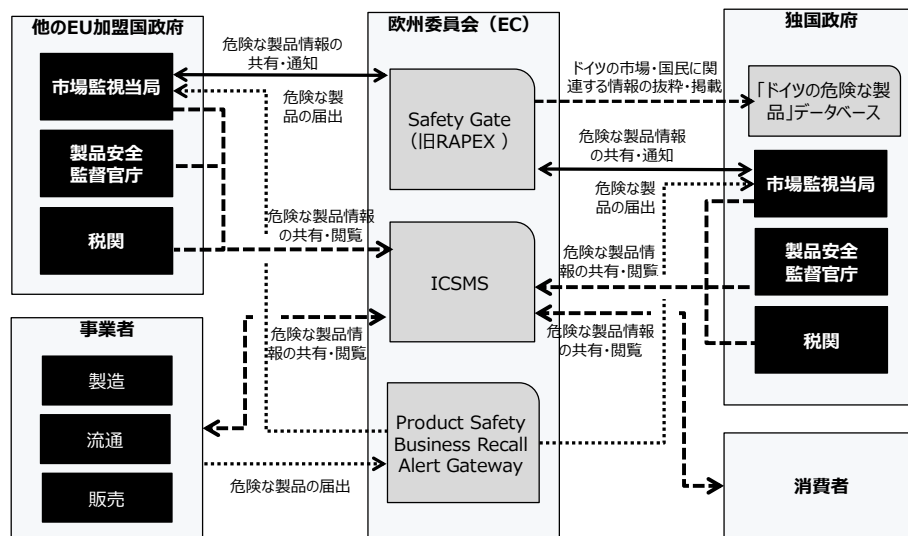


図 2-4 輸入製品事故等の情報収集・共有制度に係る執行・管理体制（ドイツ・欧州）

出所）三菱総合研究所作成

3) 対策の策定経緯

a. EU 域内の情報共有制度

元々は RAPEX と呼ばれていたものが、2018 年より名称を変更し、現在は Safety Gate として運用されている。RAPEX は EC 指令 2001/95 に基づき、重大なリスクを有する製品の情報を加盟国間で迅速に共有し、各国の市場監視当局に通知を発信するためのシステムとして、2003 年に制定された。

Product Safety Business Recall Alert Gateway は、EC 指令 2001/95 の第 5 条 3 項で加盟国に対して求められている届出に係る仕組みを、加盟国内で共有可能なツールとして運用開始したものである。

ICSMS については、これを拡充することにより、ある製品のサプライチェーンをさかのぼって調査をしたい場合等に、国をまたいだ引継ぎがスムーズに行うことが可能となると考えられていることから、今後 EU 全体で税関との連携を強化していくにあたり特に重要な役割を果たすことが期待されている⁶⁰。

また、EC 規則 2019/1020 においても、ICSMS の拡充の重要性、活用の促進を示唆する内容が表 2-8 のとおり示されている。

⁶⁰ 行政機関へのヒアリングに基づく。

表 2-8 EC 規則 2019/1020 における「ICSMS」関連の記載内容

項	記載内容（翻訳）
(56)	「加盟国と欧州委員会の間で効果的、迅速かつ正確な情報交換が行われる必要がある。市場監視のための情報通信システム（ICSMS）や RAPEX などの既存のツールの多くは、EU 域内の市場監視当局間の調整を可能にする。これらのツールは、 <u>ICSMS から RAPEX へのデータ転送を可能にするインターフェースとともに、その潜在能力を最大限に活用し、加盟国と欧州委員会との間の協力と情報交換のレベルを高めるために維持および開発される必要がある。</u> 」
(57)	「製品に関する EU 整合規格の施行に関する情報を収集するために、 <u>ICSMS はアップグレードされ、委員会、各国の連絡窓口、税関および市場監視当局がアクセスできるようにすべきである。</u> ・・・加盟国間での相互支援を要請する場合、各国の連絡窓口が連携を支援する必要がある。これに関連して、ICSMS には、各国の連絡窓口に対して、期限に間に合わない場合の <u>自動通知等を行う機能を追加する必要がある。</u> ・・・」
(59)	「 <u>加盟国は、国家システムの代替として、税関と市場監視当局との相互作用に ICSMS を使用することが奨励されている。</u> これは、税関が使用するコミュニティリスク管理システム（CRMS）を置き換えるものではない。これらの2つのシステムは、異なる補完的な役割を果たしているため、並行して機能する。 <u>ICSMS は製品安全およびコンプライアンスフレームワークの範囲での税関申告の円滑な処理を可能にするために、税関と市場監視当局間の通信を促進するものであり、CRMS は税関共通のリスク管理とコントロールを行うためのものである。</u>
(60)	非準拠製品によって引き起こされる負傷は、市場監視当局にとって重要な情報である。したがって、 <u>ICSMS は、市場調査当局が調査の過程で入手する情報を入力できるように、関連するデータフィールドを提供する必要がある。</u>

出所) 下記を基に三菱総合研究所作成

REGULATION (EU) 2019/1020. The European Parliament and the Council. 2019.

b. EU 域外との情報共有制度

ア) RAPEX-China

中国は EU にとって重要な輸入相手国であり、特に玩具については域内で流通する製品の 85% が中国から輸入されたものとなっている⁶¹。一方で、RAPEX で共有される危険な製品の情報のうち、2005 年時点で 49% が中国製品⁶²となっていたことも踏まえ、より実効的な連携の枠組みが必要となったために構築されたシステムであると推測される。

なお、2006 年の運用開始後、2008 年と 2010 年に覚書という形で更新が行われている。

⁶¹ Bilateral Cooperation. European Commission. , https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/product-safety-and-requirements/product-safety/international-cooperation-product-safety/bilateral-cooperation_en#china (2020 年 3 月 4 日閲覧)

⁶² Rapid Alert System for Dangerous Products 2016 Annual Report. European Commission. 2016.

イ) RAPEX-RADAR

2016 年に EU-カナダ間で締結された「包括的経済貿易協定（Comprehensive Economic and Trade : CETA）」の第 21.7 条に基づき、自主的な情報共有システムという位置づけで制定された⁶³。

(3) その他の取組

1) e コマースサイト運営 4 社による誓約（Product Safety Pledge）

近年の e コマース市場の拡大に鑑み、アリババ、アマゾン、イーベイ、楽天フランスの e コマースサイト運営企業（オンライン上で製品の販売の場を提供する主体）4 社による製品の安全確保に向けた自発的な取組として、2018 年に「Product Safety Pledge」という誓約が策定された。主な目的は「消費者の手元に渡る前に危険な製品を検知し、消費者を保護すること」である。

具体的な取組内容を下記に示す。

<Product Safety Pledge における取組内容⁶⁴>

1. Safety Gate (RAPEX) や所管当局から得られるその他の情報源より入手可能なリコール情報・危険な製品の情報を参照する。また、それらの情報に該当する製品を取り扱っている場合は、必要な措置を講じる。
2. EU 加盟各国の所管当局向けに、危険な製品の通知や製品安全に関する情報連携を行うための統一の連絡窓口を設置する。
3. EU 加盟各国の所管当局と連携の上、サプライチェーン上で危険な製品をいち早く特定し、必要な情報（非公開情報も含む）の提供を行う。
4. 危険な製品が検知された際の通知および排除に係る内部制度を構築する。なお、所管当局やその他の主体による通知が行われた後の、市場側の手続きも含むこととする。
5. EU 市場における販売を中止すべき危険な製品に関する政府からの通知を統一の連絡窓口にて受領した場合、2 営業日以内に対応する。また、対応を実施した旨を所管当局に報告する。
6. 消費者に対し、危険な製品に関する通知を行うための明確な手段を整備する。また、通知後 5 営業日以内に迅速かつ適切な対応を行う。
7. 販売事業者（出店者）に対し、EU の製品安全関連法令に関する情報やトレーニングの提供を行った上で、法令遵守の徹底を要求する。
8. EU 加盟各国や販売事業者（出店者）と連携し、消費者に対してリコールや是正措置に関する情報提供を行う。

⁶³ Administrative Arrangement (AA) between the European Commission's Directorate-General for Justice and Consumers and the Department of Health of Canada on the exchange of information on the safety of non-food consumer products. 2018.

⁶⁴ Product Safety Pledge. Alibaba Group, Amazon, eBay, and Rakuten France. 2020. , https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/voluntary_commitment_document_4signatures3-web.pdf （2020 年 3 月 4 日閲覧）

9. 所管当局と連携し、禁止された製品群を適切かつ能動的に排除するための仕組みを構築する。
10. 所管当局と連携し、危険な製品を繰り返し販売する違反者への対処を行う。
11. 既に排除したはずの危険な製品が、再び流通してしまうことを防止するための措置を講じる。
12. 危険な製品の検出のため、新技術・革新的技術の活用を検討する。

署名 4 社は 6 カ月ごとに上記の取組状況を欧州委員会（EC）に報告する。報告内容には下記に示す KPI と照らし合わせた進捗状況に加え、質的な内容についても含まれている。なお、情報の機密性や評価の公平性を考慮し、各社の報告内容は第三者が集約した上で欧州委員会（EC）に提出される⁶⁵。

<Product Safety Pledge の取組に関する KPI⁶⁶>

1. 政府の通知から 2 営業日以内に該当製品の排除を実施した割合
2. Safety Gate（RAPEX）等のリコール関連 Web サイトのモニタリングを通じて、2 営業日以内に排除した製品リストを特定した割合

なお、2019 年 7 月の第 1 回目の報告（対象期間：2018 年 10 月 1 日～2019 年 3 月 31 日）では、KPI1 は 87.36%、KPI2 は 92.04%の達成率であった⁶⁷。また最新の 2020 年 1 月の第 2 回目報告によると、KPI1 は 96.42%、KPI2 は 93.5%の達成率であったと記されている⁶⁸。その他、第 2 回目報告においては、4 社のうち、出店者に対してメールで EU 関連規制の情報を発信している企業があること、またリスクの高い製品の検知・通知を自動で行う機械学習ツールの開発を進めている企業があること等の「質的な進捗状況」についても記載されている⁶⁹。

同誓約は、既存の e コマース関連の規則を踏まえ、より踏み込んだ枠組みを策定したいという課題意識に基づき、策定されたものであるという⁷⁰。

2) 法規制の域外適用に関する考え方

EU 市場内で流通する製品は、EU 整合規格（ハーモナイズド・スタンダード）に適合していなければならない。なお、基準を満たさない輸入製品が発見された場合に責任を求められる主体は「初回上市者」としている。この「初回上市者」には、EU 域内の店舗等での販売のみならず、EU 加盟国の言語での製品の宣伝や EU で使用される通貨での販売を行う主体

⁶⁵ Product Safety Pledge. Alibaba Group, Amazon, eBay, and Rakuten France. 2020. , https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/voluntary_commitment_document_4signatures3-web.pdf （2020 年 3 月 4 日閲覧）

⁶⁶ 同上

⁶⁷ First PROGRESS REPORT ON THE IMPLEMENTATION OF THE PRODUCT SAFETY PLEDGE. July 2019. European Commission.

⁶⁸ 2nd PROGRESS REPORT ON THE IMPLEMENTATION OF THE PRODUCT SAFETY PLEDGE. Jan. 2020. European Commission.

⁶⁹ 同上

⁷⁰ 行政機関へのヒアリングに基づく。

も含まれるという⁷¹。したがって、この定義に基づくと、製品が物理的に EU 域内にあるか否かに関わらず、「域内の消費者に情報提供をしている」だけでも EU の規制への準拠が求められる対象となる可能性がある。

(4) 対策上の課題

a. 税関との連携における課題⁷²

元々税関は経済的な視点で輸入品の検査を行うものであり、技術的な視点での検査を必要とする製品安全分野での連携には課題もある。現状では、州政府の安全委員会に税関職員を招聘し、製品安全に関する最新の情報共有等を行うことで、検査の実効性を高めている。

b. 輸入品検査に関する課題⁷³

B to B の輸入品であれば、ある程度まとまった数量の情報を入手し、差し止め等の判断をすることが可能となる。一方で個人輸入の場合は現状では個別対応とならざるを得ないため、今後対策を検討する必要がある。

c. オンライン市場監視に関する課題

オンライン市場監視を通じて何か危険な製品を検知した場合でも、その製品の現物を押さえないと取り締まることができないという課題があり、今後対策の検討が必要となっている⁷⁴。

d. RAPEX-China の運用上の課題

2016 年の報告によると、2015 年の 1 年間で RAPEX-China を通じて EC から中国当局に通知された件数のうち、中国当局側で原因等の詳細調査を行った件数の割合は 37%だった⁷⁵。

こうした実態について行政機関担当者にヒアリングを実施したところ、RAPEX-China を通じて EC から中国当局に提供された情報は、基本的には全て中国当局が確認を行っているものの、下記に挙げるような理由で詳細調査が実施しにくい場合がある、との回答を得た。

<RAPEX-China の運用上の課題⁷⁶>

- 通知された段階で、調査をするための詳細な情報が不足している。
- サプライチェーンに関与していた企業が倒産している。
- 意図せず EU 市場に流通した（本来 EU に輸出することが想定されていなかった）製品である。

⁷¹ 行政機関へのヒアリングに基づく。

⁷² 同上

⁷³ 同上

⁷⁴ 同上

⁷⁵ Rapid Alert System for Dangerous Products 2016 Annual Report. European Commission. 2016.

⁷⁶ 行政機関へのヒアリングに基づく。

(5) 今後の対策の方向性

1) EC 規則 2019/1020 に基づく輸入監視の強化⁷⁷

2019 年公布、2021 年夏発効予定の EC 規則 2019/1020 への準拠に向けた国内法規制整備の一環として、今後ドイツでは特に市場における主体の再定義等を通じて法的責任の明確化を検討するなど、オンライン市場監視に関する内容を重点的に拡充する予定である。

2.2.3 他国における輸入製品事故対策のまとめ

(1) 水際対策

米国・ドイツ（EU）共に、税関と連携した水際対策を実施していることがわかった。ただし、法律上で規定される連携のあり方には差異が見られ、米国では製品安全を所管する行政機関と税関が実務レベルでも連携の上で対応（例：港で両者立ち合いの下にスクリーニング検査を実施）している一方、ドイツ（EU）では情報連携のみ（例：製品安全を所管する行政機関が作成したリスクプロファイルに基づき税関がチェックし、差し止めの判断を実施・通知）にとどまっている。

両国の法律上の記載のうち、税関(国境管理当局)との連携に言及している内容を抜粋し、表 2-9 に示す。

表 2-9 税関との連携に係る法律上の記載内容の比較（米国・EU）

米国	EU	
	EC 規則	ドイツ国内法
【CPSIA】 第 222 項 (b) (1) ITDS を利用し、米国の関税区域内に輸入される消費者製品の貨物情報の評価・アセスメントを行う。・・・ (3) CBP と協議の上、消費者製品の貨物を特定する目的で、CPSA 第 6 項 A に基づいて・・・委員会が収集および保持する情報を CBP に共有する方法を検討する。・・・	【EC 規則 765/2008】 第 29 条 3. 国境管理当局は、・・・以下のいずれかの発見がなされた場合、・・・製品の一時差し止めを行う。また、一時差し止めの実施について、市場監視当局に直ちに通知する。 (a) 製品が適切に設置、保守、使用された場合、健康、安全、環境、または第 1 条で言及されているその他の公共の利益に対して重大なリスクをもたらす可能性がある。 (b) 製品に、関連する整合規	【製品安全法】 第 24 条 (2)・・・市場監視当局は、EC 規則 765/2008 の第 3 章第 3 条に従って、国境管理を担当する当局と協力しなければならない。このような協力の枠組みの中で、国境管理を担当する当局は、市場監視当局の要請に応じて・・・入手した製品の情報を市場監視当局に通知する。

⁷⁷ 行政機関へのヒアリングに基づく

米国	EU	
	EC 規則	ドイツ国内法
(4) CBP と協議の上、CPSA 第 17 項 (a) やその他 CPSC が課している輸入規制に違反する製品の貨物を特定する目的で、CPSA 第 15 項 (j) ・ ・ ・ で求められる情報の CBP への共有の方法を検討する。 (c) 本法律の制定から 1 年以内に、CPSC は CBP との情報共有・連携に係る下記の計画を策定する。 (1) CPSA 第 17 項 (a) に違反する消費者製品の貨物を識別する目的で、米国の通関港に駐在する必要がある CPSC の常勤職員数 ・ ・ ・ (3) (A) National Targeting Center (またはそれと同等の施設) や通関港に配置されている CPSC 職員と CBP との連携内容	格で必要とされる書面または電子文書が添付されていないか、その法に準拠したマークが表示されていない。 (c) 製品に CE マーキングが虚偽または誤解を招く方法で貼られている。 【EC 規則 2019/1020】 (52) 「 ・ ・ ・ EU の関税地域に入る製品の管理を担当する当局は、自由流通のための製品の放出とその結果が関連する場合、製品に関する連合調和法の施行のために、管理の結果をタイムリーに市場監視当局に通知する必要がある。 ・ ・ ・ 」	

出所) 下記を基に三菱総合研究所作成

CONSUMER PRODUCT SAFETY IMPROVEMENT ACT OF 2008.

REGULATION (EC) No 765/2008. The European Parliament and the Council. 2008.

REGULATION (EU) 2019/1020. The European Parliament and the Council. 2019.

Act on making products available on the market (Product Safety Act) . Federal Ministry of Justice and Consumer Protection, Germany.

(2) 製品事故等の情報収集・共有

米国では、国内の事業者（製造・流通・販売）からの報告および行政から派遣される調査員による監視を通じて製品事故等の収集を行い、リコールの実施に至った製品については行政の Web ページ上で一般公開するという仕組みとなっていた。

一方、ドイツ（EU）では、EU 域内で共通のシステムの下、所管省庁のみならず、税関、

市場監視当局、事業者、消費者が相互に製品事故等の情報を共有する環境が整備されていた。また、中国やカナダといった EU 域外諸国とのシステム連携も行っている点も踏まえ、グローバル化するサプライチェーンにおいて、多様な主体を巻き込むことで可能な限り製品のトレーサビリティを確保する体制・環境が整備されつつあるといえる。

(3) 米国・ドイツ（EU）における輸入製品事故対策のまとめ

米国・ドイツ（EU）における輸入製品事故対策の一覧を表 2-10 に示す。

表 2-10 他国における輸入製品事故対策リスト

実施国	#	対策	概要
米国	1	輸入品監視の専門部署(office of import surveillance)の設置	税関との連携等を通じた輸入品の監視を専門に担当する部署の設置。
	2	自主的安全基準への準拠が義務付けられた製品を製造・輸入販売する者に対する安全確認書の事前提出義務付け	製造・輸入事業者に対して製品が国内の自主的安全基準を満たしていることを証明する書類を事前に提出することを求める制度の運用。
	3	審査を通じた一部輸入事業者に対する優遇措置	審査を通じて所定の条件をクリアしていることが確認された輸入事業者に対して、試験・検査の免除等、一部優遇措置を行う制度。
	4	貨物管理システムを活用した監視	税関所有のシステム上の貨物データにアクセス・分析し、危険な製品を早期検知。
	5	主要港（陸／海／空）での抜取検査	税関職員同行の下で、X 線機器を用いた現地でのスクリーニング検査を実施。
	6	リスクベースでの対象品目の選択と集中（子ども用品等）	特にリスクの高い製品を特定し、限られたリソースの中で効果的な監視を実施。
	7	オンライン監視を専門とする部隊の設置	特別なトレーニングを受講した調査員等によるオンライン市場を監視する専門チームの設置。
	8	輸入元各国（中国、東南アジア等）に対する米国基準のアウトリーチ活動（広報活動、出先機関の設置等）	製品安全所管省庁の中国事務所設置。米国基準の製品安全の考え方について、現地で普及啓発、情報発信活動を実施。
	9	経済圏を共有する隣接国（カナダ、メキシコ）とのリコール情報等の共有	定期的な3カ国サミットをベースとした重要課題に対する連携枠組みの構築。トピックレベルでのプロジェクト化。
欧州	10	マーク不備等リスクの高い製品の税関における差し止め	所定のラベル・マークの有無等の確認・判断に基づく、税関での危険な製品の検知・差し止めおよび市場監視当局への通知の実施。

実施国	#	対策	概要
	11	EC 規則執行に関する加盟国向けトレーニングプログラム (Enforcement academy)	加盟国向けのトレーニングプログラムを実施し、市場監視に関連する助言等を実施。
	12	多様な主体間で危険な製品に関する情報を共有するシステム (ICSMS)	各国の市場監視当局、製品安全分野の監督官庁、税関、消費者、事業者等の複数の関係者間で危険な製品に関する情報を提供・交換することができる Web サービスの運用。
	13	オンライン監視を強化する製品の選択と集中	e コマースにおける製品のリスクアセスメント手法について、特定の製品（玩具、電子機器等）に焦点を絞った上で検討を実施。
	14	輸入元（中国）とのリコール情報等の共有 (RAPEX-China)	Safety Gate (RAPEX) を通じて検知された中国由来の危険な製品の情報を中国当局に提供し、サプライチェーンの調査および必要な措置を実施する仕組みの運用。
	15	その他海外諸国とのリコール情報等の共有 (RAPEX-RADAR)	EU-カナダ間で、それぞれの国の製品事故報告/通知システムへの相互アクセスを可能とする仕組みの運用。
	16	オンライン市場プラットフォームとの製品安全取組の誓約取り交わし (EU Pledge)	e コマースサイト運営企業 4 社による製品の安全確保に向けた自発的な取組として、危険な製品が検知された際の迅速な対応実施を宣言するもの。
	17	域内で流通する製品の責任主体の定義（「初回上市者」）	EU の基準を満たさない輸入製品が発見された場合に責任を求める主体として「初回上市者」を定義（EU 域内で当該商品の販売・宣伝等を行っている等）。
ドイツ	18	「差し止め」を担当する税関への情報提供（検査対象の共有、各州の「安全委員会」への招聘等）	州の安全委員会にて作成したリスクプロフィールに基づき、税関が危険な製品の検知・差し止めを実施。また、安全委員会に税関職員を随時の招聘し、最新の動向等について情報共有を実施。
	19	オンライン市場の関係主体の定義と法的責任の明確化検討	オンライン市場における主体を定義することで、法律上の責任を求められるよう検討を実施。
	20	オンライン市場のレビュー情報等から製品のリスクを分析する仕組みの検討	e コマースサイトにおける各製品のレビューに基づき、製品のリスクを機械的に分析する仕組みの検討。

実施国	#	対策	概要
	21	Safety Gate (RAPEX) よりドイツに関連する製品の情報を集約した「ドイツの危険な製品」データベース	Safety Gate (RAPEX) で欧州全体に通知される危険な製品の情報のうち、ドイツで流通/製造されているものを集約し、情報発信をする仕組みの運用。

出所) 三菱総合研究所作成

3. 我が国における輸入製品事故への対応策の検討

2 章の調査結果を踏まえ、我が国における制度等と比較し、その違い等を整理した上で、我が国の施策としての適用可能性や諸外国との連携可能性等について検討し、将来的な施策案を検討した。施策の検討においては、事故製品の生産国に関する情報（国内制度、事故情報管理の状況、事故発生及び規制当局による対処の実態、民間基準や業界団体等の民間ベースの取組、等）について、1 カ国の訪問調査により情報収集を行った。

3.1 製品の生産国に関する情報収集

国産製品の重大製品事故が減少傾向にある一方、輸入製品の事故件数には変化の傾向がみられない。また、事故原因の調査の結果、日本製に比べて外国製の製品の事故原因は製品起因である割合が高く、重大製品事故報告があった輸入製品の 7 割程度が中国製である⁷⁸。

また、OECD が公開しているリコールポータルによると、多くの国におけるリコール製品は、自国製のものを含むものの、輸入された製品が多く、中でも中国製のものの割合が大きいことが確認されている。

さらに、昨年度実施した調査⁷⁹（以下「昨年度調査」とする）では、国内事業者より中国に対する懸念を示す意見が多く寄せられた。具体的には、生産工程が中国国内に閉じていること、2 次サプライヤのレベルに幅があること、ISO 9001 認証の実態を伴っていないサプライヤが存在すること等が含まれる。

これらのことから、中国を調査対象国とした。

3.1.1 中国の国内制度

(1) 輸出品の製品安全規制に係る法令

1) 主要な法令及び所管政府部門

中国の輸出品の製品安全規制に係る主要な法令及び所管政府部門は表 3-1 のとおりである。中国の法令は基本的に、中国で生産され、あるいは外国から輸入されて中国市場で流通、使用される製品を対象として中国国内の消費者の安全や生態系保護等を目的として制定されている。中国から外国へ輸出される製品を専らの対象とする製品安全規制に係る法令としては、外国から中国へ輸入される製品の製品安全に係る検査検疫活動を含めて税関総署が所管する輸出入商品検査法がある。

⁷⁸ 経済産業省「製品安全における国際連携」（2019 年 3 月 4 日）p.1、

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/seihin_anzen/pdf/007_07_00.pdf

⁷⁹ 平成 30 年度産業保安等技術基準策定研究開発等（製品安全に係る海外制度及びグローバルサプライチェーンに係る動向調査事業）

表 3-1 中国の輸出品の製品安全規制に係る主要な法令及び所管政府部門

No.	法令 () 内は中国語表記	所管政府部門 上段：日本語、中段：中国語、下段：英語	施行日
1	製品品質法 (产品质量法)	国家市場監督管理総局 国家市场监督管理总局 State Administration for Market Regulation	1993 年 9 月 1 日
2	標準化法 (标准化法)	国家市場監督管理総局 国家市场监督管理总局 State Administration for Market Regulation	1989 年 4 月 1 日
3	強制性製品認証管理規定 (强制性产品认证管理规定)	国家市場監督管理総局 国家市场监督管理总局 State Administration for Market Regulation	2001 年 12 月 3 日
4	輸出入商品検査法 (进出口商品检验法)	税関総署 海关总署 General Administration of Customs	1989 年 8 月 1 日
5	輸出入工業製品リスク管理弁法 (进出口工业品风险管理办法)	国家市場監督管理総局 国家市场监督管理总局 State Administration for Market Regulation	2017 年 4 月 1 日
6	工業製品生産許可管理条例 (工业产品生产许可证管理条例)	工業情報化部 工业和信息化部 Ministry of Industry and Information Technology	2005 年 9 月 1 日
7	消費者権益保護法 (消费者权益保护法)	国家市場監督管理総局 国家市场监督管理总局 State Administration for Market Regulation	1994 年 1 月 1 日
8	欠陥消費者製品リコール管理弁法 (缺陷消费品召回管理办法)	国家市場監督管理総局 国家市场监督管理总局 State Administration for Market Regulation	2016 年 1 月 1 日
9	危険化学品安全管理条例 (危险化学品安全管理条例)	工業情報化部 工业和信息化部 Ministry of Industry and Information Technology	2011 年 12 月 1 日

出所) 三菱総合研究所作成

2) 各法令の概要

a. 製品品質法

製品品質法⁸⁰は、国家市場監督管理総局が所管し、1993 年 9 月 1 日に施行された。本法は中国における製品安全に係る基本法令として、中国国内で製造、販売されるすべての製品に適用される。制定目的は、製品の品質に対する監督管理を強化して品質水準を向上させ、製

⁸⁰ 中国製品品質法 中国国家認証認可監督管理委員会ウェブサイト
http://www.cnca.gov.cn/bsdt/ywzl/flyzcyj/zcfg/200809/t20080925_36654.shtml

品品質に対する責任を明確にして消費者の権益を保護し、社会経済秩序を維持することとされている（第1条）。規制対象は中国国内で製品の生産、販売活動に従事する者であり、本法でいう製品とは加工、製造されて販売されるすべての製品である（第2条）。中国国内で製造されるすべての製品を規制対象とすることから、輸出される製品についても規制対象となっていると解釈される。

製品の偽造あるいは認証ラベルや品質表示を偽る（生産地、生産工場の所在地の虚偽表示を含む）行為などを禁止し（第5条）、身体及び財産の安全を保障すべき関連の国家標準あるいは業界標準に適合しない製品を生産、販売した場合は生産停止、違法に生産された製品及び違法所得の没収、製品価値の3倍以下の罰金を科すとともに、状況が悪質な場合は営業許可証を取り消し、犯罪を構成する場合は法により刑事責任を追及する（第49条）。

b. 標準化法

標準化法⁸¹は、国家市場監督管理総局が所管し、1989年4月1日に施行された。本法は、標準化作業の強化、製品サービスの品質の向上、科学技術の進歩の促進、個人と健康と財産の安全の確保、国家安全保障、生態学と環境の安全確保、社会経済開発の改善を目的として制定された（第1条）。本法にいう標準とは、農業、工業、サービス及び社会事業等の分野で統一的に要求される技術基準で、国家標準、業界標準、地方標準及び団体標準があり、国家標準の中には該当する製品は必ず製品品質認証を受けなければならない強制性標準がある。

中国国内で流通する製品が対象であり、輸入製品は同法の規制対象に含まれるが、中国から外国への輸出製品については同法の対象外と解釈される。製品の生産、販売、輸入あるいは関連サービスが強制性標準の要求に適合しない場合は、法に基づき民事責任を負わなければならないことを定めている（第20条）。

c. 強制性製品認証管理規定

強制性製品認証管理規定⁸²は、国家市場監督管理総局が所管し、2001年12月3日に施行された。本規定は、製品認証業務を規範化し、製品認証制度の有効性を高めて国家及び社会の利益を増進させることを目的として、中国認証認可条例等の法令に基づいて制定された（第1条）。中国強制性認証（CCC）制度の実施の根拠となる規定であり、国家の安全を守り、詐欺行為を防ぎ、人体の健康と安全及び環境生態系を保護するために、国が定める分野の製品は、強制性製品認証を取得して認証ラベルを表示しなければ工場出荷、販売あるいは輸入その他の経営活動に使用してはならないものとされている（第2条）。基本的に中国国内市場で流通、販売される製品を対象としており、輸出される製品には適用されない（後述3.1.4(1)3参照）。

国は強制性認証の対象となる強制性認証製品目録を定め、同目録にリストアップされた

⁸¹ 標準化法 中国国家認証認可監督管理委員会ウェブサイト

http://www.cnca.gov.cn/bsdt/ywzl/flyzcyj/zcfg/200809/t20080925_36650.html

⁸² 強制性製品認証管理規定 中国国家認証認可監督管理委員会ウェブサイト

<http://www.cnca.gov.cn/cnca/rdht/qzxcprz/flfg/193003.shtml>

製品を、製品認証を受けずに出荷、販売あるいは輸入した場合は認証認可管理条例の罰則規定に基づき最高 20 万円の罰金が科されるほか違法所得は没収される。

d. 輸出入商品検査法

輸出入商品検査法⁸³は、税関総署が所管し、1989 年 8 月 1 日に施行された。同法は、輸出入貿易の双方の権益を保護し、対外経済貿易関係の発展を促進することを目的として、輸出入製品の検査検疫活動を規範化し、強化するために制定された（第 1 条）。国の商品検査検疫部門は検疫検査が必要な輸出入商品目録を制定し、同リストに掲載された商品の輸出入に際して検疫検査を実施する（第 4 条）。同リストに掲載された商品の輸入製品で検査検疫を受けていないものは販売、使用してはならず、輸出製品は輸出してはならないものとされている（第 5 条）。

検疫検査対象の商品を法に違反して検疫検査を受けずに輸出あるいは輸入された商品は販売あるいは使用してはならず、違反者に対しては違法所得の没収及び商品金額の 100 分の 5 以上 20 以下の罰金を科するとともに犯罪を構成する場合は法により刑事責任を追及する（第 33 条）。

e. 輸出入工業製品リスク管理弁法

輸出入工業製品リスク管理弁法⁸⁴は、国家市場監督管理総局が所管し、輸出入商品検査法及びその他の関連法令を根拠法として 2017 年 4 月より施行された（第 1 条）。中国の輸出入工業製品の安全リスク管理を強化して貿易の利便化を促進することを目的として、輸出入工業製品のリスク情報の収集、リスク評価、注意喚起、リスク対応等の監督管理を行うとしている（第 2 条）。本法は食品、化粧品、農産品等の製品リスク管理には適用されない。本法という製品リスクとは、輸出入される工業製品の人体の健康や安全、生態環境の保護、国家安全及び輸出入貿易に関わる各当事者の合法権益に対する危害リスクをいう（第 3 条）。

国家品質監督検査検疫総局（現国家市場監督管理総局）は統一的に全国の輸出入工業製品リスクの収集、評価、注意喚起発信等の業務を所管する。工業製品の輸出入に関連する企業はリスク情報の提供等に協力しなければならず、製品リスクの存在を知らずながら所管当局へ主体的に報告をしなかった場合や虚偽の報告や隠ぺいを行い、重大な結果を惹起した場合には 3 万元以下の罰金などの罰則が規定されている。

f. 工業製品生産許可管理条例

工業製品生産許可管理条例⁸⁵は、工業情報化部が所管し、2005 年 9 月 1 日に施行された。同条例は、公共の安全、人の健康、生命及び財産の安全に直接関係する重要な工業製品の品質及び安全性を確保し、社会主義市場経済の健全かつ協調的な発展を促進することを目的

⁸³ 輸出入商品検査法 中国国家認証認可監督管理委員会ウェブサイト

http://www.cnca.gov.cn/bsdt/ywzl/flyzcyj/zcfg/200809/t20080925_36652.shtml

⁸⁴ 輸出入工業製品リスク管理弁法 中国国务院ウェブサイト

<https://www.scio.gov.cn/xwfbh/xwfbh/wqfbh/35861/37103/xgzc37109/Document/1563347/1563347.htm>

⁸⁵ 工業製品生産許可管理条例 中国国家認証認可監督管理委員会ウェブサイト

http://www.cnca.gov.cn/bsdt/ywzl/flyzcyj/zcfg/201707/t20170711_54699.shtml

として制定された。国が重要な工業製品を生産する企業等に対して生産許可制度を実施し、対象工業製品の品質の安全性を確保することを目的とする（第 1 条）。国が消費者協会等の意見を聞きつつ生産許可が必要な工業製品のリストを制定し公布するとともに（第 3 条）、リストに該当する製品を製造する企業は生産許可を受けなければ生産及び販売を行うことができない（第 4 条）。輸出製品の製造について生産許可の対象外とする規定はないため、リスト対象の製品種類であって、専ら輸出製品を製造する企業も生産許可証の取得が必要である。

必要な生産許可を受けずに対象リスト製品を製造した者は、生産停止命令を受け、違法に生産された製品の没収及び違法に生産された製品の金額の 3 倍以下の罰金を科されるほか犯罪を構成する場合は法により刑事責任を追及する（第 45 条）。

g. 消費者権益保護法

消費者権益保護法⁸⁶は、国家市場監督管理総局が所管し、1994 年 1 月 1 日に施行された。同法は、消費者の権利を保護し、社会経済秩序を維持し、社会主義市場経済の健全な発展を促進することを目的として制定された（第 1 条）。消費者の基本的権利として、製品の購買やサービスの提供を受けるときに身体もしくは財産の安全に対する損害を受けないことを明確に規定（第 7 条）し確認するとともに、製品やサービスを提供する事業者がそれらの安全を確保することを義務づけている。中国国内の消費者保護を目的としているため、輸入製品については対象となるが、中国から外国へ輸出される製品については同法の規制の対象外であると解される。

製品リコールの義務についても定められており、事業者は製品あるいはサービスに欠陥が存在し人体あるいは財産に危害が生じるリスクを認識した場合には、速やかに所管行政部門及び消費者へ告知するとともに、販売停止、警告通知、製品回収（リコール）などの措置をとらなければならない、リコール等にもなう費用は事業者が負担しなければならないこと等が規定されている（第 19 条）。

h. 欠陥消費者製品リコール管理弁法

欠陥消費者製品リコール管理弁法⁸⁷は、国家市場監督管理総局が所管し、2016 年 1 月 1 日に施行された。同弁法は、欠陥消費者製品が消費者の身体や財産への損害を与える製品事故を防止するための製品リコール活動を規範化するために、製品品質法、消費者権益保護法などの法令に基づき制定された（第 1 条）。中国国内で生産、販売された消費者製品のリコール活動及びその監督管理に適用される。同法にいう消費者製品とは、消費者の生活上の需要により購買、使用される製品として定義づけられている（第 3 条）。

欠陥製品とは、設計、製造、警告ラベルの表示等に不備があり、当該製品に関連する国家標準や業界標準がある場合には、それらで要求される安全基準を満たしておらず消費者の身体または財産に損害を与える危険のある製品である（第 3 条）。対象製品は、政府の製品

⁸⁶ 消費者権益保護法 全国人民代表大会ウェブサイト http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2014-01/02/content_1823351.htm

⁸⁷ 欠陥消費者製品リコール管理弁法 国家市場監督管理総局ウェブサイト http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/zlfzj/201909/t20190905_306564.html

品質管理所管部門が制定するリコール対象製品管理目録に記載された製品である(第5条)。

リコール活動とは消費者製品の生産企業が、欠陥消費者製品による製品事故のリスクを除去または低減するためにとられる一連の措置であるとされている。同法における生産者とは中国国内で設立され、消費者製品を生産し、当該製品の製品合格証に生産者として名称が記載されている企業である。輸入製品については、消費者製品を外国から中国へ輸入する輸入販売会社及び生産者である外国企業の中国における代表機関も同法にいう生産者とみなされる。

リコール措置の実施にともなう販売停止、警告通知、製品回収、無償修理等の費用は事業者が負担しなければならないが、同法の違反に対する罰則については、製品品質法、消費者權益保護法、輸出入商品検査法などの法令の定めるところによるとして、同弁法には規定されていない。

なお、国家市場監督管理総局が2019年2月2日付で「消費者製品リコール管理規定の改正に係る意見募集稿の公表」を行った結果、寄せられたパブリックコメントを含め政府内関連部での検討と調整を経て、2020年1月1日付で「消費者製品リコール管理暫定規定」の施行となり、第5条のリコール対象製品管理目録に関しては廃止された(3.1.2(1)3参照)。

i. 危険化学品安全管理条例

危険化学品安全管理条例⁸⁸は、工業情報化部が所管し、2011年12月1日に施行された。同条例は、危険化学品の安全管理を強化し、危険化学品による事故を防止し、人体と財産の安全を保護し、環境を保護するために制定された(第1条)。同法にいう危険化学品とは、有毒性、腐蝕性、爆発性、燃焼性、助燃性を有し、人体や施設及び環境に対して危害を与えるリスクの高い化学品とされている。安全生産監督管理所管部門と工業情報化部等が共同で危険化学品目録を制定し(第3条)、危険化学品の生産、貯蔵、使用、運送などに従事する事業者は許可証を受けなければ当該業務に従事してはならないなど危険化学品の安全管理に関するルールが定められている。危険化学品の生産のほか運送、貯蔵の過程も規制対象となっており、輸出製品についても規制対象に含まれる。

危険化学品を取り扱う企業は、関連の行政法規による規制のほか、国家標準及び業界標準に定められた安全条件を確保するよう経営体制を整備し、安全管理規定等の社内制度を完備するとともに安全管理要員を配置し、従業員の安全訓練を適法に実施する等の安全確保義務を規定している。

(2) 所管政府部門

中国の製品品質や安全性の確保にかかる監督管理を所管する部署は国家市場監督管理総局(State Administration for Market Regulations; SAMR)である。中国の最高国家行政機関である国务院の直轄機関であり、市場の総合的な監督管理に関連する法律法規を起草し、政策、基準等を制定し、市場の秩序を維持し、公平な競争的市場環境を形成することを通じて、国家の品質強国戦略、食品安全戦略及び標準化戦略を組織的に推進することを職責とする⁸⁹。

⁸⁸ 危険化学品安全管理条例 中国政府ウェブサイト

http://www.gov.cn/jwqk/2011-03/11/content_1822783.htm

⁸⁹ 国家市場監督管理総局ウェブサイト 機構職責 <http://www.samr.gov.cn/jg/>

2018 年 4 月の国務院機構改革により国家市場監督管理総局が新設され、同局の傘下組織として中国の製品安全行政に関連する機関が統合された。

1) 国家市場監督管理総局

国家市場監督管理総局の機構の中の製品品質安全監督管理司⁹⁰が製品品質安全管理を専門的に管掌する部署である。2018 年 4 月の国家市場監督管理総局の設立時に、同時期に組織廃止となった国家品質監督検査検疫総局が所管していた中国国内市場における製品品質管理を引き継いだ。国家重点品質監督目録の制定及び改定管理、製品品質監督サンプル抜取調査の実施、製品品質リスク分類監督管理、製品品質向上に関する業界への指導、地方政府の市場監督管理部門の指導監督などを職責とする⁹¹。

2) 国家認証認可監督管理委員会

国家認証認可監督管理委員会⁹²（Certification and Accreditation Administration of the People's Republic of China (PRC) : CNCA）は、国務院の決定と承認によって 2001 年 8 月⁹³に設置された組織で、全国を対象範囲とする認証認可業務を統一的に管理監督する。具体的には国の認証認可や安全品質許可、衛生許可などに関する法規の起草、制定及び強制性認証製品目録の制定及び改定管理、認証合格評定制度の監督管理など認証認可制度に関する業務を所管する。2018 年 4 月の国務院の機構改革により国家市場監督管理総局の傘下組織として統合された。

3) 国家標準化管理委員会

国家標準化管理委員会⁹⁴（Standardization Administration of PRC : SAC）は、国務院の決定と承認によって 2001 年 10 月⁹⁵に設置された。中国の製品規格である国家標準（GB 規格）の作成、公布等の標準化政策を所管業務とする組織である。国内では地方政府や各業界等と協調して業界標準、地方標準、企業標準、団体標準等の制定及び監督指導を行うとともに、対外的には国家を代表する標準化業務の所管組織として国際標準化機構（ISO）や国際電気標準会議（IEC）等の窓口機関となっている。2018 年 4 月の国務院の機構改革により国家市場監督管理総局の傘下組織として統合された。

4) 国家品質監督検査検疫総局

国家品質監督検査検疫総局（General Administration of Quality Supervision, Inspection and

⁹⁰ 国家市場監督管理総局・製品品質安全監督管理司ウェブサイト <http://www.samr.gov.cn/zljds/>

⁹¹ 国家市場監督管理総局・製品品質安全監督管理司ウェブサイト <http://www.samr.gov.cn/zljds/>

⁹² 国家認証認可監督管理委員会ウェブサイト <http://www.cnca.gov.cn/>

⁹³ “中国国家认证认可监督管理委员会今天成立” 2001 年 8 月 29 日付中国人民網ニュース <http://www.people.com.cn/GB/jinji/31/179/20010829/546892.html>

⁹⁴ 国家標準化管理委員会ウェブサイト 機構職責 <http://www.sac.gov.cn/zzjg/jgzz/#>

⁹⁵ “国家标准化管理委员会成立” 2001 年 10 月 11 日付中国人民網ニュース <http://www.people.com.cn/GB/shizheng/16/20011011/579460.html>

Quarantine of PRC : AQSIQ) は 2001 年 4 月に設立され、輸出入貨物の検査検疫業務を含めて中国における製品品質及び安全性の監督管理全般を所管していたが、2018 年 4 月の国务院の機構改革により組織廃止となり、所管業務は原則として国家市場監督管理総局へ移管された。それに伴い 2018 年 2 月 23 日付、国家品質監督検査検疫総局の廃止と一部分掌規程の修正に関する決定⁹⁶に基づき、輸出入貨物にかかる品質監督検査検疫業務は税関総署へ移管された。

5) 税関総署

税関総署⁹⁷ (General Administration of Customs of PRC : GACC) は、全ての物品の輸出入業務を管理する官庁であり、1949 年 10 月に設立された。税関総署は、輸出入関税および他の税の徴収管理および保税業務の管理を行う。主な役割は、①輸出入の管理・監督、②関税徴収の管理、③通関、保税の監督等である⁹⁸。

2018 年 4 月から旧国家品質監督検査検疫総局 (AQSIQ) の輸出入貨物の検査検疫業務の職責及び機能が税関総署に移管された。税関総署の中の商品検験司が輸出入貨物の検査検疫業務を専門的に管掌する部署である。輸出入商品の関連法令に基づく検査検疫の監督管理、輸入商品の安全リスク評価とリスク注意情報の発信、輸出商品の検査検疫業務を所管する。

中国政府の 2018 年 4 月の機構改革の前後を含め、中国の製品品質や安全性の確保にかかる監督管理を所管する部署について次ページに図示する。

SAMR は、国内生産品か輸入品であるかによらず国内市場を流通する製品の品質安全管理を所管する。GACC は、輸出入貨物にかかる品質監督検査検疫業務を所管し、港を流通する製品について品質安全を管理する。

⁹⁶ 国家品質監督検査検疫総局の廃止と一部分掌規程の修正に関する決定 国家品質監督検査検疫総局
http://www.gov.cn/gongbao/content/2018/content_5294426.htm

⁹⁷ 税関総署商品検験司ウェブサイト
<http://www.customs.gov.cn/customs/zsgk93/jgzn95/jgzn5/2011735/index.html>

⁹⁸ 日本貿易振興機構ウェブサイト https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/trade_03.html

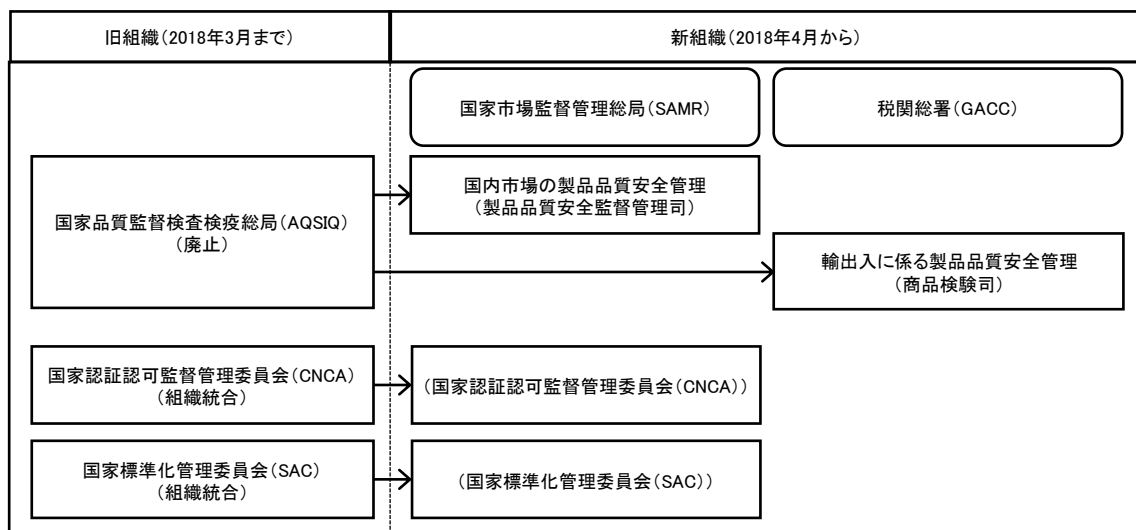


図 3-1 中国政府の製品品質の監督管理を所管する部署

出所) 下記を基に三菱総合研究所作成
 中国政府ウェブサイト情報

6) 工業情報化部

工業情報化部（Ministry of Industry and Information Technology : MIIT）は、2008 年 3 月に開催された第 11 期全国人民代表大会（日本の国会に相当）において行われた行政機構改革の一環として、工業化と情報化の融合を加速させることを目的として設立された。工業情報化部は、電気通信分野における政策立案と規制監督のほか、工業部門全体の発展計画や産業政策の策定、及びその実施・監督管理を所掌している⁹⁹。

(3) 品質強国に向けた政策

中国国務院は 2012 年 2 月 6 日付で「品質発展綱要（2011～2020 年）に関する通知」¹⁰⁰を公表し、世界の工場としての「製造大国」から「品質強国」へのグレードアップを目指す国家戦略を示した。2020 年までに、製造業の主要な分野や新興戦略産業で製品品質を国際先進水準へ近づけることを打ち出している。中国の工業製品の品質安全性の向上に関する法令や制度を整備、運用するための具体的な政策の背景となる基本国家戦略であるため、品質発展綱要（2011～2020 年）の主要内容について以下に確認する。

1) 品質発展綱要（2011～2020 年）の概要

a. 発展目標

2020 年までに製品品質の保障体系を整備改善し、中国で生産される製品品質の安全指標

⁹⁹ 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/g-ict/country/china/pdf/086.pdf>

¹⁰⁰ 国務院の品質発展綱要（2011～2020 年）に関する通知 中国政府ウェブサイト
http://www.gov.cn/zwgk/2012-02/09/content_2062401.htm

として、すべての製品を国家強制性標準の要求を満たすレベルに到達させる。また、品質イノベーション能力を高め、中国製製品のブランド力と市場競争力を大幅に向上させる。特に国家が指定する製造業の戦略性新興産業分野の製品の品質について国際先進水準に到達するか、それに近い水準までに到達させることを目標とする。

製造業の全般的な製品品質レベルを引き上げ、国家監督サンプル調査の合格率を安定的に 90%以上となるようにする。戦略性新興産業においては国際標準の策定を主導し、主要な製品分野で国際先進水準に達した競争力あるブランド製品をもつ一群の先導的な新興企業を育成して戦略性新興産業の担い手として、中国の工業製品全般の製品品質の世界最高レベルへの引き上げを牽引させる。

b. 取組項目

上記の発展目標を達成するために示された主要な取組項目は以下のとおりである。

ア) 企業の品質に対する責任の厳格化

企業の品質安全管理体制の向上のため企業責任を明確化かつ厳格化する。企業の品質安全性に対する責任として、品質保証部門を設置して責任者を配置させ、企業代表者や製造部門責任者の製品品質に対する責任を厳格に追及する。

また、企業内での品質基準の精度向上と品質検査制度を改善させるとともに、製品の製造過程の追跡管理システムの導入を進め、製品事故が発生した場合の応急管理体制や報告制度についても完備させる。さらに欠陥製品のリコール制度や製品欠陥や品質リスクに関する企業の報告義務制度、製品品質事故による企業の損害賠償責任の明確化に関する法的環境整備を行う。

イ) 企業の品質管理水準の向上

企業の品質管理水準の向上のため製造企業の全員参加、全プロセス、全方面での品質管理活動を推奨し、標準化された組織体制による高精度の品質検査と品質コントロールのために先進的技術手段及び理念の導入と科学的品質管理を普及させる。また、品質リスク分析として品質管理小グループ活動等を推進するとともに、材料資源等の減量化、再資源化等の環境対応及び低炭素化対応等のクリーンで高効率な生産経営方式を発展させる。

ウ) 製品品質安全リスク管理体系の整備

企業が重大な品質事故を起こしたり、人体に危害が及ぶ可能性がある重大な製品欠陥リスクを発見したりした場合の製品品質安全リスク管理体制を整備する。重点製品、重点業界、重点地区を定めて、系統的な製品安全リスクの情報収集を迅速化するために報告制度等の品質安全リスク情報収集モニタリング制度、リスク分析評価とリスク製品に対する注意喚起情報の公表などの消費者事故を防止するための応急処理能力を向上させる。このために示された品質安全リスク管理体系の整備方針を表 3-2 にまとめた。

表 3-2 品質安全リスク管理体系の整備方針

No.	項目	内容
1	製品品質安全 リスク警報の 強化	製品品質安全リスク注意喚起情報サービス、高度リスク業界の重点製品及び輸出入製品の品質安全リスクモニタリング、製品品質安全リスクの評価及びリスク注意喚起情報の発信機能の充実化を含む製品品質安全リスク情報及び情報モニタリングシステムを強化する。
2	製品人身事故 モニタリング システムの整 備	品質検査部門、衛生部門等が共同で製品欠陥による人身事故事案に関する情報をモニタリング収集するシステムの整備。事故情報の統計、製品事故による傷害等の状況、原因の分析と同種製品の安全性リスクを速やかに公表して政府部門や業界、企業へ提供する仕組みを整備するとともに、消費者安全の向上のため製品設計、製造標準の見直しに活用する。
3	食品品質安全 リスク警報の 強化	食品安全リスクの注意喚起情報の確実で効率的な組織的实施を保証する仕組みを整備する。食品安全情報の収集、リスクモニタリング、リスク注意喚起情報の速やかな発信のために食品安全リスク観測ネットワークを立ち上げ、違法な添加物や添加剤の取締強化と速やかな安全性評価により食品リスクの確実な防止を可能とする仕組みを整備する。
4	輸出入動植物 検査検査リ スク管理の強化	輸出入動植物の検査検査及び衛生検査情報の収集ネットワークを整備する。輸出入動植物に関する検査基準や法規を改善し、輸出入検査リスクの把握と評価、リスク情報の伝達共有とリスク注意喚起情報の速やかな発信を可能とする公共情報技術サービスを立ち上げて税関部門の輸出入商品の検査検査能力を向上させる。

出所) 下記を基に三菱総合研究所作成
中国政府ウェブサイト情報

2) 輸出工業製品品質安全モデル区の取組

国家品質監督検査検疫総局（現国家市場監督管理総局）は2014年4月22日付け、輸出工業製品品質安全モデル区建設の指導意見¹⁰¹を通達し、中国の輸出工業製品の品質とブランドイメージの向上を目的として輸出工業製品品質安全モデル区の取組を実施している。

輸出工業製品品質安全モデル区の建設は、國務院の品質発展綱要（2011～2020年）に示された「品質強国」戦略を推進するために、工業製造分野の資本面及び技術面で優勢な基盤を形成しており、輸出貿易が重要な位置づけとなっている工業集積地において、品質や安全面の管理能力が高い先導的な企業集積区を建設することを目指す。2017年までに全国の24の省・直轄市・自治区の約70カ所の輸出工業集積地区に148カ所の各レベルの輸出工業製品品質安全モデル区が認定され、このうちの56カ所が国家級モデル区となっている¹⁰²。

¹⁰¹ 輸出工業製品品質安全モデル区建設指導意見 国家品質監督検査検疫総局
http://www.aqsiq.gov.cn/xxgk_13386/jlgg_12538/qtwj/201212/t20121212_333412.htm

¹⁰² 輸出工業製品品質安全モデル区建設の全面推進、グレードアップ 2017年6月8日付、中国新聞網

一例として、広東省に所在する東莞輸出工業製品品質安全モデル区は、輸出玩具及び輸出子ども用品の2つの分野で2014年以来、国家級モデル区の認定を受けている。2017年6月、輸出工業製品品質安全モデル区の全国カンファレンスが東莞市で開催され、全国の輸出工業製品安全モデル区の関係者が参集した¹⁰³。東莞市は玩具、くつ、子ども用品等の製造企業が集積している。海外メーカーからのOEMやODM方式による委託生産工場も多く立地しており、生産される製品の多くが海外市場へ輸出されている。

2017年6月の輸出工業製品品質安全モデル区カンファレンスで講演した東莞市の喻麗君・副市長は、東莞市では製品安全モデル区企業に対して市の財政予算からプロジェクト奨励金を配分するほか、市が運営する公共安全技術サービスプラットフォームの整備等を通じて政策面でサポートを実施したことを強調した。また、東莞の輸出玩具製品の輸出検査の合格率は2013年に90%以下であったが2016年は95.4%へ大きく改善し、中国の子ども用品の輸出に占める東莞の割合は2014年の8.7%から2016年に15%へ上昇したことが紹介された¹⁰⁴。

(4) 輸出品の製品安全性の水際対策

輸出品の製品安全性の水際対策は、中国税関部門である税関総署が輸出入商品検査法及び税関輸出入貨物検査管理弁法などの関連法令に基づいて実施している。輸出入商品検査法に基づき輸出入検査商品目録が制定されており、家具、玩具、厨房器具、衣類などを含む消費者製品も多数目録に収載されている¹⁰⁵。

輸出入における税関検査の実施内容は税関輸出入貨物検査管理弁法（第2条）に貨物検査の定義や範囲の規定があり、輸出入申告書類と貨物の一致性、商品分類、価格、原産地、必要なラベル表示の有無等が検査対象とされている¹⁰⁶。

中国政府は「製造大国」から「品質大国」へ発展を遂げる国家戦略に基づき、2012年2月6日付で「品質発展綱要2011～2020年」を公表¹⁰⁷し、2020年までに農産品や食品の品質安全性のほか主要な戦略性新興産業の工業製品について国際的先進レベルに近い水準へと品質を向上させることを目標として掲げている。輸出入製品についても、2017年9月27日付で公表された「輸出入商品の安全リスク管理及び速やかな対応体制の監督管理の改善により消費者権益を確保する国務院意見」¹⁰⁸により、税関輸出入貨物検査管理弁法に定められた輸出入申告書類との一致性やラベル表示の適切性といった形式的な検査のみならず、製品

<https://www.chinanews.com/cj/2017/06-08/8245291.shtml>

¹⁰³ 56カ所の国家級モデル区が東莞でのカンファレンスに集結

<http://news.timedg.com/2017-06/09/20610153.shtml>

¹⁰⁴ 東莞輸出品質安全モデル区建設の経験 2017年6月10日付、東莞時間網

<http://news.sina.com.cn/c/2017-06-10/doc-ifyfzhpq6476409.shtml>

¹⁰⁵ 出入境检验检疫机构实施检验检疫的进出境商品目录

http://tgyws.aqsiq.gov.cn/xxfw/fjml/201802/t20180201_512265.htm

¹⁰⁶ 中华人民共和国海关进出口货物查验管理办法

http://www.gov.cn/gongbao/content/2006/content_453199.htm

¹⁰⁷ 品質発展綱要2011～2020年 中国政府ウェブサイト

http://www.gov.cn/zwgk/2012-02/09/content_2062401.htm

¹⁰⁸ 輸出入商品の安全リスク管理及び速やかな対応体制の監督管理の改善により消費者権益を確保する国務院意見 http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-09/27/content_5227963.htm

の安全性リスクを含めた技術面での品質検査を重視した製品品質の監督管理が実施されるようになっている。

(5) 中国内での製品安全性の市場監視

中国の国内市場における工業製品等の製品品質に関する監督管理は国家市場監督管理総局の製品品質安全監督管理司が主な所管部署である。製品品質法などの関連法令に基づいて、国家重点品質監督目録の制定管理や製品品質の市場でのサンプル抜取検査、リスク管理のための分類監督管理業務を担当している。製品品質の向上のために工業製品や食品製品などの製造事業者との情報交換や指導を行うとともに、各省の製品安全監督管理部門を指導、監督しながら製品安全及び品質管理の監督業務を所管している。

国家市場監督管理総局は、「品質発展綱要 2011～2020 年」の要求に基づき、製品品質の監督管理を重点的に行う対象製品のリストとして「全国重点工業製品品質監督目録」を導入した。同目録の 2018 年版には工業生産資材、建築装飾材、農業生産資材、食品関連製品のほか、日用消費者製品を含む約 400 種類の品目の製品がリストアップされている¹⁰⁹。同目録の備考欄の注釈によると重点工業製品は、品質監督管理業務の実際面を考慮して、工業製品生産許可証及び強制性製品認証管理の対象となっている工業製品を中心として選定され、日用消費者製品が主体となっている。

3.1.2 事故情報管理の状況

(1) 消費者製品に係る事故情報収集制度

1) 概要

中国における工業製品の事故情報や事故を発生させるリスクがある製品欠陥についての製品情報に関する企業の報告義務を定めた制度としては、欠陥消費者製品リコール管理弁法に基づく情報収集、リスク分類、注意喚起情報の発信など消費者保護の一連の制度が存在する。これらは、中国国内市場における製品事故から消費者を保護することを目的とした制度であり、輸出企業が海外市場で製品事故を起こしたことを知った場合に、中国の政府当局へ報告することを義務づける制度ではなかったが、2020 年 1 月 1 日付の「消費者製品リコール管理暫定規定」において、海外での製品事故やリコールに伴う報告義務が盛り込まれることとなった。なお、優良な輸出企業モデルの育成を目指す「輸出工業製品品質安全モデル区建設の指導意見」には、輸出企業が海外市場で製品事故を起こしたことを知った場合に中国の政府当局へ報告することを義務づける仕組みは盛り込まれていない。

特に輸出製品に限定した事故情報等の収集制度ではないが、現行の法令に基づく工業製品の事故情報収集制度として、輸出入工業製品リスク管理弁法に基づく輸出入商品品質安全リスク管理監督制度及び欠陥消費者製品リコール管理弁法、消費者製品リコール管理暫定規定に基づく製品リスク情報の報告義務制度について以下に言及する。

¹⁰⁹ 国家市場監督管理総局「全国重点工業製品品質監督製品目録 2018 年版の通知」
http://www.samr.gov.cn/zljds/fwfh/zjwj/201804/t20180404_299680.html

2) 輸出入商品品質安全リスク管理監督制度

輸出入工業製品リスク管理弁法（2017 年 4 月 1 日施行）は、中国の工業製品の輸出入にかかる製品安全リスク管理を強化することを目的として、国家は輸出入工業製品のリスク情報の収集、リスク評価、注意喚起、リスク対応等の監督管理を行うとしている。同法第 4 条は、国家品質監督検査検疫総局（現国家市場監督管理総局）は統一的に全国の輸出入工業製品リスクの収集、評価、注意喚起発信等の業務を所管し、輸出入工業製品品質安全リスク警報プラットフォームを構築するために関連の技術情報を応用して、リスク情報を収集及び発信することとされている。また、工業製品の輸出入に関連する企業はリスク情報の提供等に協力しなければならないものと規定されている。

輸出入工業製品リスク管理弁法は、リスク情報の収集ルートとして、輸出入検査検疫の監督管理情報、輸出入認証の監督管理情報、計測実験室が提供する情報、輸出返品貨物の情報、サンプル抜取検査情報、医療機関からの傷害報告情報、消防機関からの事故情報、生産安全部門からの事故情報などを総合的に活用するべきであると規定している（同法 8 条）。また、輸出入工業製品の生産企業は社内のリスク情報報告制度を整備し、自社の製品にリスクの存在が発見された場合には、速やかに品質監督検査検疫部門に報告することを義務付けている（同法 10 条）。

2017 年 7 月 27 日付で公表された国务院の輸出商品の品質安全リスク注意喚起と迅速対応監督管理体系の整備による消費者権益保護に関する意見¹¹⁰は、第 13 次 5 カ年計画期中（2016～2020 年）に品質安全リスクに係るデータを収集する情報プラットフォームを整備する方針を盛り込んでいる。同意見は、リスク情報の収集ルートを広く確保すべきであるとして、モバイル通信技術を活用し消費者からの製品リスク情報の収集ルートを完備させるほか、検査検疫機関、認証機関、大学や研究所、業界団体等に知り得た製品リスク情報を通報させる制度を導入することを盛り込んでいる。

3) 欠陥消費者製品リコール管理制度

欠陥消費者製品リコール管理弁法（2016 年 1 月 1 日施行）は、消費者が障害を被る可能性のある欠陥消費者製品の製造企業等によるリコール回収活動を通じて消費者の身体と財産の安全を保護することを目的として制定された。対象となる製品は中国内で生産され、販売される消費者製品であり、輸出製品は対象とされていない。

同法第 9 条は、国家品質監督検査検疫総局（現国家市場監督管理総局）及び省レベルの品質検査監督部門は、欠陥消費者製品リコール管理情報システムを構築し、リコール関連情報の収集、分析、処理を行う体制を整備することと規定している。欠陥製品リコール業務の専門技術機構が消費者リスクに関する情報収集、分析、処理を実施することとされている。また、生産者自らが欠陥製品に関する情報収集及び分析処理の体制を整備しなければならず、自社の製品に消費者事故を引き起こす欠陥が存在することを認識した場合は速やかに管轄地の品質検査監督部門に分析結果を報告するとともに、生産及び販売または輸入を停止しなければならないことが規定されている（第 12 条）。

なお、中国の欠陥消費者製品リコール制度の対象は表 3-3 に示すリコール対象製品管理

¹¹⁰ 国务院輸出商品の品質安全リスク注意喚起と迅速対応監督管理体系の整備による消費者権益保護に関する意見 http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-09/27/content_5227963.htm

目録に収載された消費者製品とされている。同目録に入っていない消費者製品について企業が自主的に同弁法を踏まえた欠陥消費者製品リコール対応を実施することは妨げないが、たばこ、自動車、食品、医薬品、化粧品などの消費者製品については同弁法が適用されないことと明記されている（第5条）。

表 3-3 欠陥消費者製品リコール制度の対象製品（リコール対象製品管理目録：廃止済）

1.電子電器製品	2.子ども用品
1.1 家庭用電気製品	2.1 子ども用文具
1.2 オーディオ機器	2.2 子ども用装飾品
1.3 電線ケーブル	2.3 子ども用プラスチック製品
1.4 照明器具	2.4 子ども用家具
1.5 電動工具	2.5 子ども用紙製品
1.6 電源アクセサリー	2.6 子ども用皮革製品
1.7 自動制御スイッチ機器	2.7 子ども用遊戯施設
1.8 情報技術機器	2.8 子ども用靴類
1.9 通信端末機器	2.9 子ども用紡績品
	2.10 子ども用アパレル類
	2.11 その他子ども用品

出所) 下記を基に三菱総合研究所作成
欠陥消費者製品リコール管理弁法

なお、国家市場監督管理総局は2019年2月2日付で、消費者製品リコール管理規定の改正に係る意見募集稿の公表¹¹¹を行った結果、寄せられたパブリックコメントを含め政府内関連部での検討と調整を経て、2020年1月1日付で「消費者製品リコール管理暫定規定」の施行となった。

中国における製品リコール制度の実施管理の新しい根拠規定である「消費者製品リコール管理暫定規定」について、旧法からの重要な改正ポイントを以下にまとめる。

a. リコール対象製品目録の廃止

新しい「消費者製品リコール管理暫定規定」が対象とする「消費者製品」は、「消費者が生活の必要のために購入し使用する製品」と定義されている。2019年2月の消費者製品リコール管理規定の改正にかかる意見募集稿では「消費者の生活、学習、事務、レジャー等の用途に使用される製品」として対象範囲が拡大された書きぶりとなっていたが、最終的に旧法と同様の定義となった。

対象範囲についての大きな変更点は、これまでの「リコール対象製品目録」（表 3-3）が廃止されたことである。旧法はリコール対象製品として目録管理制度方式を採用し、電子電器製品（9品目）及び子ども用品（11品目）の20品目が同目録に収載されていた。新しい「消費者製品リコール管理暫定規定」ではリコール対象製品管理目録が廃止され、原則として中国国内で販売される全ての消費者製品が対象となる。ただし、自動車、食品、医薬品、特殊装備品など他の法令でリコール規定が定められた品目を除くことは従来と同様である。

¹¹¹ 消費者製品リコール管理規定の改正に係る意見募集稿 国家市場監督管理総局ウェブサイト
http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/201902/t20190202_291928.html

b. 違反に対する罰則の強化

旧法となった「欠陥消費者製品リコール管理法」は、同法の違反に対する罰則について関連の上位法である製品品質法、消費者権益保護法、輸出入商品検査法などの法令の定めるところによるとして、同弁法に基づく固有の罰則規定は置かれていなかった。新しい「消費者製品リコール管理暫定規定」では、消費者製品の生産者や関連企業の経営者に同法の規定に関連する違反があり、省レベルの市場監督管理部門より期限を定めた是正措置命令を受けたにもかかわらず期限内に是正がされない場合には 1 万元以上 3 万元以下の罰金を科すほか、犯罪に該当する可能性がある場合には公安部門へ案件を移送して刑事責任を追及するとの条文が追加された（第 25 条）。

罰則が明記された主な違反事項として、生産者や関連企業の経営者が、①欠陥製品による事故が発生しあるいは海外でリコールが実施されたことを知ってから規定の期間内に主管部門への報告を行わなかった場合（第 8 条 1 項）、②主管部門が実施する欠陥製品に関する調査の協力を拒んだ場合（第 11 条 2 項）、③規定の期間内にリコール計画を提出しない場合（第 17 条）、④規定の期間内にリコール定期報告及び最終報告を提出しない場合（第 21 条）などがある。

c. 報告義務の強化

新しい「消費者製品リコール管理暫定規定」では、リコール制度の実施フローに沿って生産企業の義務がより明確化された。旧法ではリコール義務の主体は「生産企業」であったが、新規定では「生産企業及びその他の経営者」とされ、消費者製品の製造企業だけでなく国内販売や輸入に従事する企業のほか、リースや修理等の活動に関与する者もリコール制度の義務主体に含めると解されている。リコールの実施は、生産企業による自主的リコールと、市場監督管理部門が決定し生産企業に通知して実施する強制的リコールの二通りが想定されているが、企業による自主的リコールが制度運用の基本である。

消費者製品生産者及びその他経営者は、生産または販売する消費者製品について、製品に欠陥が存在し、死亡または身体障害、財物損壊が既に発生し、あるいは発生するリスクがあること、または中国以外の外国市場で既に同製品のリコールが実施されたことを知った場合は、その日から起算して 2 営業日以内に当該企業の所在地を管轄する市場監督管理部門へ報告を行わなければならない（第 8 条）。また、生産者は製品に欠陥がある可能性を知った場合、速やかに製品欠陥の有無についての調査分析を実施しなければならない（第 9 条）。

市場監督管理部門が消費者等からのクレーム等の情報提供によって製品欠陥の可能性を認識した場合には、当該製品の生産企業に対して 3 営業日以内に調査分析を実施するように通知しなければならない。生産企業が調査分析を実施せず、あるいは製品欠陥の不存在を主張するものの証明根拠が不十分である場合は、市場監督管理部門が調査分析を実施しなければならない（第 10 条）。調査分析の結果、製品欠陥が確認されたら市場監督管理部門から生産企業へ通知し、リコール実施を命令する。生産企業が欠陥の存在を認めない場合は、通知のあった日から 10 営業日以内に関連の証明資料を添付して異議申し立てをすることができる（第 13 条）。

リコール実施が決定した場合には、生産企業は 10 営業日以内にリコール計画を作成して届け出なければならない。また、市場監督管理部門は企業が提出したリコール計画をリコー

ル情報管理プラットフォーム上で社会に向けて公表する（第 19 条）。生産企業は 3 カ月ごとにリコール計画の進捗状況について定期報告を行わなければならない。

「消費者製品リコール管理暫定規定」によるリコール実施の流れを下図に示す。

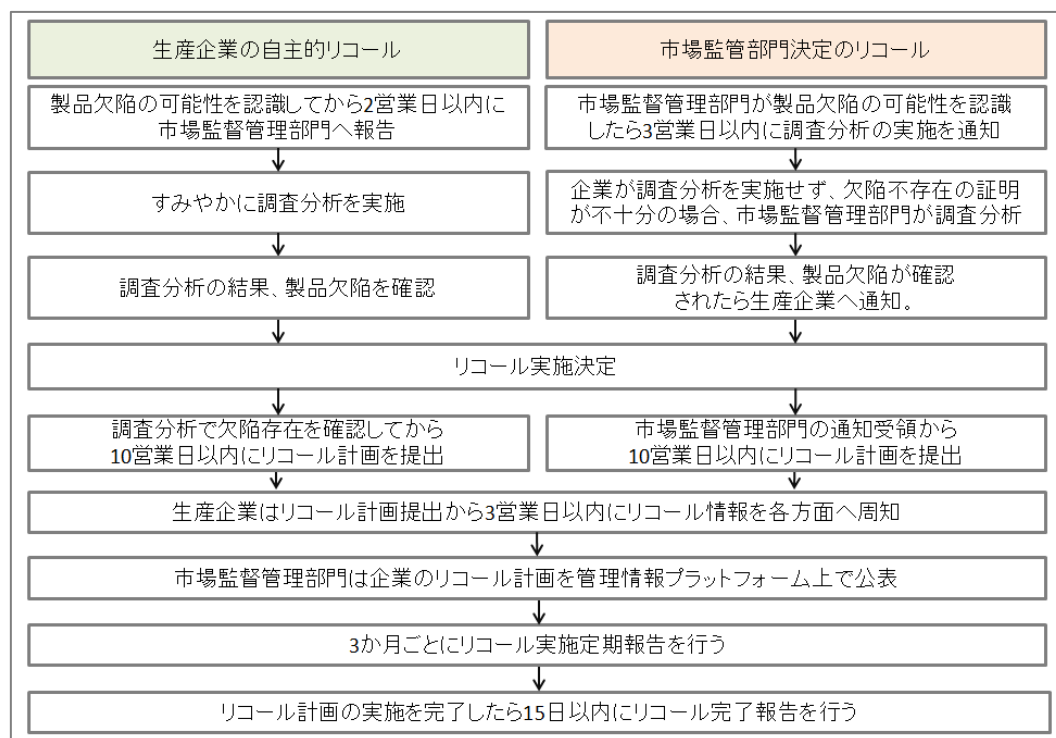


図 3-2 消費者製品リコール管理暫定規定のリコール実施フロー

出所) 下記を基に三菱総合研究所作成
消費者製品リコール管理暫定規定

(2) 事故情報を収集・分析する機関

1) 税関総署

a. 概要

輸出入工業製品リスク管理弁法に基づく輸出入商品品質安全リスク管理監督制度の情報収集・分析業務は、同弁法の施行時点（2017 年 4 月 1 日）で国家品質監督検査檢疫総局とされていたが、2018 年 4 月の国务院の機構改革により国家品質監督検査檢疫総局が廃止となり、所管していた国内市場の品質監督管理業務については国家市場監督管理総局へ、輸出入貨物にかかる品質監督検査檢疫業務については税関総署へ移管された。これに伴い、現在、輸出入商品品質安全リスク管理監督制度の情報収集・分析業務は、税関総署の商品檢疫司が所管している。

b. 情報収集・分析状況

税関総署商品檢疫司のウェブサイト上のリスク注意喚起のページには、輸入品に関する品質リスク情報（港で税関検査中に発見された不適合商品と不適合理由等に関する情報）が

毎月掲載されている。輸出品に関しては、輸出入製品のサンプル検査の状況を公開している¹¹²。例として、2018年度の輸出入製品サンプル検査の概要を3.1.3(1) 1)に記載する。

中国政府の機構改革前の国家品質監督検査検疫総局が行っていた輸出入工業製品の品質安全性に係る情報収集については、専ら輸入製品に関するものであり、輸出製品の品質リスクに関する情報は基本的に取り扱われていなかった。2017年5月18日に旧国家品質監督検査検疫総局が行った「2016年度輸出入商品品質安全白書」の報告会¹¹³は、「輸出入商品」のタイトルではありながら、輸入衣料品や輸入チャイルドシート、輸入衛生紙製品などの不合格状況や製品リスクに関する中国市場の消費者に対しての注意喚起が専らの内容であり、中国から海外への輸出製品に係る製品安全リスクについては言及がなかった。

2) 輸出入工業及び消費者製品リスク評価センター

a. 概要

輸出入工業及び消費者製品リスク評価センター（Risk Assessment Research Center for Industrial and Consumer Product : RACICP）は、国家品質監督検査検疫総局の傘下組織の中国検査検疫科学研究院の一部門として2004年に設置され¹¹⁴、2018年4月の国務院機構改革による国家品質監督検査検疫総局の廃止にともない国家市場監督管理総局の傘下へ移管された。製品欠陥に起因する製品リコールに関する情報を収集し、リスク評価するとともに製品欠陥の技術検証等を所管業務内容としている¹¹⁵。主に輸出入製品の安全リスク管理と欠陥品のリコールの2つ役割があり、製品の安全リスク管理の面で国家市場監督管理総局のリスク情報収集機構の役割を果たしている。リスク評価と分析によるリスク早期警告等の発信や情報の分析に基づくリスク等級状況を国家市場監督管理総局に報告すると同時に、社会一般の消費者に向けた注意喚起のためのリスク情報を提供している。

中国国内の消費者を製品事故から保護するための関連情報の収集とリスク情報の発信等が主要業務であるため、取り扱う情報はあくまで中国市場における消費者製品リスクとなっている。このため製品リコールに係る情報は、多くの輸入工業製品を対象としたリスク情報収集とリスクに対する注意喚起の情報発信等が行われているものの、中国から海外市場へ輸出される消費者製品についての情報は基本的に取り扱われていない。

b. 情報収集・分析状況

ア) 情報収集方法

輸出入工業及び消費者製品リスク評価センターは、ウェブサイト上で企業等が製品リコ

¹¹² 税関総署商品検疫司 リスク注意喚起情報（2019年12月18日アクセス）
<http://sjs.customs.gov.cn/sjs/yjts/2708321/index.html>

¹¹³ 国家品質監督検査検疫総局「2016年度輸出入商品品質安全白書」報告会、2017年5月19日
<https://www.imsilkroad.com/news/p/33388.html>

¹¹⁴ 中国検査検疫科学研究院ウェブサイト <http://www.caiq.org.cn/bygk/index.shtml>

¹¹⁵ 輸出入工業及び消費者製品リスク評価センター ウェブサイト
<http://www.racicp.org.cn/a/website/website/home?tempName=centre>

ールに関する情報を報告することができる情報プラットフォーム機能を備えている（図 3-3）。「欠陥消費者製品リコール管理法」（2016 年 1 月 1 日施行）により、消費者に被害を与えるリスクのある製品欠陥について企業が認識した場合、自主的に国家市場監督管理総局等へ製品リコールを届け出る義務があるため、同リスク評価センターが入手するリコール製品関連の情報は基本的に企業が自主的に報告したものとなっている。



図 3-3 輸出入工業及び消費者製品リスク評価センターのウェブサイト

出所) <http://www.racip.org.cn/a/website/website/home?tempName=home> に一部加筆

イ) 分析内容

輸出入工業及び消費者製品リスク評価センターは、製品リコール情報を入手した場合、企業や貿易会社から情報収集して欠陥製品が発生した原因の把握と究明に努め、必要に応じて製品の検査測定を行い、政府当局（国家市場監督管理総局）と企業の双方で当該製品が欠陥品であると認定して製品リコールの実施が決定されてから、ウェブサイト上で製品のリコール情報を公表する。

輸出入工業及び消費者製品リスク評価センターのウェブサイトのリコール情報検索のセクションには、2019 年 12 月 18 日現在で約 160 件のリコール製品情報が公開されており、多くの輸入製品が含まれている¹¹⁶。表 3-4 に最近の事例の概要を示す。

¹¹⁶ 輸出入工業及び消費者製品リスク評価センター ウェブサイト リコール製品情報
<http://www.racip.org.cn/a/website/website/moreInfo?&tempPath=search&ismore=12>

表 3-4 輸出入工業及び消費者製品リスク評価センターの公表リコール情報の例

製品種類	概要	
子ども用 T シャツ	蓋璞上海商業有限公司は子ども用 T シャツ製品のリコールを届け出た。2018 年 1 月から 5 月にベトナムから中国へ 2749 件を輸入。胸部の絵柄プリントから基準値を超えるフタル酸ジイソノニルが検出され長期に吸引すると健康に影響を及ぼすリスクがある。本リコール届出により製品と引き換えに代金を全額返金する。	 (製品写真)

出所) 下記を基に三菱総合研究所作成
輸出入工業及び消費者製品リスク評価センター

3) 国家市場監督管理総局欠陥製品管理センター

a. 概要

国家市場監督管理総局欠陥製品管理センター（SAMR Defective Product Administrative Center :DPAC）は、欠陥のある自動車製品や消費者製品のリコールを担っており、管理上、中国標準化研究院の傘下に位置づけられている¹¹⁷。

b. 情報収集・分析状況

欠陥製品のリコールに関連して、情報の収集分析、製品欠陥のリスク評価、リコール情報の技術的評価、データベースの管理、技術トレーニング、消費者教育、国際交流等を実施している。¹¹⁸

なお前述の輸出入工業及び消費者製品リスク評価センターもリコールを担っているが、その組織の位置づけから、輸入製品のリコールを輸出入工業及び消費者製品リスク評価センターが、それ以外の製品のリコールを国家市場監督管理総局欠陥製品管理センターが担っているものと考えられる。

(3) 他国との情報共有の仕組み

1) 概要

欠陥製品のリコールについては、欠陥消費者製品リコール管理弁法に企業の義務として製品品質リスクに関する報告義務が明記されており、法令に基づく製品リスク情報の共有の枠組みが導入されており、情報収集、リスク分類、注意喚起情報の発信などの消費者保護のための取組が行われている。さらに、3.1.2(1)に示したとおり、2020 年 1 月 1 日付の「消

¹¹⁷ 国家市場監督管理総局欠陥製品管理センター ホームページ、
https://www.dpac.org.cn/gywm/201503/t20150311_49378.html （2020 年 3 月 13 日閲覧）

¹¹⁸ 国家市場監督管理総局欠陥製品管理センター ホームページ、
https://www.dpac.org.cn/gywm/201503/t20150311_49378.html （2020 年 3 月 13 日閲覧）

費者製品リコール管理暫定規定」によって、海外での製品事故やリコールに伴う報告義務が盛り込まれることとなっている。

また、各国政府の製品品質安全を所管する部門の同分野の情報共有の仕組みとして確立された仕組み等はないもののグローバルサプライチェーンの潮流が加速する中、製品規格や製品認証の分野では国際的に整合性のとれた協調的な発展が志向されるようになっている。このため製品規格に関連する分野の機関や貿易取引管理当局などの国際的な業務交流が活発に行われる傾向にある。以下に中国の製品品質安全管理に係る他国との情報共有や国際交流に関する動向について言及する。

2) 国家標準化管理委員会の国際交流

中国の製品規格である国家標準（GB 規格）の作成、公布等の標準化政策を所管する組織である国家標準化管理委員会は、国家市場監督管理総局の傘下に属し国内では地方政府や各業界等と協調して業界標準、地方標準、企業標準、団体標準等の制定及び監督指導を行うとともに、対外的には国家を代表する標準化業務の所管組織として国際標準化機構（ISO）や国際電気標準会議（IEC）等の窓口機関となっている。これらの標準化分野の国際機関の会合に出席しての情報共有に加え、中国政府の「一帯一路」政策を踏まえた開発途上国の製品安全や標準化業務の取組への協力を内容とする同分野の国際交流や情報共有を積極的に実施している。参考として下表に最近の動向事例を示す。

表 3-5 国家標準化管理委員会の最近の国際交流の動向

No.	相手国	時期	内容
1	ロシア	2019年12月 11日～12日	中国－ロシアの標準、計量、認証及び検査検疫に関する第17回常設会議が西安で開催され国家市場監督管理総局副局長と国家標準化管理委员会主任が出席し、ロシア当局代表者と会合した。双方の標準化、計量、製品合格評定等の領域での協力覚書が署名された。
2	ニュージーランド、シンガポール、フィリピン	2019年11月	国家市場監督管理総局副局長と国家標準化管理委员会主任一行がニュージーランド、シンガポール、フィリピンを訪問し、工業製品や食品の品質安全監督管理、消費者保護制度、知的財産権保護について情報交流を行った。
3	ベトナム、カンボジア、ラオス	2019年11月 10日～19日	国家市場監督管理総局副局長と国家標準化管理委员会主任一行がベトナム、カンボジア、ラオスを訪問し、標準化業務や計量管理制度、製品認証合格評定制度など工業製品分野の品質安全管理業務での協力の強化についての交流が行われた。
4	フランス	2019年10月 29日	国家市場監督管理総局副局長と国家標準化管理委员会主任が山東省青島で開催の国際標準化フォーラムで、フランス政府の国家標準化機関の代表者と会談し、両国の製品安全に係る標準化業務の協力の進展状況についての意見交換が行われた。

No.	相手国	時期	内容
5	中国－アセアン国際標準化フォーラム	2019年9月23日	国家市場監督管理総局主催の中国－アセアン国際標準化フォーラムが広西自治区南寧で開催され、国家市場監督管理総局副局長と国家標準化管理委員会主任が出席。アセアン各国代表者と製品安全のための標準化や製造業分野での協力について協議が行われた。
6	サウジアラビア	2019年9月3日	国家市場監督管理総局副局長と国家標準化管理委員会主任が北京でサウジアラビアの計量品質管理局長一行と会談し、両国の製品安全管理の状況やリコール制度、標準化業務の人材育成トレーニング等を含めた広範な協力について情報交換が行われた。

出所) 下記を基に三菱総合研究所作成

国家標準化管理委員会ウェブサイト 標準化業務ニュース

<http://www.sac.gov.cn/xw/bzhxw/index.htm>

3) 中国検査検疫科学研究院の国際交流

中国検査検疫科学研究院（Chinese Academy of Inspections and Quarantine : CAIQ）は、検査検疫の科学研究や関連の技術開発研究を行い国家市場監督管理総局や中国税関総署、商務部等の政府機構に対して検査検疫や市場監督管理に関連する技術支援を行っている機関である。中国検査検疫科学研究院に属する専門研究機構のひとつである工業消費者製品安全研究所が、国家市場監督管理総局の消費者製品リスク評価センターとして指定されて業務を行っている¹¹⁹。同消費者製品リスク評価センターは工業製品分野の製品リスクの監督と欠陥製品のリコール対応の管理監督が主要な業務であり、製品事故やリスク情報について日本の製品評価技術基盤機構（NITE）と関連業務の一定の情報共有などを含む交流関係がある。その他、韓国、米国、カナダなどの品質監督機関との業務交流が行われており、参考事例として表 3-6 にまとめた。

¹¹⁹ 中国検査検疫科学研究院 ウェブサイト <http://www.caiq.org.cn/>

表 3-6 中国検査検疫科学研究院の最近の国際交流の動向

No.	相手国	時期	内容
1	日本	2019年10月	中国検査検疫科学研究院副院長一行が製品評価技術基盤機構（NITE）を訪問し、消費者製品の安全リスク監督管理についての情報交流を行い、製品安全研究センターと国際評価センターの実験室設備の視察を行った。製品安全リスク管理について広く情報交換を行い業務協力覚書の更新などについて検討が行われた。
2	韓国	2019年10月	中国検査検疫科学研究院副院長一行が韓国消費者研究員（KCA）を訪問し、消費者製品の安全リスク監督管理についての情報交流を行った。双方から製品安全分野の進展状況と課題が紹介され、相互の理解を深めるとともに今後の一層の協力を進めることで一致した。
3	日本	2019年6月14日	経済産業省、製品評価技術基盤機構（NITE）一行が中国検査検疫科学研究院を訪問し李文涛副院長と会談し、工業品研究所実験室の視察と技術交流が行われた。双方より工業製品分野の品質安全管理の研究状況等の進捗状況の紹介があり、今後の協力関係を深めることについての共通認識で合意した。
4	米国	2018年8月9日	アメリカ国立科学財団（NSF）一行が中国検査検疫科学研究院を訪問し李莉副院長と会談し、双方から品質安全管理分野の最新状況と課題について情報交流が行われた。双方の検査測定実験室の協力などで具体的検討が行われ、今後の交流と協力関係をさらに深めることで認識が一致した。
5	カナダ	2016年11月4日	カナダ食品検査検疫署（CFIA）一行が中国検査検疫科学研究院を訪問し業務交流を行った。双方から食品分野の安全性確保のための検査検疫業務の進展状況と課題について紹介があり技術サービスや国際協力の成果について確認がなされ、今後の科学研究分野での協力と交流を深めることが合意された。

出所）下記を基に三菱総合研究所作成
中国検査検疫科学研究院ウェブサイト

4) 中国品質認証センターの国際交流

中国品質認証センター（China Quality Certification Center : CQC）は中国政府の承認により設立され、また多くの国の政府及び国際機関に認められている認証機関であり、中国検査認証集団（China Certification & Inspection (Group) Co., Ltd. : CCIC）に属する。製品認証制度の認証業務において最も認証件数の実績が多く、中国国内において権威性のある認証機関で

ある。主に中国強制性認証（CCC 認証）や中国国内の任意性認証である CQC ラベル認証及び日本の電気用品安全法に基づく PSE 適合性認証などの国際認証業務を行っている。主要な製品認証の分野は、機械・電子製品、玩具、塗料、家具、農業製品・食品などであり、新エネルギー・環境関連製品のグリーン低炭素認証などの国際認証も実施している。中国品質認証センターの最近の国際交流の参考事例として表 3-7 にまとめた。

表 3-7 中国品質認証センターの最近の国際交流の動向

No.	相手国	時期	内容
1	日本	2019 年 12 月 5 日～7 日	中国品質認証センター一行が日本で開催された強制性認証顧客交流会に参加し、トヨタをはじめとする日本企業と品質認証に関する業務交流が行われた。
2	EU（オランダ、ドイツ）	2019 年 11 月 28-12 月 3 日	中国品質認証センター一行がオランダで開催された強制性認証顧客交流会に参加し、オランダ交通局と品質認証に関する業務交流を行った。ドイツの強制性認証顧客交流会ではベンツ、フォルクスワーゲン等の自動車メーカーや部品メーカーと製品認証に係る業務交流が行われた。
3	インド	2019 年 9 月 6 日	中国品質認証センターはニューデリーで開催された中国-インド戦略経済対話のフォーラムに参加。インドの環境、エネルギー分野の多くの企業と設備製品の認証認可の業務経験と課題について広範な意見交換が行われ、今後の認証業務の実務面での協力が合意された。
4	サウジアラビア	2019 年 3 月 21 日	サウジアラビア商務部代表が中国品質認証センターを訪問し会談が行われた。双方より製品認証の進展状況と課題の紹介があり、CQC はサウジアラビアの製品認証制度と合格評定制度の実施に協力し同国の製品品質向上と貿易業務の拡大に貢献することが確認された。
5	日本	2018 年 2 月 9 日	中国品質認証センターは日本政府から授権された PSE 認証の資格更新にともなう審査を受けた。日本の製品評価技術基盤機構（NITE）の専門家が CQC の認証現場の確認とサンプル検査に結果、審査に合格して PSE 認証の資格が継続された。

出所) 下記を基に三菱総合研究所作成

中国品質認証センター ウェブサイト 業務動向ニュース

<https://www.cqc.com.cn/www/chinese/xwzx/xwkd/zxyw/>

3.1.3 事故発生及び規制当局による対応の実態

(1) 輸出製品の検査状況

1) 2018 年度輸出入製品サンプル検査

税関総署は輸出入製品の検疫検査業務を所管する商品検疫司のウェブサイトで、検疫検査監督の実施状況に関する情報公開を一定程度行っている¹²⁰。同ウェブサイトで公表されている 2018 年度の輸出入製品のサンプル検査の状況によると、輸出製品については、米国、ドイツ、日本など 78 の国と地域向けの貨物について、LED 照明、充電器、電源分配器、服飾アクセサリ、玩具、くつ製品等の品目を対象として重点的にサンプル抜取検査を実施し、抜取検査サンプルの全体数の 20.4%が不合格であったと報告されている。不合格率が高かった製品として、子ども用傘、子ども用キックボード、子ども用電動自動車、LED 電球、アクセサリ製品などを報告しており、不合格の原因として、製品ラベル表示に関する不備のほか材料品質の問題や構造的安全性の問題、電氣的安全性の問題、有毒有害物質の含有基準の不合格などが指摘されている¹²¹。税関総署は、輸出入製品の検疫検査活動の結果について一般消費者へ広く情報提供することを目的として、中国で普及している SNS である微信（WEIXIN）向けの発信も行っている。

¹²⁰ 税関総署・商品検疫司ウェブサイト <http://sjs.customs.gov.cn/>

¹²¹ 2018 年度輸出入製品サンプル検査状況 税関総署・商品検疫司ウェブサイト
<http://sjs.customs.gov.cn/sjs/yjts/2708321/2708382/index.html>



図 3-4 税関総署の SNS 向け情報サイト

出所) 税関総署 https://mp.weixin.qq.com/s/_N4EmrhDNH3YFx-psPdRrw に加筆

輸出入製品サンプル検査で不合格となった商品は税関輸出入貨物検査管理弁法や輸出入工業製品リスク管理弁法などの関連法令に基づいて税関部門より不合格商品の生産経営者に対して是正措置が命じられるとともに、商品の品質安全性に対するリスク評価が行われリスク等級の評価が判定される。評価結果と関連の法令に基づいて、輸出入貨物の返送、廃棄処分、技術処理等の措置が速やかに決定される。

2) 地方税関部門による検査

税関総署に属する全国の主要な港湾や空港が所在する都市の地方税関部門は、地方政府の品質管理部門と連携して輸出入製品の品質や検査検査を実施している。一例として、上海税関は上海市の品質技術監督局と共同で2017年の取締実施状況について「上海市品質状況白書(2018)」¹²²にとりまとめて公表した。それによると、2017年の上海税関が取り扱った輸出入貨物は126.2万件、貨物金額ベースで1兆1280億ドルで、輸出入検査検査で不合格となった貨物は12.2万件で不合格率9.66%、貨物金額ベースで104億3400万ドルであった。前年(2016年)よりも件数ベースで22.46%、貨物金額ベースで4.01%の減少であった。

輸出品だけをみると、2017年に輸出検査検査で発見された不合格品は2226件で不合格率

¹²² 上海市品質状況白書(2018) 上海市品質技術監督局
<http://shzj.scjgj.sh.gov.cn/attach/0/1809100846366721517.pdf>

は 1.44% で前年の 1.46% より 0.2 ポイント減少した。2017 年の不合格貨物の金額は 2 億 3273 万ドルに達した。輸出検疫検査で不合格となった主要な製品種類は、化工品、食品、化粧品、電気製品で、これらで全体の 98.74% を占めた。主な不合格原因は、数量あるいは重量の不足、包装の不合格、警告ラベルや製品認証ラベルの不備であった。

(2) 中国市場での品質監視状況

1) 製品品質法に基づくサンプル検査

国家市場監督管理総局・製品品質安全監督管理司は、製品品質法及び製品品質監督サンプル採取管理弁法などの法令に基づき、中国市場において流通、販売されている製品の抜き打ち方式によるサンプル採取品質検査を随時実施し、その結果をウェブサイトで公表している。

a. 2018 年度国家監督サンプル調査

国家市場監督管理総局は 2019 年 2 月 15 日、子ども用家具など 15 品目を対象として市場での抜き検査の実施結果をウェブサイトで公表した¹²³。子ども用家具、照明器具、事務用いす、ソファ、木製複合版、陶磁器、浴室シャワー、家庭用ホース、電動式歩行補助器などの消費者製品が含まれる。一年間に延べ 1053 社の企業の 1073 件の製品に対してサンプル抜き検査が実施された。このうち 6 件が強制性製品認証の管理対象であるにも関わらず認証を未取得であったため、当該企業の所在地を管轄する市場監督管理部門において処置が措置された。このほか 1 件の自動車用ブレーキ液製品の製造企業が異議申し立てを行い審議中であり、これら 7 件を除いた 1066 件の検査対象製品のうち 89 件の製品に不合格が認められ、全体での不合格率は 8.3% であった。検査対象 15 品目のうち、子ども用家具とステップモーター製品の不合格率が 20% を超えた。浴室用シャワー及び自動脱穀機製品の不合格率が 10% 以上 20% 未満、事務用椅子、ソファ、陶磁器製品、空気清浄器など 9 製品が不合格率 10% 以下で、自動車用ブレーキ液及び木製複合版は不合格品がゼロであった。

一例として、子ども用家具は、7 つの省の 54 企業の 54 製品を対象として検査を行った結果、12 製品が不合格で不合格率は 22.2% であったと報告されている。検査は安全構造設計、有害物質使用、安全使用ラベル表示など 17 項目で、安全構造設計と安全使用ラベル表示に不備が多かった。

b. 2019 年度国家監督サンプル調査

国家市場監督管理総局は 2019 年 12 月 11 日、子ども用乗車玩具など 60 品目を対象として市場での抜き検査の実施結果をウェブサイトで公表した¹²⁴。前年の 15 品目から大幅に検査対象品目が拡大された。2019 年の製品品質国家監督サンプル検査の対象 60 品目を表 3-8

¹²³ 2018 年度子ども家具等 15 品目の国家監督サンプル調査 国家市場監督管理総局
http://www.samr.gov.cn/sj/qtsj/cpjl/201904/t20190419_292998.html

¹²⁴ 2019 年度ベビーカー等 60 品目国家監督サンプル調査 国家市場監督管理総局
http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/zljdj/201912/t20191211_309153.html

に示す。

一年間に延べ 5468 社の企業の 5594 件の製品に対してサンプル抜取検査が実施された。このうち 19 件の製品が生産許可証を未取得のまま生産され、2 件が強制性製品認証の管理対象であるにも関わらず認証を未取得であり、2 件が生産場所の表示に虚偽があり、それぞれ当該企業の所在地を管轄する市場監督管理部門において処罰が措置された。これら 23 件を除いた 5571 件の検査対象製品のうち 687 件の製品に不合格が認められ、全体での不合格率は 12.3%であった。

不合格率が高かった消費者製品として、室内空気清浄器（27.5%）、家庭用ステンレス水槽（29.0%）、電動自転車（28.8%）、衣料用スチームアイロン（27.5%）、延長コード付き電源ソケット（25.0%）などとなっている。

表 3-8 2019 年の製品品質国家監督サンプル検査の対象（60 品目）

ベビーカー、紳士服（背広、オーバーコート）、婦人用下着、肩掛けストール、バドミントン用具（羽、ラケット）、子ども用玩具、学生用文具、旅行用スーツケース、パーカージャケット、眼鏡、衣料用液体洗剤、手洗い洗剤、紙ナプキン、マットレス、子ども家具、家庭用コンロ、自転車、電動自転車、家庭用床拭き洗剤、家庭用ステンレス水槽、陶器製洗面台、浴室家具、熱間圧延鉄筋、冷間圧延鉄筋、ロックウール断熱板、家庭水回り用ホース、絶縁用ポリスチレン材料、硬質 PVC 管、スマート便座、浴室用シャワー、ポリビニル管、紙幣識別機、消防用ホース、電子レンジ、室内加熱器、家庭用温水器、電気餅つき機、パソコン、プリンタ、衣料用スチームアイロン、電源分配器、電気鍋、扇風機、投影機、室内空気清浄器、液晶ディスプレイ、美容器具、カラーテレビ、延長コード付き電源ソケット、電動工具、変圧器、電線ケーブル
--

出所）2019 年度ベビーカー等 60 品目国家監督サンプル調査 国家市場監督管理総局

2) 強制性製品認証管理規定に基づくサンプル検査

中国の製品認証制度である強制性認証制度（CCC 認証）の所管部門は国家市場監督管理総局に属する国家認証認可監督管理委員会である。強制性認証制度は 2001 年 12 月 3 日付け公布の強制性製品認証管理規定に基づき導入され、強制性製品認証製品目録に収載された工業製品に対して、品質検査と工場審査によって実施される品質認証制度である。

強制性認証制度にかかる市場での製品品質の監視活動は、全国各地の市場監督管理部門及び委託された認証サービス機関等によって実施されている。国家市場監督管理総局に属する認証認可管理監督委員会が公表した「2018 年認証検査市場取締十大事例」¹²⁵によると、強制性認証の対象製品であるパソコンやシャワー製品について強制性認証を取得せずに市場で販売していたことが発覚し罰金等の罰則が適用された違反事案について報告されている。

また、広東省市場监督管理局は 2019 年 6 月から 7 月にかけて電市場取引プラットフォーム上で販売されている子ども向け玩具製品を対象とした強制性認証の適切性にかかるサン

¹²⁵ 2018 年认证检测市场专项整治十大典型案例
http://www.gov.cn/xinwen/2018-12/26/content_5352251.htm

プル商品検査の取締活動を展開した¹²⁶。対象製品は、コンピュータゲーム、プラスチック製モデルガン、ビニール製人形などの玩具製品で、不合格率は 23.33%に達した。

同結果を受けて、広東省市場监督管理局は中国品質認証センター等の認証機関と連携して不合格企業の工場への現場立ち入り検査を実施し、品質問題の発生原因につき詳細調査するとともに、強制性製品認証管理規定に基づき企業経営主体の厳格な責任追及が行われた。このように強制性認証対象の製品を中心として、製品品質の市場でのサンプル検査は全国の地方を管轄する市場监督管理局によって実施されている。

(3) 輸出工業製品の返送貨物の状況

1) 輸出返送貨物の追跡調査制度

国家品質監督検査検疫総局は 2006 年 8 月 2 日付、「輸出工業製品の返送貨物の追跡調査管理業務規範（試行）に関する通知」¹²⁷を公表し、中国から外国へ輸出された工業製品が何らかの理由で輸出先の入国検査検疫部門でリジェクト扱いとなり、中国へ返送された貨物についての情報を収集する業務を行っている。同業務規範の目的は、返送された輸出貨物の状況を把握して輸出検査検疫業務の管理監督を強化するとともに、企業の製品品質管理能力を向上させて中国の輸出工業製品の品質を確保し、国際的な信用を維持するためとされている（第 1 条）。輸出港等に所在する地方の品質監督検査局は税関部門等と協力して、輸出先の国から何らかの理由で返送されてきた貨物に関する情報を収集して、四半期ごとに国家品質監督検査検疫総局（現税関総署）へ報告することとされている。

重点調査内容は、輸出工業製品に①安全、衛生、環境、健康などに有害な影響を与える問題が存在したか、②品質、規格、数量、重量、包装などに問題があつて返送された貨物については輸出時に検査検疫機関の証明書を適正に取得しているか、③外国から返送され理由が技術上の貿易障壁に関する理由か、④輸出時に検査検疫を逃れる不正行為がなかったかどうか、⑤その他の特殊な商品に対する要求事項が返送理由となった場合はその状況及び理由の確認などとなっている（第 6 条）。返送貨物の追跡調査の結果、製品を製造、輸出した企業自身に原因があつたことが判明した場合は、実際の状況に応じて当該企業の輸出検査検疫における企業分類を調整して、輸出検査検疫におけるサンプル検査の抜取割合を多くして管理を強化するほか、違法行為が確認された場合は、関連の法令法規に基づいて法的責任を追及するものとされている。

2) 返送貨物の状況

a. 浙江省寧波税関の事例

現地ネット媒体の中国寧波網の 2019 年 7 月 16 日付ニュースによると、輸出工業製品の

¹²⁶ 広東省市場监督管理局 ども向け玩具製品の強制性認証重点取締活動
http://amr.gd.gov.cn/zwdt/gzdt/content/post_2636214.html

¹²⁷ 輸出工業製品の返送貨物の追跡調査管理業務規範（試行）に関する通知 中国商務部ウェブサイト
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/g/200611/20061103646335.html>

品質問題による返送貨物は寧波地区で大きな問題となっている¹²⁸。2019 年 1 月から 5 月の間に寧波税関を経由して国外に輸出された輸出工業製品のうち 2000 件余りが返送処理扱いとなり金額ベースで 1.5 億ドル規模に達した。輸出先から返送された輸出工業製品の返送理由の主な理由は輸出先の製品規格に適合しておらず、安全、衛生、環境、健康などに影響を与える問題があるとされたものが返送貨物全体の 94.3%を占めた。返送貨物全体の中で主要な製品は電気製品で約半分の 1000 件近くを占めた。具体的には、小型家電製品、自動車部品、照明器具などで、多くの返送製品は輸出先の国内の製品規格に不適合で品質、サイズ、外観などが輸出先顧客との契約上の要求を満たしていない等の原因で、輸出先から返送処理となっており寧波地区の輸出企業は大きな経済損失が問題となっているという。

寧波税関部門は同地区の輸出企業に対して指導を強化している。工業製品を国外へ輸出する場合には、輸出売買契約を作成するときに、製品が準拠すべき輸出先市場の製品規格について確認するとともに、企業自身が平素から輸出先の国または地域の製品規格や技術関連法規の改定などの最新状況の把握に注意を払うように促している。また、輸出製品が返送されてしまった場合には、正規の資格を有する検査測定機関に委託する等して、品質の確認検査を行うとともに品質問題が発生した原因を究明し、以後の製品輸出業務が円滑に行うことができるように対策をしっかりと取るべきことを指導している。

b. 広東省清遠税関の事例

広東省清遠税関輸出入検査検疫局は 2017 年 11 月 20 日付で 2016 年度の輸出工業製品の返送貨物の追跡調査報告を公表した¹²⁹。2016 年に同税関で発生した輸出工業製品の返送事案は 20 件で、金額ベースは 72.5 万ドルであった。返送された輸出先は、香港が 13 件、サウジアラビアが 2 件、EU、トルコ、韓国、ベトナム、カナダがそれぞれ 1 件であった。

20 件の返送貨物のうち 15 件が電気製品で、金額ベースで全体の 84%を占めた。具体的な製品は、オーディオ製品、ノート型パソコン、エアコン等で、返送された原因としては品質による理由が主であるが、中には貿易取引条件を理由とする返送事案も含まれている。品質問題の内容としては、製造や組み付けの不具合、部品の故障による作動不全、製品塗色の違いやキズなど外観上の問題であった。これらは生産企業の製造工程での品質管理能力の不足が原因であり、経営管理層が製品の品質管理の重要性を再認識するとともに、自社内での品質検査管理体制を構築して改善する必要があると指摘している。

(4) 欠陥製品リコールの実施状況

1) リコール対応の流れ

欠陥消費者製品リコール管理弁法（2016 年 1 月 1 日施行）及び 2018 年 3 月 23 日付で施

¹²⁸ 中国寧波網ニュース、2019 年 7 月 16 日

<http://news.cnnb.com.cn/system/2019/07/16/030068685.shtml>

¹²⁹ 広東省清遠税関 2016 年度輸出工業製品の返送貨物の追跡調査報告 http://jyjgd.gz-eport.com:811/xxgk/xxgksx/zlfx/201711/t20171120_133553.html

行された輸入消費者製品リコール実施細則¹³⁰に基づき、中国における欠陥製品リコール実施の対応の流れについて図 3-5 にまとめた。市場での製品事故情報から自社が製造、販売した製品に欠陥が存在したことを認識した企業が自主的にリコール実施計画を作成することがリコール対応の流れの第一歩である。企業のリコール関連情報の連絡先は国家市場監督管理総局に属する輸出入工業及び消費者製品リスク評価センターである。同センターへのリコール情報の報告は同センターのウェブサイト上の電子プラットフォームを通じて関連資料を添付して送信することができる仕組みとなっている（前出 3.1.2 (2) 2)のとおり）。

輸出入工業及び消費者製品リスク評価センターは報告された情報に基づきリスク分析と評価を行い、国家市場監督管理総局の製品品質安全管理司と協議しつつ企業が届け出たリコール実施計画書の修正の要否を検討する。その後、企業から正式のリコール実施計画書を含む届出書類を受理すると、輸出入工業及び消費者製品リスク評価センターは欠陥消費者製品リコール管理弁法の規定に従って 5 営業日以内に同センターのウェブサイト上の電子プラットフォームでリコール情報を公表する。

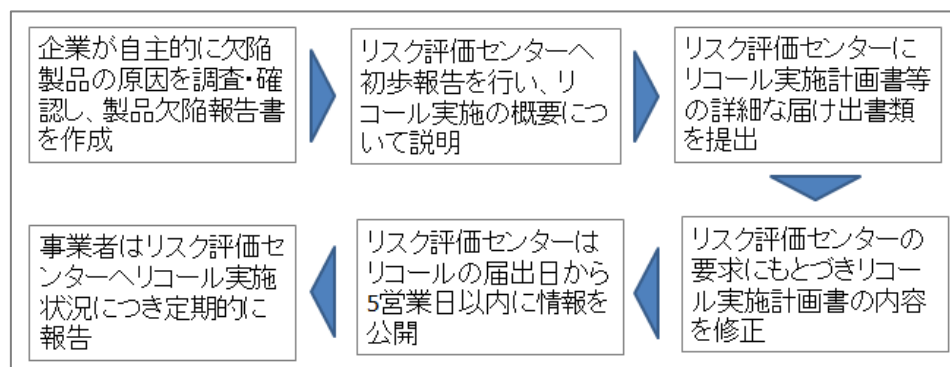


図 3-5 欠陥製品リコール実施の対応の流れ

出所) 下記を基に三菱総合研究所作成

欠陥消費者製品リコール管理弁法

缺陷产品召回实践（欠陥製品リコールの実践）China Law Insight ウェブサイト

[https://www.chinalawinsight.com/2019/08/articles/consumer-](https://www.chinalawinsight.com/2019/08/articles/consumer-retail/%E7%BC%BA%E9%99%B7%E4%BA%A7%E5%93%81%E5%8F%AC%E5%9B%9E%E5%AE%9E%E8%B7%B5)

[retail/%E7%BC%BA%E9%99%B7%E4%BA%A7%E5%93%81%E5%8F%AC%E5%9B%9E%E5%AE%9E%E8%B7%B5](https://www.chinalawinsight.com/2019/08/articles/consumer-retail/%E7%BC%BA%E9%99%B7%E4%BA%A7%E5%93%81%E5%8F%AC%E5%9B%9E%E5%AE%9E%E8%B7%B5)

2) リコール実施状況

2016 年 1 月の欠陥消費者製品リコール管理弁法の施行以来、各地の市場監督管理局の指導により欠陥製品リコール管理弁法に基づくリコール届出の事案が頻発している。2017 年 6 月 1 日付の中国経済網ニュースは、天津市、河北省、浙江省、安徽省、湖北省に所在する 50 社の子ども用品生産企業が一斉にリコール届を行ったことを伝えた。リコール対象となった製品は 59 品目に上り、リコール対象の製品数は 2 万 1487 件に達した¹³¹。

¹³⁰ 輸入消費者製品リコール実施細則 中国品質網ウェブサイト

http://m.cqn.com.cn/zj/content/2018-03/23/content_5590065.htm

¹³¹ 天津など 5 省市で 50 社が欠陥製品リコールを届出 2017 年 6 月 1 日付、中国新聞網ニュース

http://www.ce.cn/cysc/zljdg/201706/01/t20170601_23365045.shtml

ベビーカー、子ども用文具、子ども靴、三輪車など乗車玩具などの製品種類が主である。子ども用自転車、三輪車、ベビーカーなどは構造部品の寸法が不適切なため子どもの身体の一部が挟まれてケガをする危険性があったり、燃えやすい材質の材料が使用されていたり、衝突時の衝撃を軽減する部材の材質が不適切などのリコール原因が多かった。文具や子ども靴では、ふちの形状が尖っていたり、金属部品が突出したりして、子どもが使用時にケガをする危険性があるものや、素材にホルムアルデヒドや重金属が基準を超えて含まれているなどの原因でのリコール事案が多い。リコール対象となった製品は、リコール届出企業により返金、交換、無償修理などの措置が実施されている。

3.1.4 民間基準や業界団体等の民間ベースの取組

(1) 民間団体等の取組

1) 中国消費者協会

中国消費者協会¹³²は、1984年12月に国务院の承認を得て設立された団体で、中国国内の商品やサービスに関する消費者の合法権益を保護することを目的として、商品やサービスを提供する事業者の監視等を行う中国最大の消費者保護組織である。北京の本部のほか、全国の省・直轄市・自治区に31の地方消費者協会があり、各地方の下部組織として県、鎮、村の各レベルの分会に15万人以上の監督員と10万人以上の監視ボランティアが組織されている。

消費者権益保護法に基づき、中国国内の消費者に向けて文明的で健康や環境の安全を保護する消費者に有益な情報を提供することを業務内容とする。消費者の合法権益を侵害するおそれのある商品、サービスや商行為に関して、消費者からの相談やクレームを受け付けて、調査等を行い、社会一般に情報公開することや政府関連部門へ情報提供や提言を行うことを主要な活動としている。ただし、その活動の目的とするところが、中国国内市場における消費者の保護であることから、輸入工業製品の安全性に関する取組は行われているが、輸出製品の安全性や海外市場における消費者事故に関連する情報の収集や公表は中国消費者協会のウェブサイトで確認することができなかった。

参考までに、中国国内市場での消費者クレームの多い製品を図3-6に示す。日用雑貨が32.11%で最も多く、食品(20.42%)、家電製品(14.46%)の上位3品目で全体の約3分の2を占める主要な消費者クレーム製品となっている。また、これらの製品に対する消費者クレームの内容として最も多い事項は、品質に関するクレームが最も多く全体の68.18%と圧倒的に多く、次いで数量の不足に対するクレーム(8.40%)、価格に関するクレーム(6.22%)となっており、これら上位3項目で82.8%と大半を占める。

¹³² 中国消費者協会ウェブサイト

<http://www.cca.org.cn/>

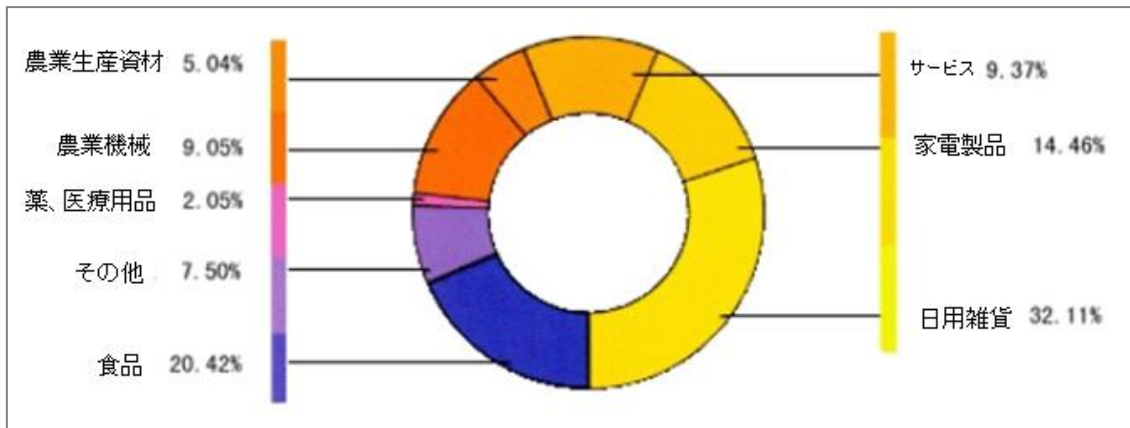


図 3-6 中国国内市場での消費者クレームの多い製品

出所) 中国消費者協会ウェブサイト

2) 中国国際貿易促進委員会

中国国際貿易促進委員会¹³³は、1952 年に設立された中国の工業製品の輸出貿易の振興を図る全国性の促進機構である。中国政府の輸出貿易の促進戦略に基づいて、輸出先の国のカウンターパート機関との協力関係の強化や中国企業による代表団の海外市場の開拓支援訪問や海外展示会の実施支援などを主要な業務とする。世界各地で国際博覧会が実施される際の中国の実務窓口としての機能も果たしている。

中国の工業製品の海外市場への輸出を促進するために、展示会やフォーラムでの商談会の支援のほか、国際貿易取引に係る契約や特許など法律面のサポートや紛争時の国際商事仲裁に関する助言等の具体的な業務を提供する組織が置かれているが、海外市場での製品安全面を担当する専門的な組織は置かれていない。ただし、中国国際貿易促進委員会のウェブサイトの貿易促進サポートに関する情報の一環として、工業製品等を海外市場へ輸出する場合に取得を検討すべき海外の主要な製品認証制度に関する情報を貿易に従事しようとする中国企業が知っておくべき情報として提供している¹³⁴。国際標準化機構の ISO 9000 のほか、ドイツの TÜV 認証、EU を中心とする UL 認証、CE 認証、RoHS 指令のほか SGS マーク認証など世界標準として通用している電気製品を主とした国際認証制度について情報提供し、中国の輸出事業者に対する製品品質に対する啓発の取組を行っている。なお、PSE マークについては掲載されていない。

3) 中国品質認証センター

中国品質認証センターは前出のとおり中国政府の承認により設立され、多くの国の政府及び国際機関に認められている認証機関である。主に中国の強制性認証（CCC 認証）や電子電器製品を対象とする中国 RoHS 認証などの認証業務を行っている。

¹³³ 中国国際貿易促進委員会ウェブサイト <http://www.ccpit.org/>

¹³⁴ 輸出企業が知っておくべき国際的な製品認証

http://www.ccpit.org/Contents/Channel_4123/2016/0918/693011/content_693011.htm

中国の製品規格である国家標準（GB）は多くが強制性標準であり、強制性製品認証管理規定に従って、中国品質認証センターをはじめとする認証機関の製品認証を受けなければ製品を工場から市場に向けて出荷することができず、中国の工業製品の品質向上のために重要な役割を果たしていると考えられる。

強制性認証の対象製品は強制性製品認証製品目録に収載された製品で、国家認証認可監督管理委員会ウェブサイトによると 2014 年改訂版¹³⁵が最新で、その後は個別通知により製品範囲の増減調整が行われてきており、現在、下表に示す 21 分野の約 160 種類の製品がそれぞれの製品の認証基準である強制認証実施規則とともに定められている¹³⁶。

表 3-9 強制性標準の対象製品（21 製品群）

電線ケーブル、電線回路スイッチ及び安全保護装置、低圧電気製品、低電力モーター、電動工具、電気溶接機、家庭用電気製品、オーディオ機器、情報技術機器、照明器具、バイク及び安全部品、バイク用タイヤ、安全ガラス、農業製品、電気通信設備、消防製品、安全防犯製品、室内装飾製品、子ども用品、防爆電気器具、家庭用コンロ
--

出所) 国家認証認可監督管理委員会

ただし、強制性認証は専ら中国国内で販売される製品を対象としている制度である。2002 年 5 月 21 日付の国家認証認可監督管理委員会公告¹³⁷は、全数を輸出する目的で製造する受託加工品や外国企業との契約に基づき全数を輸出するために製造する製品については強制性認証の対象から免除される申請をすることができることを明確化している。しかしながら海外向けの輸出製品を輸出先の顧客との契約に基づき生産する場合であれば、輸出先の製品規格に適合することを要求される場合が実務上多いものと考えられる。国内向け製品の強制性標準による製品認証に対応する技術水準の底上げが図られることは、輸出製品の品質向上にも大きく資することであると考えられる。

また、中国品質認証センターが実施する CQC ラベル認証は、強制性認証の対象となっていない幅広い製品に対して、企業が自主的に取得できる製品認証制度である¹³⁸。企業が自らの責任で製品の性能や安全性が CQC 任意認証基準に適合していることを宣言する自己適合宣言方式を採用し、中小企業を含めて多くの企業が製品認証に取組みやすい制度となっている。機械設備、電力設備、電子電気製品、衣料製品、建材など 500 余りの製品種類が対象となっており、中国企業の製品品質のグレードアップと国際競争力の向上に貢献している。

(2) 輸出企業の実取

中国の輸出企業による製品安全の確保のための取組事例として、現地ヒアリングを含め

¹³⁵ 強制性製品認証目録（2014 年改訂）国家認証管理監督委員会公告 2014 年第 45 号

http://www.cnca.gov.cn/bsdt/ywzl/qzxcprz/mlmsyjd/201412/t20141224_48962.shtml

¹³⁶ 最新 CCC 強制性製品認証目録（2019 年 7 月まで）嘉峪検測網ウェブサイト

<http://www.anytesting.com/news/1916751.html>

¹³⁷ 国家認証認可監督管理委員会公告 2002 年第 8 号

http://www.cnca.gov.cn/bsdt/ywzl/qzxcprz/gwgg/200703/t20070314_48781.shtml

¹³⁸ CQC ラベル認証 中国品質認証センター ウェブサイト

<http://www.cqc.com.cn/www/chinese/cprz/zyxcprz/rzjj/>

て収集した 3 社の事例を以下にまとめる。

1) 日系企業の現地工場の事例

a. 企業概要

本工場は、福祉用具・介護用品の日本メーカーが 100%出資して設立した現地工場である。約 250 名の従業員のうち、日本人は経営幹部の 3 名だけであり、彼らは各部門の責任者も兼ねているが、現場責任者を含め、ほぼ現地で職員を雇用している。

本工場では、製造だけでなく、商品開発も行っており、親会社以外の数社に対して ODM 生産をしている。

b. 輸出製品の安全性確保の取組

本工場では、品質管理本部の下に品質管理部門と品質保証部門を設置している。製造工程における品質管理を品質管理部門で行い、クレームや返品があった場合の製品改善の検討を品質保証部門で実施している。また、治具の製作や生産手順の検討、既存製品の工程の効率化やムダの見直し等を行う生産技術部門も設置しており、品質安全の確保に努めている。

ア) 製品設計段階での安全性配慮

新商品立ち上げの際には、親会社側の品質管理部門と生産技術部門が本工場に出張し、本工場の品質管理部門及び生産技術部門と協力して量産試作を行っている。

設計開発段階では、親会社の設計開発工程に準拠して親会社の要求事項が確認され、課題の指摘と承認が行われる。これらの確認及び課題の指摘、各段階の承認は親会社にて実施される。

量産に向けての準備としては、設計の仕様どおりに生産できるかを、実際の製造工程で製造試作を行い、その際には、製造上のばらつきの分布も統計的に管理してデータを記録し確認する。製造上の部品の組付けにくさなども確認しながら改良を加えて、量産品を仕上げる。

なお、3 次元モデルの設計までを親会社で実施し、製造に必要な 2 次元図面は、本工場の現地職員により作成している。本工場で作成した 2 次元図面は、親会社でチェックし承認を受けることになっている。

イ) 製品製造段階での安全性確保

量産開始後は、本工場の品質管理部門が品質管理用のデータを測定し、常に管理している。通常は、2 時間に 1 回の抜取検査を行い、品質の担保のためにデータを記録している。点検項目は規定されており、所定の記録用紙に記録している。

完成品については生産技術部門が最終工程で全数検査し、品質を確保している。

ウ) 万一の製品事故への対応

製品に対するクレームや返品があった場合、出荷前の倉庫内の製品についてはラベルを

付けて出荷を停止し、品質保証部門において製品改善の検討を行う。

親会社においても、製造番号を指定し、工場における品質の履歴データを提出させて、原因をチェックする。

エ) 品質管理その他の取組

本工場は日本の SG の認定工場になっており、品質試験室で SG 基準に則り試験している。また、ISO 9001 の認証を取得しており、2019 年 5 月に ISO 9001:2015 を更新した。さらに、福祉用具・介護用品を製造していることから、ISO 13485:2016（医療機器・体外診断用医薬品）の認証を 2019 年 10 月に取得している。

サプライヤ管理については、取引先と売買契約と品質協定を締結している。その契約の内容は親会社で決めており、強制力のある契約としている。何か問題が発生した際には在庫品の検査等を行う必要が生じるが、それに必要な人件費や損失に係る賠償金の請求に関しても詳細に規定している。

部品や素材を受け入れる際には、IQC（受入検査）を実施している。また、外注品についても 2 名体制で受入検査を実施している。外注品検査に関しては、書類検査と物品検査の組合せで検査を実施しているが、重要部品については書類だけでなく品質に関しても検査を実施し、不具合が出た場合は業者に通知し、返品または交換を行っている。

また、サプライヤに対して定期的な工場監査を実施し、不具合があれば一緒に解決している。問題が発生した場合は、徹底的に原因究明し、問題になっていることや困っていることを聞き、一緒に解決を考えている。品質が安定しないときにサプライヤまで出向き、一緒に解決してくることがポイントである。

2) 子ども用玩具製造企業の事例

a. 企業概要

当社は東莞市にある子ども用玩具を製造する中国ローカル企業であり、商品開発、デザインから生産までを自社で手掛けている。日本、台湾、欧米など多くの国と地域の市場に向けて 15 年にわたる輸出業務の経験をもち、欧州の玩具安全規格である EN71 をはじめとする製品認証マークを取得するとともに環境安全要求に適合した製品を生産、輸出している。海外の玩具メーカーからの ODM 委託による生産、輸出の業務が多く、高い製品品質安全の実績を基に、国内外の著名な玩具ブランド企業と協力パートナー関係を構築している。

b. 輸出製品の安全性確保の取組

現地訪問によるヒアリングを行い製品品質確保のための取組として下記の回答を得た。

ア) 製品設計段階での安全性配慮

自社としての特に決まった設計基準はないが、製品ごとに取引先の顧客の承認を受けている。子ども向けの玩具製品が多いので、付属している小さな金属部品やプラスチック部品が簡単に脱落しないように引張強度については重要視して確認テストを行っている。また、

取引先のニーズに応じて、含有化学成分や重金属の検査を行っている。

イ) 製品製造段階での安全性確保

材料については、調達する際に調達先から国の基準に適合する材料の成分検査の報告書を提出させている。また、取引先の個別の要求やニーズに基づいて、自社で材料品質の検査も行うことがある。自社での材料の検査は外部の専門の検査機関に委託して行う。

完成品については、製品を生産する各工程での品質チェックを行い、完成品が出来上がったら、自社内部で品質チェックを行っている。完成品の品質検査の方法は、機械での検査と人の目による検査がある。機械検査で、ぬいぐるみ等の完成品の内部に針や金属が残っていないかをチェックし、人の目による検査で汚れの有無や形状に問題がないかなど最終チェックを行う。

ウ) 万一の製品事故への対応

万一、市場で製品事故や不具合が発生した場合の対応方法については契約に含まれている。自社の製品は布製品で、消費者事故を起こすリスクは大きくないと認識しているが、出荷するときに製品に使用上の注意事項を布のラベルに表示している。また、製品の不具合が製造工程のどの段階で発生したかがわかるように、製造段階では仕掛中の製品に各工程を記録するラベルを付けて管理しているが、出荷するときには、そのラベルは外して出荷する。継続的に生産の発注をもらう場合は、生産ロットごとに異なる番号を付けて、不良品が出た場合、いつ生産したものか、どの生産ラインのものかが分かるように管理している。製品に番号をつける管理はコスト増の要因となるが、トレーサビリティ確保のために実施している。

エ) 品質管理のその他取組

同社では ISO 9001 の認証は取得していないが、中国国家基準 GB6675（玩具製品の品質安全基準）に基づき生産する製品の品質管理を行っている。品質管理ドキュメントは一般的に製品を出荷して客先に納品されるまで保管している。また、取引先との協議に基づいて工場現場の監査を受け入れる。生産段階で工場の現場の視察に来る取引先が多く、また最初の完成品の出荷前に品質検査の立会いに来る場合もあり、取引先の要請に積極的に対応している。

3) リチウムイオン電池製造企業の事例

a. 企業概要

当社は東莞市に本社、工場を置くリチウムイオン電池製品を製造する中国ローカル企業である。軍事、医療、金融、交通、物流など各分野の電子電器製品に使用されるリチウムイオン電池の開発、設計から生産までを手掛ける。日本や韓国の主要企業との技術協力関係のもとリチウムイオン電池の設計、開発、販売の経営実績があり、UN、UL、CE、RoHS 等の製品認証を取得済みである。自社工場の出荷品は合格率 100%を保証することをウェブサイ

ト上で公表している。

b. 輸出製品の安全性確保の取組

現地訪問によるヒアリングを行い製品品質確保のための取組として下記の回答を得た。

ア) 製品設計段階での安全性配慮

国際的な通用基準である IEC 62133、中国の国家標準 GB31214-2014 等に基づいて設計を行うことを自社の設計ルールとしている。リチウムイオン電池は製品安全性リスクの高い製品であるため、リスクを低下させるために設計段階でリスクアセスメントを行っている。リスクアセスメントの結果は、取引先に報告し、顧客の要求条件を満たす合理的な水準までリスクを低下させるまで取引先と協議しながら設計の調整を行う。最終的に顧客の承認を得てから生産を開始する。

イ) 製品製造段階での安全性確保

材料については、調達する際に調達先に国の基準に基づく材料の規格パラメーターに对应していることを保証する成分検査報告を提出してもらっている。その他、取引先の要請に基づいて自社で材料品質の検査も行うことがある。自社での材料の検査は SGS 等の外部の民間専門テスト機構に委託して行う。

完成品については、製品を生産する各工程で品質チェックがあり、完成品が出来上がった段階で、自社内部で品質保証チェックを行っている。取引先の要求によっては、さらに外部の第三者の専門テスト機関に品質検査を委託することもある。その場合の検査委託料金は取引先に負担してもらっている。

ウ) 万一の製品事故への対応

製品事故や不具合が発生した場合の対応方法は通常、受注契約書に含まれている。不良品の場合、どのような問題なのか、品質自体の不良なのか、あるいは運送途中でどこかにぶつけて衝撃によってショートが発生して故障したのか等の理由によって対応方法が異なってくる。そのような場合の処理方法も契約で詳細に規定されている。その他、同社では出荷する全製品に保険をかけている。事故が発生した場合、契約先の保険会社から損害の補償を受けられる。製品に保険をかけることについても契約書で決められている。

事故発生時にどの製造工程で発生した問題かを明確にするために、一つ一つの製品に製造番号をつけてトレーサビリティ管理をすることができるが、その分の製造コストは高くなる。過去のケースでは医療用機器向けのリチウムイオン電池で一つ一つの電池に単独の製造番号を付けた事例があったが、コストアップ分は顧客の負担になるので、あくまでお取引先の要求次第で対応することとしている。一般的には同じロットで同時に出荷する製品には同一の番号を付けている。

エ) 品質管理のその他取組

当社では ISO 9001 の認証を取得しており、中国の国家標準として GB31271-2014（包装材料リサイクル基準）等の認証も取得している。品質管理ドキュメントは一般的に 2 年から 3 年程度保管しており、取引先の要求に応じて 5 年程度保管することもある。

その他、発注を受けた取引先は一般的に、最初の材料が入荷するときに工場の現場確認に来訪し、生産段階でも確認視察を要求される場合がある。最初の完成品の出荷前には品質検査に立ち会う取引先が多い。契約書には取引先が年に数回、工場の現場を含めて品質検査を行うことができること等が記入され、同社としては取引先の信頼性を高めるために極力対応しているとのことであった。

3.1.5 その他

(1) 国内規格と国際標準の関係

中国の製品規格である各種標準（国家標準、地方標準、業界標準）は基本的に中国内で製造、販売される製品を対象としている。このため専ら輸出品を対象とする規格・基準は確認できず存在しないものと判断される。これに関連して、中国消費者協会が発刊する雑誌「中国消費者」（2008 年 8 月）に掲載された記事¹³⁹を紹介する。

中国の国家標準等は ISO や JIS など海外の製品規格類との国際的な整合性を考慮して制定されており、中国社会科学院の陳佳貴・副院長（当時）が中国製造業フォーラム 2007 の席上で行った講演によると、2007 年の時点で中国には約 1 万 9000 件の国家標準（GB）が制定されているが、このうち約 8000 件が国外の先進国の国際規格を採用しており中国国家標準の全体件数の約 42%を占めた。また、国際標準化機構（ISO）及び国際電気標準会議（IEC）が制定している技術基準はその当時で約 1 万 6000 件あり、このうち約 83%が中国国家標準として導入されていた。このことから、中国の工業分野の標準化業務の水準は国際レベルと比較して立ち遅れた面があるが、それらを真摯に遵守することで中国製品の品質に対する国際的な信認が得られていく、との見解が示されていた。

中国消費者協会発刊の書籍に掲載された中国社会科学院副院長の上記の見解のように、中国に輸出品に係る専用の規格や基準は存在していないが、中国国内での生産ライセンス制度の根拠法となっている工業製品生産許可管理条例などの基本法の枠組みは、国家標準を技術基準の遵守を基盤とした技術認可のシステム体系であるので、中国内で国家標準等の基準を満たすように適法に生産された製品であれば、海外市場への輸出製品として通用する品質を保持しているとの考え方が存在していると考えられる。

(2) 中国国内製品と輸出製品の違い

世界の工場といわれるまでに規模の面で発展した中国の製造業であるが、中国国内の消

¹³⁹ “国家标准” 能否 “出口标准” 看齐（国家標準は輸出標準とみなせるか？）
<http://www.cca.org.cn/zgxfzz/detail/19600.html>

費者は、生産企業のダブルスタンダードに対する不信感を抱いているとの指摘がある¹⁴⁰。人民日報 2016 年 12 月 2 日付の記事は「同じ中国製なのに国内向けは輸出向けよりなぜ品質が劣るのか？」と題して、中国で生産される製品の品質は急速に向上しているものの外資企業もローカル企業も含めて、製造企業は一流品質の製品を輸出市場に回し、二流品質の製品を国内市場に流通させているとの認識が多くの中国国内の消費者の常識となっていると論評した。

同記事は一例として、上海市在住のある消費者が日本旅行中に日本ブランドの炊飯器を購入して持ち帰ったところ、使い勝手や性能がよく、味も大変よく炊けることに感心して、製品の底部をよく見てみると「Made in China」のマークが刻まれていた。後日、上海市の蘇寧や国美などの家電量販店を見て回ったが同じ種類の炊飯器はどこにも売られていなかったとのことである。携帯電話、服飾、くつ、洗浄機能付き便座など多くの中国で生産される工業製品の品質水準は著しく向上しているが、高い品質仕様の製品は外国市場へ輸出されて中国の消費者は手に入れることができないといった事例を多くの中国人消費者が感じていると指摘している。

このような事情を背景として、中国消費者協会のような民間団体の活動が国内市場での消費者事故の情報収集やリスク防止の対応に重点を置いており、輸出製品の海外での事故事例の収集等については関心が低いことは合理的な説明がつくと考えられる。輸出入製品の検査検疫を所管する税関総署など政府機関が作成する輸出入製品の品質監督管理に関連する各種の白書や報告書においても、輸入製品に関する内容が大半を占め、輸出製品に関する記述内容がほとんどないことから、同様な意識が政府機関にも存在している可能性があると考えられる。

(3) 現地ヒアリングに基づくサプライヤ管理の方向性¹⁴¹

中国の製品安全に関わる行政機関、3.1.4(2)に記載した現地企業 3 社における現地ヒアリング調査に加え、日本の独立行政法人の現地事務所に対して以下の観点でヒアリングを実施した。

- 「サイレントチェンジ問題」の現状の課題について
- 中国における日系製造業のサプライヤ管理の課題やトラブル事例について
- 日本として、輸入製品の安全確保にあたり経済産業省としての取組が望まれること、中国政府等との連携の必要性 等

これらのヒアリングに基づき得られたサプライヤ管理の方向性を以下に整理した。

¹⁴⁰ 同是“中国造”、为何内销的产品质量总是比出口的差一大截？（同じ中国製なのに国内向けは輸出向けよりなぜ品質が劣るのか？） 人民日報 2016 年 12 月 2 日より TMTPOST が転載

<https://www.tmtpost.com/2539331.html>

¹⁴¹ 本稿は、現地の行政機関・企業・独立行政法人等へのヒアリング結果に基づいて三菱総合研究所にて解釈したもの。

1) 中国におけるサプライヤ管理の課題

a. サプライヤ管理に関する日本企業の課題

日本企業の課題として、品質管理をOEMに任せきりである企業が多いことが挙げられる。日本企業側の管理体制が緩く、日本の完成品検査は欧米に比べて甘い傾向にある。具体的には、欧米企業は成分検査（重金属が含まれていないか等）だけでなく強度検査も重視しているのに対し、日本企業は成分検査と見た目を重視した検査となっており、強度検査を実施する企業は少ない。

b. 中国事情の理解が必要

現在の中国のOEMは、下請けという意識ではなく、発注者と対等という考え方になってきている。中国企業としては、喜んで日本企業と取引したいと考える企業はそれほど多くないのが現状である。そのため、中国企業に対して「取引を停止されたら困る」と思わせなければ、契約等による制約を守らないようになってきているのが実態である。

これから中国に進出することを検討している企業においては、中国で安く作ろうという発想をまず変えなければならない。安く受注してくれる中国企業は少ない。特に伝統的な日本の中小企業はこのように発想する傾向にあるので、今後のリスクとして捉えておく必要があるかもしれない。

一方で、中国は模倣が多いとはいえ、模倣品会社も実力をつけていること、中国の会社は安く早く作ることに長けていることを踏まえると、いかに模倣品メーカーとうまく付き合うか、検討する余地がある。

c. 日本企業と他国の品質確保に求めるレベルの高さに対する常識の違い

日本では「事故があってはならない」と考えて100%の安全が求められる一方、中国も米国も一般的には「7割くらい事故が起きなければよい」と考えている。その感覚の違いを中国の企業は理解しており、日本が求めすぎる傾向が強いと受け取っている。このギャップをいかに埋めるかが課題である。

サイレントチェンジに関しては、サイレントチェンジが発生する原因は大きく以下の2つであり、習慣的なものではないと考えているとのことである。

- コストカットによる場合
- サプライヤに対する無理な要求がある場合

コストカットをされた中国企業は、利益を確保するためには何かを削らなければならず、素材を安いものに変更すること等を考えるが、変更した場合に報告がなければサイレントチェンジが発生する。

サプライヤに対する無理な要求に関しては、例えば電子製品の小型化による影響が挙げられる。スマートフォンのケースのサイズが小さくなり、中身をそのサイズに合わせる必要があるが、規定された原材料では対応ができず、仕事を失いたくないために仕方なくサプライヤがサイレントチェンジをした事例がある。また、小型化に対する技術や認証が追いついていないのも課題である。

d. アジア・オセアニア地域共通の課題

JETRO 海外調査部アジア大洋州課・中国北アジア課が実施した「2019 年度 アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」（2019 年 11 月 21 日公表）によると、アジア・オセアニア全地域共通の課題として、品質管理の難しさ（製造業のみ）と従業員の質を感じている企業が多い（製造業の場合、それぞれ 47.4%、45.9%）¹⁴²。品質管理の難しさについては、地域別にみれば東南アジアに比べると中国は相対的に低い、台湾やシンガポールよりは多い。従業員の質に関しても同様の傾向がある。

2) サプライヤ管理の課題解決の方向性

a. サイレントチェンジに関しては、原材料調達者や部品調達者が責任を持つべき

組立工場の段階では既に組立部品の状態になっており、原材料や部品のサイレントチェンジを見抜くことが困難なため、原材料や部品の調達段階で見抜くことが肝要である。

b. 中国企業と良い関係の構築

中国企業に対して日本企業と取引することが必要と思わせることが重要である。現地日系企業によると、中国企業の品質向上に関する課題や悩みを一緒に解決する姿勢が大切であり、不具合があれば一緒に解決することによって信頼関係が生まれる。

また、日本品質を中国のマーケットに高く売り込むことに協力することもポイントである。中国企業にとっては日本との取引だけでは利益が少なく、国内も重要なマーケットであり、そこに高い品質の製品を売り込むメリットは大きいと考えられる。アジアの企業の中には、わざわざ日本に工場を作り、Made in Japan にして高く売る事例も増えており、中国企業と良い関係を構築する一つの手段になる可能性がある。

c. 日本企業における国際感覚の醸成

企業間の取引は明確な契約・賞罰・交渉に基づくものであり、中国企業も同じである。日本独特の性善説を前提とするのではなく、品質検査に関しても自社の責任において必要十分な検査体制を構築し、実施することが肝要である。また、賞罰をはっきりさせることが重要である。ただし、高い品質を求めるのであれば、それに見合った対価（あるいはメリット）を与えるべきである。

d. 中国の国民性の理解

「中国人は日本人と価値観が違う」をはじめとした国民性の違いを指摘するのは日本独特である。中国人も欧米と同じく思考は論理的であり、意見が異なっても根拠を示しながら説明すれば納得する。中国人の自己主張は攻めているのではなく質問をしているだけ、という受け取り方もある。

¹⁴² JETRO 海外調査部アジア大洋州課・中国北アジア課「2019 年度 アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」p.37-38、2019 年 11 月 21 日

また、契約に書かれていないことを守らないのはどの国も同じであり、中国に限ったことではない。契約遵守のために賞罰を明確にすることはどの国であっても基本的な考え方である。性善説の日本が特殊と捉え、前述したような国際感覚を身につけ、明確な契約・賞罰・交渉に基づく取引を行うことが基本である。

3.2 我が国における輸入製品事故に係る課題

前節の製品の生産国に関する情報収集（以下、「生産国調査」とする）や昨年度調査、及び国内で追加的に実施した情報収集（以下「国内調査」とする）に基づき、我が国における輸入製品事故に係る課題を整理した。

国内で追加的に実施した情報収集として、通関事業者、日用品販売事業者、独立行政法人、福祉機器製造事業者にインタビューを行った（表 3-10）。

表 3-10 国内で追加的に実施した情報収集

日付	対象
2019/10/10	通関事業者
2019/10/28	日用品販売事業者
2019/10/30	福祉機器製造事業者
2019/11/19	独立行政法人

3.2.1 事業者が直面している課題

調査に基づき、我が国の事業者（製造・輸入事業者及び小売・販売事業者）が直面している輸入製品事故に係る課題を抽出した。

(1) 主に製造・輸入事業者が直面する課題

1) サプライチェーンマネジメントに係る課題

現地サプライヤにおいては、日本企業が前提としているものづくりの力が不足している場合があるとの声があった。

日本には、日科技連や能率協会のように、工業化の旗振りをするための組織があるが、現地には存在しない。【国内調査】

現地サプライヤを実際に回ると、いろいろな問題が存在していることが明らかになった。社内の不正行為や手抜き作業などが発生していることを明確にし、対策をとった。【国内調査】

現地サプライヤは、契約当初は仕様通りでも、安い材料があれば飛びついてしまう。そういうことが上流で起きていることに下流側は気づけない。【国内調査】

ロットに品質データを添付することを義務付けて契約しても、正確でないデータが添付

される。【国内調査】

良質なサプライヤも存在するがその発見は容易ではなく、認証の状況なども参考にならない状況であるほか、たとえ発見できたとしても転職・退職が頻繁であるなど水準の維持が困難であるとの声があった。

展示会でサンプルを確認し、製造コストが低ければ飛びついてしまうことが多い。その際に、工場の環境等については考えておらず、価格だけで決めてしまうことが多い。現在は、取引開始にあたっては、新規の工場評価が求められるため、いくらサンプルが良くても、現場を見てダメなところは採用できない。【国内調査】

ISO 9001 の認証を取得したといっても実態を伴っていないサプライヤがある。【昨年度調査】

せっかく工場にノウハウを伝えても、どんどん人が替わってしまう。【昨年度調査】

現地工場の経営者は、工場経営の経験が浅い。少しの成功で気分は成功者となり、金遣いが荒く、工場は人任せになる。そのような工場は不正の温床になる。【国内調査】

日本企業は、受入時の検品やサプライヤへの検査が不十分な傾向にあるとの声があった。

国内メーカーに対して「相手の言うことを鵜呑みにせずに自分で検査する必要がある」ことを示唆するが、特に中小企業は「お金もノウハウもなく、できない」という反応。【国内調査】

欧米企業は成分検査（重金属が含まれていないか等）だけでなく強度検査も重視しているのに対し、日本企業は成分検査と見た目を重視した検査となっており、強度検査を実施する企業は少ない。【生産国調査】

日本企業に多いのは、品質管理を OEM に任せきりであること。日本企業側の管理体制が緩いと感じる。抜き打ちチェックをするなど、日本側が管理体制を強化すべきではないか。【生産国調査】

2) 「サイレントチェンジ」に係る課題

事故があった場合に、その原因をさかのぼって検証することができない状況となっているとの声があった。

現地では上流工程（素材）になるほど問題のある企業が多いが、そこまでさかのぼって分析することは困難。【国内調査】

現地サプライヤの能力を超える要求が、サイレントチェンジの一因となっているのでは

ないかとの声があった。

例えばスマートフォンのケースのサイズが小さくなり、中身をそのサイズに合わせる必要があるが、規定された原材料では対応ができず、仕事を失いたくないために仕方なくサプライヤがサイレントチェンジをした事例がある。また、小型化に対する技術や認証が追いついていないのも課題。【生産国調査】

現地サプライヤの悪意や不作為を予防することは、実質的に困難であり、存在する前提で対応するほかないとの声があった。

中国・アジアの2次サプライヤは問題を起こしても社名や品番を変えてすぐ復活する。悪意あるサプライヤが一定数存在する前提で対応するしかない。【昨年度調査】

トレーサビリティを確保しようとしても有効に働かないのではないか。材料は無限にあり、仮に最初の段階で確認しても、1カ月後には配合が勝手に変えられてしまう可能性は否定できない。解決策は自分で検査し、おかしかったら突き返すこと。【国内調査】

現地サプライヤに変更時の届出等を義務付けても、それを定着させるには工夫が必要との声があった。

契約の基本的な要求事項としては、仕様通りに製造し、禁止物質を使用しないとか、成果物について検査を行うとか、必要な情報を開示すること等を規定している。契約に基づいて請求を行ったこともある。問題点を指摘した際に、前向きな対応を示し、適切に報告してくる相手には、請求を取り下げるなど、取引の材料とすることもある。【国内調査】

現地サプライヤと日本企業ではビジネスの考え方が異なり、その中で契約遵守や品質確保に関する意識の前提も異なることを踏まえて対応する必要があるとの声があった。

現地企業に対して「取引を切られたら困る」と思わせないと、縛りを守らないようになってきている。日本企業は「作ってもらっている」という環境になっている。現地で安く作ろうという発想自体を変えないといけない。【生産国調査】

日本では「事故があってはならない」と考え、100%の安全が求められる。現地や米国では一般的には「7割くらい事故が起きなければよい」と考える。その感覚の違いを現地企業はわかっている。【生産国調査】

根本的に、管理を厳しくすればするほど管理コストが増えるので、割に合わないで現地企業に受け取られる。OEMの限界がきているのではないか。【生産国調査】

現地企業は悪気なくサイレントチェンジをする。日本人と価値観が違うということを前提にすることが必要。【国内調査】

(2) 主に輸入・販売事業者が直面する課題

1) 製品設計・製造プロセスのオープン化、ステークホルダーの多様化に係る課題

近年、情報技術の進展等により製品企画に参入するハードルが下がっており、その結果安全を顧みない新規参入メーカーが出てきているとの声があった。

現状の問題として「マンションメーカー問題」がある。マンションメーカーとは、マンションの一室で照明器具等の製品の企画を行い、製造を委託して販売する会社であり、安全確保や製造工場を指導する力がなく、問題が発生する可能性が高い。国内の家電販売店等が問題意識を持っている。【国内調査】

2) EC モールの発展に係る課題

EC の特徴から、実店舗に比べて不安全な製品の出品を予防することが難しいとの声があった。

EC 取引の特徴は大きく 3 つ：①取引頻度が高いこと、②一度の取引の数が少ないこと、③取引時間が短いこと。このため、オフラインの流通製品と同じ規制面の取扱いができていないのが現状（抜取検査等、事実上不可能）。【生産国調査】

EC プラットフォームにも規模の大小を含めていろいろあり、商品を出品する時に製品品質保証の認証を求めない EC プラットフォームが少なくないのが現状。【生産国調査】

取引のグローバル化も課題。出荷製品がどこの国に届くかがわからないので、国内基準に適合していても相手国に適合しているかどうか不明。取引時間が短いので、相手国に適合しているかどうかを確認している時間がない。【生産国調査】

海外 EC モールにおいて、模倣品や認証の偽装が横行し、防ぐことが難しいとの声があった。

PSE マークでも偽物が出てくる世界なので、PSE マークなどで縛ろうとしても、防げないのではないか。【生産国調査】

日系企業から入荷した商品を出品すると、すぐに類似品で安く納入できるという売り込みがある。例えば 5,000 円の商品でも 1,000 円くらいで納められる、と売り込みがある。それが日常茶飯事。【生産国調査】

以上の課題について、課題に直面している主体別に整理した（表 3-11）。

表 3-11 国内事業者が直面している輸入製品事故に係る課題リスト

課題に直面している主体	輸入製品事故に係る課題	
	大分類	小分類
製造・輸入事業者	サプライチェーンマネジメント	サプライヤのものづくり力が不足
		良質なサプライヤの発見・維持が困難
		受入時の検品、サプライヤへの検査が不十分
	(サイレントチェンジ)	事故の原因をさかのぼって検証することができない
		サプライヤの能力を超える要求
		サプライヤの悪意や不作為を予防することが困難
		サプライヤからの変更の届出が定着しない
		サプライヤの契約遵守の意識の前提が異なる
小売販売事業者	製品設計・製造プロセスのオープン化、ステークホルダーの多様化	新規参入メーカーの製品の不良を見抜けない
(EC モール事業者)	越境 EC の発展	不安全な製品の出品を予防できない
		出品者による模倣品の出品や認証の偽装を予防できない

出所) 三菱総合研究所作成

3.2.2 背景にあるガバナンス上の課題

我が国では各種の規制や政策・制度、事業者による自主的な取組により製品事故に対応してきており、国内の重大製品事故は減少傾向にある。一方で、輸入製品事故については下げ止まっているところであり、前項で抽出した我が国事業者が直面している課題の背景には、課題の特性や社会環境変化等により、規制や政策・制度等による対応を難しくしている状況があると考えられる。これを「ガバナンス上の課題」とし、前項の課題等を踏まえて抽出する。

(1) 日本企業の検品・検査力、不正を自衛する力の不足傾向

生産国調査や国内調査において、日本企業がグローバルサプライチェーンにおける製品安全・品質確保に苦慮している状況が確認されたが、併せて確認されたのは、他国メーカーに比してグローバルサプライチェーン上の課題に対する自衛策(契約、監査、検品・検査等)がとれていない状況である。多くの日本企業は、サイレントチェンジや契約違反、品質不足などに直面すること自体を問題視する立場をとっており、サイレントチェンジ等が一定程度発生する環境を所与のものとしつつ、求める品質水準を適切に設定し、監査や検品・検査を確実にしながらビジネスを推進するリスクマネジメントが実施できているのは、国内企業では一部にとどまるものと考えられる。日本企業の検品・検査という製品輸入の最前線が相対的に他国に比べて弱いことが、輸入製品事故のガバナンスを難しくしている可能性

がある。

(2) トレーサビリティ確保の困難性、抑止力が効きにくい

事業者個別の取組としては、監査や検品・検査等の自衛策により製品安全・品質を高めることが可能であるとしても、グローバルサプライチェーン全体を通して日本市場に入ってくる製品は無数にあり、総体として管理することは非常に難しい。製造・輸入事業者が取り扱う製品であっても、部品や素材にさかのぼってトレーサビリティを確保することは難しく、その結果不安全な製品や部品、素材の混入に対して抑止力が効きにくい構造となっていると考えられる。このようなグローバルサプライチェーンの「不正が起きやすい」構造が、輸入製品事故のガバナンスを難しくしている可能性がある。

(3) オンライン市場のガバナンスの困難性

昨今のオンライン市場の発展に伴い、プラットフォーム企業に対するガバナンスが議論となっているが、輸入製品という観点でもガバナンスの困難性がある。

オンライン市場の場合、出店者・プラットフォーム・購入者は地理的な配置をこえて容易に取引が可能であることから、ある国が自国で流通する製品を規制しようとした場合、その責任主体や規制の対象となりうる主体が国内外に広がっており、不明確となりやすい。オンラインでの国内／国外事業者の区別は、言語による障壁が実質的な区別になる場合があるものの、特に英語圏では意識されにくいものと考えられる。

また、オンライン市場は販売されている製品や出店者の変化サイクルが早く、また小売店を経由せず消費者に直接届くため、事前規制や市場監視などのこれまでの製品安全に係る監視手段では、消費者の不安全な製品へのアクセスを防ぐことができない。

このようなオンライン市場の特徴が、輸入製品事故のガバナンスを難しくしている可能性がある。

3.3 他国における輸入製品事故対策の我が国への適用可能性検討

他方、2章に示したとおり、他国においては輸入製品事故にフォーカスした対策が実施されているところである。それぞれの対策を可能にしている当該国における背景や運用を整理するとともに、我が国への適用を想定した場合の留意点等について整理した。

3.3.1 米国における対策

(1) 輸入品監視の専門部署(office of import surveillance)の設置

a. 当該国における背景・運用

輸入品監視の専門部署は、CPSIA が根拠となっている。議会からの「製品安全分野で輸入品の監視が必要」との指摘が背景にあり、同法の施行につながった。

b. 日本への適用に係る解釈

現状の経済産業省本省および経済産業局の人員では、輸入品監視の専門部署を設けるだけの人員を割くことができない。製品安全分野での輸入監視の法的根拠も現在は存在しない。

(2) 自主的安全基準への準拠が義務付けられた製品を製造・輸入販売する者に対する安全確認書の事前提出義務付け

a. 当該国における背景・運用

CPSIA に基づく連邦規則集第 16 条パート 1110 を根拠に、製造・輸入事業者に対して製品が国内の自主的安全基準を満たしていることを証明する書類を事前に提出することを求める制度となっている。

b. 日本への適用に係る解釈

安全確認書の記載項目からは、基準を満たした上で米国で製品を流通させることに対して責任を持つ主体を明確にしていることが考えられる。日本においても、製品安全四法に基づいて事業者へ届出を求め、品目によって検査やマーク表示を求める制度があり、これに基づいて責任の所在は明確化できる。運用の違いとしては、米国は電子入力に義務であるのに対し、日本では電子申請が始まったばかりであることから、今後の電子申請の運用について米国の運用が参考になる可能性がある。

(3) 審査（ISA-PS）を通じた一部輸入事業者に対する優遇措置

a. 当該国における背景・運用

税関において運用されている ISA 制度に製品安全側面を追加して運用し、審査に基づいて検査の免除等のインセンティブを提供している。正式なプロジェクトとなっているかは不透明であるが、現在も運用継続中である。

b. 日本への適用に係る解釈

税関における水際での検査制度が存在する前提で、その検査を免除すること等をもってインセンティブとしているものであり、水際対策の実施が前提となる。

(4) 貨物管理システムを活用した監視

a. 当該国における背景・運用

CPSIA を根拠に、貨物管理システムを活用した輸入品監視対象のスクリーニングを実施している。

b. 日本への適用に係る解釈

日本にも「輸出入・港湾関連情報処理システム（Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System : NACCS¹⁴³ 以下 NACCS とする）」とよばれる貨物管理システムが存在する。本システムでは、関税法・外為法・検疫法等に基づく輸入の手続きにおいて必要な情報が入力・処理されている。適用を受ける法律に基づいて輸入されている製品は、少量単位のものも全て網羅されているため、製品の輸入を捕捉する手段として有望である。基本的に法的根拠に基づくデータの運用がなされていることから、輸入製品の監視のために本来目的外のデータ活用を行うことはできず、活用には法的根拠を要する。

また、本データを用いて実際に製品の輸入を捕捉し、検査対象をスクリーニングすることができるかについては検証が必要である。

(5) 主要港（陸／海／空）での抜取検査

a. 当該国における背景・運用

CPSIA を根拠として港での抜取検査を実施している。その際、問題のない品も開封される可能性が許容されており、すべての不安全な製品の発見は難しいものの、一定の抑止力を発揮することが期待されている。

b. 日本への適用に係る解釈

日本の税関においては外為法や検疫法等の各法に基づく水際での取締が行われている。実際に貨物に対して制約をかけるためには、法的根拠の整備が必要である。また、現状の水際対策では、問題ない貨物を開封して検査する可能性は想定されていないが、製品安全の観点での検査ではその可能性を許容することとなり、社会受容性についても考慮すべきである。

(6) リスクベースでの対象品目の選択と集中

a. 当該国における背景・運用

米国では CPSIA106 条および 16 CFR part1250 において、ASTM インターナショナルによる玩具の安全基準（Standard Consumer Safety Specification for Toy Safety）である ASTM F963 を義務化¹⁴⁴するなど、子ども用品に特化した規制を行っている。このため、輸入監視の取組も子ども用品に注力されている。

b. 日本への適用に係る解釈

日本においては、製品安全四法に基づいて品目別に規制がかけられており、利用者側の軸

¹⁴³ 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 <https://www.naccs.jp/index.html> （2020 年 3 月 6 日閲覧）

¹⁴⁴ 平成 30 年度産業保安等技術基準策定研究開発等（製品安全に係る海外制度及びグローバルサプライチェーンに係る動向調査事業）報告書

で規制をかける体系にはなっていない。製品安全四法に基づく対象品目すべてを輸入監視の対象とすることは現実的ではない中で、日本の社会環境に応じて効果的にハイリスクな対象にアプローチする選定ロジックが必要となる。

(7) オンライン監視を専門とする部隊の設置

a. 当該国における背景・運用

CPSC では、オンライン監視を年次計画の中で注力対象としており、オンライン監視部隊には特別なトレーニングにより高度な専門性を有するチームを組成している。

b. 日本への適用に係る解釈

日本に適用する場合も、組織設置のための法的根拠や、専門性を有する人員の確保が課題である。

(8) 輸入元各国（中国、東南アジア等）に対する米国基準のアウトリーチ活動（広報活動、出先機関の設置等）

a. 当該国における背景・運用

米国では自国の規制体系について製品の生産国にアピールすることも実施している。輸入国として、自国の規制体系を守るよう生産国においてアピールする場合の実効性は、製品の消費地・マーケットとしての魅力に関係する。米国は生産国にとって消費地として無視することはできず、発言力があるものと考えられる。

b. 日本への適用に係る解釈

日本が消費地として世界有数の輸入額となっている製品であれば、生産国にとって無視できない立場となり、自国の規制体系に関するアピールが実効的なものになると考えられる。

(9) 経済圏を共有する隣接国とのリコール情報の共有

a. 当該国における背景・運用

隣接しているカナダ・メキシコとはリコール情報の共有や個別課題での連携を行っている。米国はこれらの国と自由貿易協定を結んでいるほか、地理的に接続しており市場として一体である。

b. 日本への適用に係る解釈

日本でも経済連携協定（Economic Partnership Agreement : EPA）の締結を各国・地域と実

施しているが、締結先は地理的に近い国・地域ではなく、必ずしも市場として一体となっているものではない。より近い東アジア諸国との締結は現時点ではないが、東アジア地域包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership：RCEP）等、議論中の枠組みはある。まずは EPA などの経済連携の枠組みが整備されると、製品安全側面での連携の議論も進む可能性がある。

3.3.2 欧州における対策

(1) マーク不備等リスクの高い製品の税関における差し止め

a. 当該国における背景・運用

EC 規則 765/2008 に基づいて、所定のラベル・マークの有無等の確認・判断により、税関で危険な製品の検知・差し止めと市場監視当局への通知を行っている。

b. 日本への適用に係る解釈

3.3.1(5)と同様、水際対策の法的根拠や社会受容性が課題となると考えられる。

(2) EC 規則執行の加盟国向けトレーニングプログラム（Enforcement academy）

a. 当該国における背景・運用

加盟国の規制当局向けにトレーニングプログラムを展開している。欧州各国で制度を共有しているため、各加盟国規制当局の能力を構築し水準を引き上げることが求められていると考えられる。

b. 日本への適用に係る解釈

日本の製品安全規制は、より上位の組織の制度を他国と共有する枠組みではないため、製品安全政策という観点での他国との情報交換や他国の施策をベンチマークすることは必要であるものの、当該施策のような形態はあてはまらない。

(3) 多様な主体間で危険な製品に関する情報を共有するシステム（ICSMS）

a. 当該国における背景・運用

各国の市場監視当局、製品安全分野の監督官庁、税関、消費者、事業者等の複数の関係者間で危険な製品に関する情報を提供・交換することができる。税関で差し止められた製品の情報などが蓄積されていく形であり、水際対策が法的根拠をもって制度化されていること、複数国間での情報共有が念頭に置かれていることが前提にあると考えられる。

b. 日本への適用に係る解釈

複数国間での情報共有を前提とせず、国内の主体間で製品安全に特化した情報共有システムを新たに導入することは効率的でない。法的根拠を整備の上、関係者が類似している既存システム（例えば NACCS）の拡充等で対応することが一案である。

(4) オンライン監視を強化する製品の選択と集中

a. 当該国における背景・運用

E コマースにおける製品のリスクアセスメントを、特定の製品（玩具、電子機器等）に絞って実施している。玩具と電子機器はそれぞれ玩具指令、低電圧指令と個別の EC 指令に基づく規制体系となっている。

b. 日本への適用に係る解釈

3.3.1(6)と同様、日本の社会環境に応じて効果的にハイリスクな対象にアプローチする選定ロジックが必要となる。

(5) 輸入元（中国）とのリコール情報等の共有（RAPEX-China）

a. 当該国における背景・運用

Safety Gate（RAPEX）を通じて検知された中国由来の危険な製品の情報を中国当局に提供し、必要な措置を実施する。欧州という巨大マーケットは生産国にとっても重要度が高いことが示唆される。一方で、RAPEX-China を通じた中国側の調査実施率は 30%程度と言われる。

b. 日本への適用に係る解釈

生産国（中国）にとっての日本マーケットの魅力度に応じて、上記枠組みを日本で適用した場合の実効性・協力の度合いは変わってくるものと考えられる。経済連携の深化と、製品安全側面での連携強化を両輪で進めることが重要である。

(6) その他海外諸国とのリコール情報等の共有（RAPEX-RADAR）

a. 当該国における背景・運用

EU-カナダ間で製品事故の報告システムに相互にアクセスできる。EU-カナダ間では経済連携協定があり、これに基づく対応とされる。

b. 日本への適用に係る解釈

経済連携協定を結んだ先との同様の連携は考えられるものの、言語の違いを考慮すると

英語での運用が想定され、日本の消費者に届けるには日本語訳が必要となることから、よりハードルは高いものと考えられる。

(7) オンライン市場プラットフォームとの製品安全取組の誓約取り交わし（EU Pledge）

a. 当該国における背景・運用

e コマースのサイト運営企業 4 社が、製品の安全確保に向けた自発的な取組として、危険な製品が検知された際の迅速な対応実施を宣言している。e コマースにおいては従来の規制のあり方に限界がある中で、規制当局は安全性の向上、e コマースサイトは信頼の獲得といった双方にメリットのある新たなガバナンスのアプローチを試みているものと考えられる。

b. 日本への適用に係る解釈

e コマースサイトにおける課題は、言語による一定の出品ハードルがあるという点も含め欧州と概ね共通的であると考えられる。e コマースのようなデジタル技術の社会実装にあたってのガバナンスのあり方について、経済産業省から「GOVERNANCE INNOVATION: Society5.0 の時代における法とアーキテクチャのリ・デザイン」¹⁴⁵が提案されているが、この中で言及のある企業の自主的なモニタリング・エンフォースメントや、コンプライ&エクスプレインといった概念と整合する取組であると考えられる。日本においても、モール事業者が製品安全関係法の遵守をサイト上で周知する、出品者に対して経済産業省の調査への協力を求める等、モール事業者との連携による製品安全確保の取組が開始されており¹⁴⁶、他国の施策も参考にしつつ取組を継続していく必要がある。

(8) 域内で流通する製品の責任主体の定義（「初回上市者」）

a. 当該国における背景・運用

EC 規則 765/2008 に基づき、「EU の基準を満たさない輸入製品が発見された場合に責任を求める主体」として「初回上市者」を定義している。

b. 日本への適用に係る解釈

3.3.1(2)と同様、日本においても届出制度に基づいて責任の所在を明確にしている。一方で EU の「初回上市者」の定義によれば、例えば海外から日本語で日本の消費者に宣伝を行っているような主体に対しても効力を及ぼしうると考えられるため、その運用については参考になると考えられる。

¹⁴⁵ 経済産業省ニュースリリース <https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191226001/20191226001.html>
(2020 年 3 月 11 日閲覧)

¹⁴⁶ 経済産業省 インターネット取引における製品の安全確保について
https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/06.html (2020 年 3 月 12 日閲覧)

(9) ドイツ：「差し止め」を担当する税関への情報提供（検査対象の共有、各州の「安全委員会」への招聘等）

a. 当該国における背景・運用

州の安全委員会にて作成したリスクプロフィールに基づき、税関が危険な製品の検知・差し止めを実施する。また、安全委員会に税関職員を随時の招聘し、最新の動向等について情報共有を実施する。製品安全所管官庁（ドイツでは連保労働社会省 Bundesministerium für Arbeit und Soziales : BMAS）から税関への直接の教育・指導ができないためこのような形となっているが、税関は元々技術的な監視を目的とした組織ではなく、一定の限界はあるものと考えられる。

b. 日本への適用に係る解釈

税関と製品安全所管官庁の関係性は日本でも類似しており、同様の仕組みを取り入れられる可能性がある一方で、運用上の限界についても同様に取り込まれる可能性がある。

(10) ドイツ：オンライン市場の関係主体の定義と法的責任の明確化検討

a. 当該国における背景・運用

オンライン市場の関係者を定義し、法的責任を負わせることを検討している。

b. 日本への適用に係る解釈

新たな概念の検討であり、日本においても同様の検討は可能と考えられるが、まずは法的位置づけの整理が必要。

(11) ドイツ：オンライン市場のレビュー情報や画像から製品のリスクを分析する仕組みの検討

a. 当該国における背景・運用

レビュー情報を用いて機械的に製品のリスクを分析する仕組みを研究している。実際の運用にあたっては法的根拠の存在が前提になる。

b. 日本への適用に係る解釈

まず、レビュー情報を収集し活用することに対する法的位置づけの整理が必要である。

(12) ドイツ：Safety Gate (RAPEX) よりドイツに関連する製品の情報を集約した「ドイツ

の危険な製品」データベース

a. 当該国における背景・運用

Safety Gate（RAPEX）の情報を国内向けに再整理して周知している。

b. 日本への適用に係る解釈

NITE における製品事故等の情報発信に近い位置づけと考えられ、手法や情報ソース等について参考になるものと考えられる。

表 3-12 他国における輸入製品事故対策の我が国への適用可能性検討

実施国	#	対策	ガバナンス上の狙い	当該国における背景・運用	日本での適用に係る解釈
米国	1	輸入品監視の専門部署(office of import surveillance)の設置	輸入品監視の体制構築	CPSIA を根拠とする	・経済産業省本省／経産局による対応では人員数が不足 ・輸入監視の法的根拠が必要
	2	自主的安全基準への準拠が義務付けられた製品を製造・輸入販売する者に対する安全確認書の事前提出義務付け	責任の所在の明確化	CPSIA に基づく連邦規則集第16条パート1110を根拠とする	・責任の所在は届出で明確化 ・電子申請の運用が参考となる可能性あり
	3	審査(ISA-PS)を通じた一部輸入事業者に対する優遇措置	インセンティブ設計	税関のISA運用に製品安全側面を追加したもの	水際対策の実施が前提
	4	貨物管理システムを活用した監視	輸入監視対象のスクリーニング	CPSIA を根拠とする	・貨物管理システムは日本における「NACCS」に相当 ・NACCSの対象業務への追加(法的位置づけ)が必要
	5	主要港(陸／海／空)での抜取検査	検査の実施を通じた抑止力の発揮	CPSIA を根拠とする	・税関の水際取締の対象業務への追加(法的位置づけ)が必要 ・荷物が開封されることに対する受容性が課題
	6	リスクベースでの対象品目の選択と集中(子ども用品等)	監視の効果の最大化	子ども用品に特化した規制	日本の社会環境に応じて効果的にハイリスク対象にアプローチする選定ロジックが必要
	7	オンライン監視を専門とする	監視を通じた抑止力の	・特別なトレーニングによる高	・部隊の設置には法的根拠が必要

実施国	#	対策	ガバナンス上の狙い	当該国における背景・運用	日本での適用に係る解釈
		部隊の設置	発揮	度な専門性 ・ CPSC の年次計画で注力対象としている	・ 専門性を有する人員の確保が必要
	8	輸入元各国（中国、東南アジア等）に対する米国基準のアウトリーチ活動 （広報活動、出先機関の設置等）	輸入品の安全・品質の底上げ	巨大な消費地・マーケットとしての発言力	輸入額が世界有数等の品目については実効的にアピールできる可能性あり
	9	経済圏を共有する隣接国（カナダ、メキシコ）とのリコール情報等の共有	輸入品の安全・品質の底上げ	・ 自由貿易協定 ・ 地理的接続	・ EPA 締結はあるが地理的に遠く必ずしも経済圏を共有していない
欧州	10	マーク不備等リスクの高い製品の税関における差し止め	検査の実施を通じた抑止力の発揮	EC 規則 765/2008 に基づく	・ 税関の水際取締の対象業務への追加（法的位置づけ）が必要 ・ 荷物が開封されることに対する受容性が課題
	11	EC 規則執行の加盟国向けトレーニングプログラム（Enforcement academy）	規制当局の能力構築	複数国で制度を共有しているための対応	当該施策の形態はあてはまらない
	12	多様な主体間で危険な製品に関する情報を共有するシステム（ICSMS）	トレーサビリティ確保	・ 税関での検査が制度化されている ・ 複数国間での情報共有を念頭	・ 関係者が類似する既存の貨物管理システム（NACCS）の活用（機能拡充）が案
	13	オンライン監視を強化する製品の選択と集中（玩具、電子機器等）	監視の効果の最大化	玩具指令、低電圧指令に基づく規制体系	日本の社会環境に応じて効果的にハイリスク対象にアプローチする選定ロジックが必要

実施国	#	対策	ガバナンス上の狙い	当該国における背景・運用	日本での適用に係る解釈
	14	輸入元（中国）とのリコール情報等の共有（RAPEX-China）	輸入品の安全・品質の底上げ	・巨大な消費地・マーケットとしての発言力 ・相手国での調査実施率は 30% 程度	経済連携の深化と、製品安全側面での連携強化の両輪が重要
	15	その他海外諸国とのリコール情報等の共有（RAPEX-RADAR）	輸入品の安全・品質の底上げ	経済連携協定に基づく	言語面のハードルが高い
	16	オンライン市場プラットフォームとの製品安全取組の誓約取り交わし（EU Pledge）	画一的なルール形成が難しい対象に対する新たなガバナンスのアプローチ	規制当局とプラットフォームの双方にメリット	他国の施策も参考にしつつ、モール事業者連携の取組を継続
	17	域内で流通する製品の責任主体の定義（「初回上市者」）	規制対象の明確化	EC 規則 765/2008 に基づく	海外から日本に宣伝を行う主体等を規制する運用の参考となりうる
ドイツ	18	「差し止め」を担当する税関への情報提供（検査対象の共有、各州の「安全委員会」への招聘等）	規制当局の能力構築	・製品安全所管官庁（BMAS）から税関への直接の教育・指導はできない ・税関は技術的な監視を主目的とした機関ではない	・税関との関係性は日本と類似 ・同様の仕組みを取り入れられる可能性あり ・運用上の限界にも留意が必要
	19	オンライン市場の関係主体の定義と法的責任の明確化検討	規制対象の明確化	新たな概念の定義を検討	日本においても同様の検討は可能であるが、まずは法的位置づけの整理が必要
	20	オンライン市場のレビュー情報や画像から製品のリスクを分析する仕組みの検討	監視の実効性担保が難しい対象に対する新たなガバナンスのアプローチ	・法的根拠の存在が前提	まずは法的位置づけの整理が必要

実施国	#	対策	ガバナンス上の狙い	当該国における背景・運用	日本での適用に係る解釈
			一斉		
	21	Safety Gate (RAPEX) よりドイツに関連する製品の情報を集約した「ドイツの危険な製品」データベース	問題のある製品に関する注意喚起	Safety Gate (RAPEX) 情報を国内向けに再整理して周知	・NITE における情報発信に近い位置づけ ・手法や情報ソース等参考になる可能性あり

出所) 三菱総合研究所作成

3.4 我が国における将来的な輸入製品事故対策（案）

前節までの調査と検討を踏まえると、特に市場流通後の製品の安全を確保する取組は、我が国でも他の先進国と類似した取組を行っていることが分かる。他方、市場流通前の水際対策については他の先進国の取組は参考になる可能性がある。また、我が国では「製品安全対策優良企業表彰」のような、事業者の製品安全対策の取組にインセンティブをもたらす事業も行っている。既に行っている取組の継続や強化も含め、我が国における将来的な輸入製品事故対策としては以下のようなものが考えられる。

3.4.1 主な対策の将来的な適用イメージおよび当面の取組・課題

(1) 欧米との国際連携協力を通じた事故低減のための取組

a. 将来的な適用イメージ

本事業で確認できたように、欧米諸国においても輸入製品の安全性確保は重要な政策課題の 1 つであり、グローバルサプライチェーンで流通している製品には他国と共有できる情報も多いと考えられることから、輸入製品の事故情報や、事故原因及び執られた対策措置などについて、欧米諸国との情報交換の体制を構築する。また、輸入製品の事故に大きく関係する生産国へのアプローチを検討する。

b. 当面の取組・課題

製品安全分野に関する国際協力は、例えば OECD のような国際的枠組みにおける協力や、個別の国との意見交換などが実施されているものの、欧州の Safety Gate（RAPEX）と連携するといった具体的な体制構築には至っていない。そのため、現在の国際協力関係を維持しながら、さらなる具体的な取組の検討が必要である。

また、生産国へのアプローチについては、特に、中国からの輸入品に対して、現地事務所の設置や現地事業者へのセミナー実施によるアウトリーチ活動など、参考になる取組が実施されていることから、我が国でも同様の取組を検討するとともに、欧米の取組との連携・協働も検討する必要がある。

(2) リスク情報等に応じた対策重点の選定

a. 将来的な適用イメージ

輸入製品の数・種類は膨大であるため、例えば(1)のように諸外国と連携をとる場合などは、一定の基準に基づき、管理強化策をとる製品を限定する必要がある。その際、製品安全四法上の既存の製品分類を活用して、例えば消費生活用製品安全法の特別特定製品等を対象とすることも考えられるが、新たな基準としては、欧米における選定の考え方なども参考に、以下のようなものが考えられる。

利用者の脆弱性に基づく選定：子ども・高齢者等、利用者側に脆弱性のある製品を対象と

する。

事故実績・リスクに基づく選定：モバイルバッテリー¹⁴⁷等、事故実績等に基づいて高リスクと考えられる製品を対象とする。

新規性・不確実性に基づく選定：IoT や AI などの新技術を用いた製品や、これまでにない新たな製品を対象とする。

b. 当面の取組・課題

例えば玩具・子ども向け製品であれば、民間ベースの「ST マーク」や「キッズデザイン賞」等の取組はあるものの、現状の製品安全四法の体系においては、「3 歳未満の乳児が使用する」等の利用者側の条件のみで網羅的に規制対象を定義することはせず、事故実績に基づいて選定している。現行法の体系の中で取り扱えるか、改めて法的根拠を整備する必要があるか等について検討を要する。一方、欧州・米国では子ども用品を特に重要視し、法的根拠をもって対策を実施しており、利用者の脆弱性に基づいて規制対象を選定することが定着していることから、日本において子ども用品が国際的な規制の水準と比較して低水準の規制となっていないか、確認する必要があると考えられる。

(3) オンライン市場における製品安全観点からのガバナンス確保

a. 将来的な適用イメージ

オンライン市場における製品の安全を確保するため、プラットフォーム事業者は、経済産業省をはじめとする行政機関と連携しながら、自主的に市場の安全性を確保するための取組を実施する。具体的には、すでに取り組んでいる製品安全関連法の対象製品の購入者への情報提供や、違反品の掲載削除等を継続するとともに、より効果が見込める取組について積極的に採り入れる。また、そのような取組を「製品安全対策優良企業表彰」等の場で積極的に社会（規制当局および消費者）に説明し、消費者が積極的に安全な製品を選択する意識を持つような社会の構築に貢献する。

一方、国もオンライン市場で取引される製品の安全について引き続き注視し、プラットフォーム事業者をはじめとする国内関係者との連携を強化するとともに、各国行政機関との連携・協力によって、グローバルに展開されているオンライン市場における製品の安全性確保に努める。

このように、事業者と国が連携し、オンライン市場における製品の安全性確保に努めているプラットフォームが正しく消費者から選ばれ、また国からも一定の信認を得ることが継続的に行われることで、オンライン市場における製品安全の取組が継続的に改善される。

b. 当面の取組・課題

オンライン市場については、製品安全にとどまらず、契約条件やデータの取扱い等、多様な観点で規制のあり方が議論されているところである。オンライン市場においては、従来の

¹⁴⁷ 製品評価技術基盤機構プレスリリース「5 年で 2 倍以上に！リチウムイオンバッテリー搭載製品の事故」、<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2018fy/prs190124.html>（2020 年 3 月 13 日閲覧）

店舗型販売のように物理的に製品を確認するのが容易ではなく、行政が行う事前規制に係る確認等、製品安全確保のアプローチに時間を要してしまうなどの実態があるため、プラットフォーム事業者が自主的な取組を実施するとともに社会（規制当局および消費者）に説明する等、モニタリングが可能な状態にすることが重要と考えられる。

経済産業省では、オンライン市場で取引される製品の安全性確保に向けて、2018 年からプラットフォーム事業者との連携を進めている。製品安全関連法に関する情報の提供や、各事業者の取組などについて情報交換し、より効果的に安全性の確保ができるよう検討を進めているものであるが、今後も拡大を続けると見込まれるオンライン市場で取引される製品の安全性確保のため、引き続き連携を続ける必要がある。その際、欧州における“EU Pledge”や、台湾におけるプラットフォーム事業者への要請等、各国の様々な類似のアプローチによる取組が参考になる可能性がある。

また、他の省庁においても、オンライン市場における規制のあり方について様々な議論がなされていることから、議論の進捗や取組を注視し、必要に応じて連携をとるなど、効果的な取組となるよう努めることが求められる。

なお、欧州でみられたように、規制当局としてオンライン市場のサイトをクロールして問題のある製品を発見する技術を開発することも考えられるが、利用者のレビュー情報等の利用にあたっては、法的根拠や倫理上の取扱い等に留意する必要がある。

(4) 製造・輸入事業者（特に中小）向けガイド等の支援提供、検査力強化支援

a. 将来的な適用イメージ

海外における製品の製造や部品の調達を念頭に、製品安全・品質確保の観点で日本のビジネス環境と前提が異なる点や、「サイレントチェンジ」等の行為から身を守るために必要な取組（特に検査）をとりまとめ、ガイドラインとして提供する。

b. 当面の取組・課題

本事業における生産国調査や国内調査によると、サイレントチェンジをはじめとする国内の製造・輸入事業者が直面している課題は、政策により相手国との連携によって解決するよりも、個々の国内事業者の活動を通して解決すべきことが示唆された。サイレントチェンジの存在そのものを問題視するよりも、サイレントチェンジ等が発生しうる環境を所与のものとして、発生時の対応を予め考えておくなど、自らを守りながらビジネスを展開するための支援を行うことが、国内企業の国際競争力という観点で重要である。

(5) 税関と連携した輸入製品水際対策

a. 将来的な適用イメージ

他の先進国の事例を参考にし、税関との連携による輸入製品の水際対策を検討する。この際、すべての消費生活用製品を対象とすることはリソース上現実的でないため、何らかの基準に基づき監視対象製品を特定する必要がある（(2)参照）。具体的な取組としては、対象と

した製品について、港湾・空港において経済産業局や NITE の職員がサンプリング・開封の上検査を実施し、問題が発見された場合は留置等の措置をとることが考えられる。対象製品の通関の情報は、既存の NACCS のデータを活用して予めスクリーニングし、港湾・空港における検査の対象を絞ることも一案である。

b. 当面の取組・課題

他の先進国の取組を考えれば、水際での対策は一定程度の抑止力を発揮するものと考えられるが、現状の我が国の税関における水際規制は、関税法、外為法、検疫法等に基づき、輸入が禁止されている対象物について一切の侵入を許さないことが前提となっており、一般消費者への流通を前提としている消費生活用製品にはなじまない。また、輸入製品事故対策としての水際対策では、玩具等特定のカテゴリの製品についてランダムに開封し技術基準への適合等を検査することが想定される。すなわち、問題のない製品を含めて開封し検査する可能性があるという点においても、我が国の現状の水際対策とはなじまない形態となる。したがって、我が国における輸入製品に対する水際対策の導入にあたっては、以下のようなハードルが考えられるため、短期的な導入は難しいものと想定される。

- ① 検査や留置の措置、NACCS データ活用等に係る法的根拠の整備
- ② 対象製品の選定、当該製品に対する検査基準・検査手法の決定
- ③ 港湾・空港の現場における検査体制・検査用資機材の確保
- ④ 製品安全行政の体制としての検査人員確保（税関への委託等も含む）
- ⑤ 荷物の開封に対する社会的受容

しかしながら、諸外国においては、税関と連携した水際での輸入製品の監視を行うことは珍しくなくなっており、法的根拠も整備されている。世界の製品市場の中で日本の輸入監視の水準が相対的に低い状況となっている可能性があり、日本においては、上述の通り、水際対策の実施は困難な状況の中にあっても、これに代わる措置の検討を行うことは有益である。

なお、NACCS 等のデータを活用した監視対象のスクリーニングが、技術的には可能かどうか、特定の商社や通関事業者の入力データを対象とした実証等を通して活用可能性を検証することが考えられるが、実際の運用に向けては法的根拠の整備等のハードルは高い。そのため、当面の間は、通関業界との製品安全側面での連携強化など、法的根拠の整備を必要とせず、実物の検査を伴わない範囲での輸入監視の強化策を実施しつつ、将来的な税関と連携した検査の導入に向けた検討を行う方が良い。さらに、将来的に日本で製品安全のための水際対策を法制化する必要性が生じた場合には、他国の水際措置の関連法令の仕組みを整理し、日本の法制度と比較する必要がある。

3.4.2 輸入製品事故対策の体系

前項で挙げた主な対策以外にも、製品安全課における規制や政策・制度の拡充や、官民・国内外の他組織との連携を通じた多様な輸入製品事故対策が考えられる。輸入製品事故対策の全体像を網羅的に検討する体系として、3.2.2 項で示した「ガバナンス上の課題」と、対策アプローチの種別からなるマトリクスを整理し、縦軸・横軸から発想される輸入製品事故対策を試行的に整理した（表 3-13）。これらの対策は、実現性・実効性等の観点から検

証される必要があるが、これまで対策の検討が不足していた輸入製品事故に対する今後の対応の候補となるものである。

表 3-13 輸入製品事故対策の体系

輸入製品事故に係るガバナンス上の課題	METI 製品安全課による 対策アプローチ					METI 製品安全課＋他組織との連携による 対策アプローチ		
	規則	市場監視	賞罰・インセンティブ制度	事故報告・リコール制度	事業者支援	w/他国政府	w/他課・他省庁	w/民間
日本企業の検品・検査力、不正を自衛する力の不足傾向	特定の製品（玩具等）に対する新たな基準作り	他国との国際連携協力による取組 輸入製品の水際対策の検討	製品安全対策優良企業表彰にてグローバルサプライチェーンマネジメントの優良事例を表彰	検品・検査による事故・リコールの未然防止を評価する仕組みの構築	サプライヤとの関係構築や契約、ビジネス上の留意点等にかかるガイド提供	特定の製品（玩具等）に係る基準の国際整合	JETRO 等と連携した情報発信	業界団体及び日科技連・能率協会等品質管理に強みをもつ団体との連携強化
トレーサビリティ確保の困難性、抑止力が効きにくい	届出等による事業者の捕捉のあり方検討	他国との国際連携協力による取組 輸入製品の水際対策の検討	責任主体の明確化・罰則強化による抑止力発揮	責任主体の明確化	サプライヤのマネジメントに係るガイド提供	リコール情報・原因分析等の相互共有	NACCS データの活用による輸入製品の捕捉 税関と連携した輸入製品の水際対策実施による抑止力発揮	輸出入品目を把握している民間主体（通関事業者、商社等）との連携強化
オンライン市場のガバナンスの困難性	届出等による事業者の捕捉のあり方検討	EC モール上のハイリスク製品の検出技術開発	製品安全対策優良企業表彰への EC モールの組み込み	事故報告・リコールにおけるモール事業者の役割明確化	モール事業者のための製品安全取組チェックリスト提供	オンライン市場の製品安全確保に関する最新動向共有	EC モールの安全確保制度設計	モール事業者の自主的な取組のバックアップ

出所）三菱総合研究所作成

4. まとめと今後の課題

本事業では、輸入製品の生産国の現地調査や国内調査に基づき輸入製品事故の課題を整理するとともに、欧州・米国における輸入製品事故対策の最新状況を把握した。これらの情報について、日本の現状や各国の背景等を踏まえ、日本における輸入製品事故対策の適用について考察し、主要な対策の将来的な姿と当面の取組を提案するとともに、輸入製品事故対策の体系を提案した。

今後は、提案した輸入製品事故対策の実装に向け、技術的な検証や法的根拠整備のための検討深化、当面実施可能な関係機関との連携強化などを通して、日本における輸入製品事故対策の水準を継続的に向上していくことが求められる。

令和元年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業
（グローバルサプライチェーンを背景とした輸入製品事故の
減少に資する海外制度に係る動向調査） 報告書

2020 年 3 月

株式会社三菱総合研究所
科学・安全事業本部